

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>厚生労働大臣 長妻 昭</p> <p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立がん研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立がん研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター 理事長 嘉山 孝正</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、その前身となる国立がんセンターが昭和37年に我が国最初のナショナルセンターとして設立されて以来、日本のみならず、世界的ながん対策の中核施設として、高度先駆的医療、研究、国内外の医師・研究者等に対する研修及び情報発信等の分野で先導的・中心的な役割を果たすとともに、「第3次対がん10か年総合戦略」をはじめとする国の施策において我が国の中核機関としての重要な役割を</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人がん研究センターの年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成22年6月14日</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター 理事長 嘉山 孝正</p>	

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、昭和37年に我が国のがん対策の要として設立された国立がんセンターを前身とする。</p> <p>センターは、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定）に基づき、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能を相互に連携させ、その能力を効果的に発揮するとともに、独立行政法人制度のメリットを最大限活用し、我が国のがん対策の中核機関として日本のみならず世界への貢献を図り、世界をリードしていく責務がある。</p> <p>具体的には、センターが果たすべき</p>	<p>担ってきた。</p> <p>また、平成19年4月1日に施行されたがん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「がん対策基本法」という。）に基づき作成された「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定。以下「がん対策推進基本計画」という。）において、センターは、がん対策の中核的機関として、がん医療の標準化・均てん化に関して中心的な役割を担い、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくとともに、様々ながん対策に関連する情報の収集・分析・発信等に不可欠な組織として情報提供体制を整備していくことが求められている。</p> <p>センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、がんの死亡・罹患などの実態把握と原因及び本態の解明に基づく予防法の研究開発、がん検診に係わる研究開発、高度先駆的及び標準化に資する診断、治療技術の開発と普及、がん研究・がん医療等を推進する人材育成、がん医療に係わる情報提供、がん対策に係わる政策提言等を使命として掲げ、本使命を達成できるよう、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能が相互に連携することによりその能力を効果</p>		

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>使命を達成するため、がん克服に資する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進めるとともに、日本人のエビデンスの収集を行い、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むことが求められている。</p> <p>さらに、良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信等を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。</p> <p>第 1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	<p>的に発揮し、がんに関する医療政策に対する課題を着実に解決していくことで、がん対策推進基本計画に基づくがん対策の推進に貢献する。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
<p>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>■評価項目 1 ■ 研究・開発に関する事項 (1)臨床を志向した研究・開発の推進</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>がんによる死亡者(がんの年齢調整死亡率(75 歳未満))の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するため患者アンケート等により実態を把握するとともにがん対策に資する研究に取り組み、研究成果の社会への還元を促進する。</p> <p>未だ解明されていない難治がん等の原因究明やがんの発生・進展・転移の機構解明を推進し、先進医療として認められるような高度先駆的な予防・診断・治療技術を開発するとともに、国内及び国際的な標準医療の確立と改善に貢献するのみならず先駆的な医療を世界に情報発信していく。</p> <p>これらの研究等について世界をリードする水準で実施していくための体制を充実する。特に、病院においては、最新の知見に基づいた標準的治療の開発のみならず高度先駆的ながんの診断・治療などの新しい医療技術の臨床開発に取り組むための体制を整備する。</p> <p>また、センターは、がん分野の基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>(治験を含む。)推進のために、研究の統括や調整を行う。そのための研究基盤を構築・提供し、研究評価とともに研究資源の適切な活用を図っていく。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>研究の成果を臨床の実用化やがん対策につなげるために、研究所、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、病院が高度専門性を有した上で、トランスレーショナルリサーチの推進のために相互の機能の強化と連携を図り、『先端医療開発推進会議』等を定期的に開催し、世界的レベルでの革新的医療・予防法の開発や標準医療の</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>研究の成果を臨床の実用化やがん対策につなげるために、研究所、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、病院が高度専門性を有した上で、トランスレーショナルリサーチの推進のために相互の機能の強化と連携を図り、基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究(年間 20 件以上)や若手研究者を中心とした人事交流を推進す</p>	<p>○ 研究所と病院等が高度専門性を有した上で、トランスレーショナルリサーチの推進のために相互の機能の強化と連携を図るとともに、世界的レベルでの革新的医療・予防法の開発や標準医療の確立に資する成果の継続的な作出を目指しているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>確立に資する成果の継続的な作出を目指す。</p> <p>② 研究基盤の整備 センターが取り組むべき分野の研究基盤を整備していくために、臨床試料及び情報を研究に活用するための体制等を構築していく。</p> <p>③ 臨床研究の推進のための中核機能の強化 また、臨床研究の推進のために、センターで行う臨床研究を支援する体制及び多施設共同臨床研究の中核機能を担うためのデータセンター等の整備を行う。 中期目標の期間中に、センターが直接的又は間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成する診療ガイドラインに 5 件以上採用されることを目指す。 平成 21 年度末現在、通算で肺癌 2 件、胃癌 6 件、食道 7 件、婦人科腫瘍 2 件、乳癌 2 件</p>	<p>る。「先端医療開発推進会議」を設置し革新的医療・予防法の開発や標準医療の確立に資する成果の継続的な作出を目指す。</p> <p>② 研究基盤の整備 臨床試料及び情報を研究に活用するため手術検体を中心にセンター内バイオバンクを整備し、手術検体の新規保存件数を 1,300 件以上とする。</p> <p>③ 臨床研究の推進のための中核機能の強化 臨床研究の推進のために、センターで行う臨床研究を支援する体制及び多施設共同臨床研究の中核機能を担うためのデータセンター等を設置する。 センターが直接的又は間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成する診療ガイドラインに 1 件以上採用されることを目指す。 平成 21 年度末現在、臓器領域毎の偏りがあるが、今後、大腸、肝胆膵、泌尿器、脳腫瘍、血</p>	<p>○ センターが取り組むべき分野の研究基盤を整備していくために、臨床試料及び情報を研究に活用するための体制等を構築しているか。</p> <p>○ センターで行う臨床研究を支援する体制及び多施設共同臨床研究の中核機能を担うためのデータセンター等の整備を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、センターが直接的又は間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成する診療ガイドラインに 5 件以上採用</p> <p>○ センターが、直接的または間接的に実施する臨床研究実施機関の訪問監査（科学性・倫理性の確認調査）について、都道府県がん診療連携拠点病院の</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>と臓器領域毎の偏りがあるが、今後、大腸、肝胆膵、泌尿器、脳腫瘍、血液腫瘍等の領域の強化を目指す。また、中期目標の期間中に、センターが、直接的又は間接的に実施する臨床研究実施機関の訪問監査(科学性・倫理性の確認調査)について、都道府県がん診療連携拠点病院の 20%、地域がん診療連携拠点病院の 10%以上の実施を目指す。</p> <p>④ 産官学等との連携強化 「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」等を踏まえ、国内外の大手・ベンチャー企業等の産業界、先端研究施設、主要がんセンター等と「医療クラスター」を形成して先端的な臨床研究を推進するために、産官学連携を支援する産官学連携オフィス等の整備を行う。また、クラスター内での積極的な共同研究推進のための協議の場の設定及び早期臨床開発試験をつかさどるデータセンターを整備する。</p>	<p>液腫瘍等の領域の強化を目指す。また、センターが、直接的または間接的に実施する臨床研究実施機関の訪問監査(科学性・倫理性の確認調査)について、がん診療連携拠点病院を中心に、年間 10 医療機関以上の施設訪問監査を行う。</p> <p>④ 産官学等との連携強化 「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」等を踏まえ、国内外の大手・ベンチャー企業等の産業界、先端研究施設、主要がんセンター等と「医療クラスター」等を形成して先端的な臨床研究を推進するために、産官学連携を支援する産官学連携オフィス等の整備を行う。また、クラスター内での積極的な共同研究推進のための協議の場の設定及び早期臨床開発試験をつかさどるデータセンターを整備</p>	<p>20%、地域がん診療連携拠点病院の 10%以上の実施</p> <p>○ 「医療クラスター」を形成して先端的な臨床研究を推進するために、産官学連携を支援する産官学連携オフィス等の整備を行うとともに、クラスター内での積極的な共同研究推進のための協議の場の設定及び早期臨床開発試験をつかさどるデータセンターの整備を行っているか。</p> <p>【数値目標】 ○ 平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、共同研究件数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について各々 5%以上の増加</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>これにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、共同研究件数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について各々5%以上の増加を目指す。</p> <p>⑤ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 がん医療研究開発費による研究をはじめ、我が国のがん対策の中核機関としての使命を果たすための研究を企画し、評価していく体制の強化を図るとともに、研究を支援していくための体制も充実させる。</p> <p>⑥ 知的財産の管理強化及び活用推進 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法</p>	<p>する。 受託契約の複数年化、治験経費の出来高算定を実現し、国際共同治験を含む治験を委託されやすい体制の整備を行う。 これにより、平成 21 年度に比し、共同研究件数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について各々1%以上増やす。</p> <p>⑤ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 「先端医療開発推進会議」を設置し、がん医療研究開発費による研究をはじめ、我が国のがん対策の中核機関としての使命を果たすための研究を企画するとともに、外部委員から成る評価委員会を設置し、研究に対する評価を行う。</p> <p>⑥ 知的財産の管理強化及び活用推進 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法</p>	<p>○ がん対策の中核機関としての使命を果たすための研究を企画し、評価していく体制の強化を図るとともに、研究を支援していくための体制も充実させているか。</p> <p>○ 知的財産管理部門を設置し、マテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、及び、上記研究を推進するため、知</p>

国立がん研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>律第 63 号)及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、共同研究や受託研究等を推進するため知的財産管理部門を設置し、マテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、及び、上記研究を推進するため、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。</p> <p>また、中期目標の期間中に、特許出願件数とその内容が適切かどうかについて吟味し、活用推進に至るシステムを作る。</p>	<p>律第 63 号)及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、共同研究や受託研究等を推進するため知的財産管理部門を設置する。同部門においては、知的財産管理等に関し、外部の専門家の活用や職員の専門性の向上を図りながらマテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。</p>	<p>的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図っているか。</p> <p>○ 中期目標の期間中に、特許出願件数とその内容が適切かどうかについて吟味し、活用推進に至るシステムを作成しているか。</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。(政・独委評</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>価の視点)</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>病院は臨床開発の様々な段階に対応するため、橋渡し研究を含む臨床研究を行うための診療体制等の整備を進める。</p> <p>センターで実施される臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図る。</p> <p>また、その推進のために、積極的に独立行政法人医薬品医療機器総合機構等との人事交流を行って確保された薬事・規制要件の専門家を含めた支援体制の基盤整備を行い円滑な試験実施を進めるとともに、支援体制のモデル化により国内他施設への普及を図る。</p> <p>また、治験申請から症例登録 (First patient in) までの期間を</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>病院は臨床開発の様々な段階に対応するため、橋渡し研究を含む臨床研究を行うための診療体制等の整備を進める。</p> <p>センターで実施される臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図る。</p> <p>薬事・規制要件に関する専門家育成のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構等との人事交流を実施する。</p> <p>治験申請から症例登録 (First patient in) までの期間を平均 150 日以内とする。</p>	<p>■評価項目 2 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>○ 実施される臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図り、橋渡し研究を含む臨床研究を行うための診療体制等の整備を進めているか。</p> <p>○ 臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図っているか。</p> <p>○ 薬事・規制要件の専門家を含めた支援体制の基盤整備を行い円滑な臨床試験実施を進めるとともに、支援体制のモデル化により国内他施設への普及を図っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 治験申請から症例登録 (First patient in) までの期間を平均 130 日以内</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>平均 130 日以内とする。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 高度な倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理審査委員会等の機能を強化するとともに、主要な倫理指針等について職員教育の充実を図る。</p> <p>また、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示するとともに、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制や、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応の体制等を整備する。</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保 高度な倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理審査委員会等の機能を強化するとともに、主要な倫理指針等について職員教育の充実を図る。</p> <p>臨床研究の情報公開に向けて、研究管理データベースを整備するとともに、患者・家族への研究に関する情報公開及び問い合わせ対応の体制を整備する。</p>	<p>○ 倫理審査委員会等の機能を強化するとともに、倫理指針等について職員教育の充実を図っているか。</p> <p>○ センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示するとともに、センターを受診する患者への研究に関する説明を行う体制や、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応の体制等の整備を行っているか。</p>
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>■評価項目 3 ■ 研究・開発に関する事項 (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>がんは単一の疾患ではなく、その原因、宿主背景因子、本態となる遺伝子異常、病態、病期及び治療応答性等において極めて多様な様相を呈することが明らかにされている。その罹患率及び死亡率を抑制するためには、基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究の各分野において高度先駆的な研究・開発を展開するとともに、こ</p>	<p>がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究に積極的に取り組む。</p> <p>具体的な方針については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙 1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がん対策に資する研究に積極的に取り組み、世界をリードする研究成果を継続的に創出するとともに、その成果の社会への還元を促進する。</p> <p>その実現に向け、病院と研究所の連携をより強化し、企業や国内外の大学、学会等のアカデミア機関との産官</p>	<p>がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究に積極的に取り組む。未だ解明されていない難治がん等の原因の究明や本態解明に繋がる研究を推進し、高度先駆的な予防・診断・治療技術の開発に資する成果を創出する。</p> <p>具体的な方針については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙 1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p>	<p>○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p> <p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>れら3大分野の有機的な連携に基づく、我が国における総合的研究戦略として推進することが極めて重要である。</p> <p>このため、がんの原因・本態解明、予防・診断・治療法の基盤となる技術の開発等基礎研究の成果を、公衆衛生研究及び臨床研究に応用し、より優れた予防・診断・治療法の実現に結びつけるとともに、公衆衛生研究及び臨床研究において見出された疑問、仮説を基礎研究の課題として積極的に取り上げる等、双方向性の橋渡し研究を進めていく必要がある。</p> <p>また、これら研究の方向性及びその成果を的確に評価するためにはまず、がんの実態を把握し、分析する研究が欠かせない。ついで、発生したがんに対する高度先駆的診療技術の開発、日本人のがん罹患率を低減させる一次予防法の実現、検診等早期発見による二次予防法の科学的評価と開発が求められる。さらに、このようにして開発されたがんの予防・検診・診断・治療法の均てん化を図るための研究及び対策を展開する必要がある。</p> <p>センターにおいては、これらの研究</p>	<p>学連携の一層の推進を図りつつ、がんの原因・本態解明の基礎研究から予防及び診断・治療技術の革新的開発を目指した橋渡し研究や早期臨床開発試験を積極的に推進する。さらにセンターが中心的に支援・コントロールし、がん診療拠点病院等を中心とした多施設共同臨床試験を展開し、新しい標準治療の開発と国内への普及を積極的に推進する。早期の開発から標準化を目指した基礎・臨床研究をセンターが主体的に展開し、世界のがん医療に大きく貢献する成果をあげるよう、総合的に研究を推進する。また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、がん医療の質的向上に資する研究、情報発信手法の開発に関する研究等に取り組み、その成果を活用していくことにより、がん医療の均てん化に寄与する。</p> <p>具体的には、中期目標の期間中に、センター全体として、10 件以上のがん対策の推進に大きく貢献する顕著な成果をあげることを目指す。</p>		<p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、センター全体として、10 件以上のがん対策の推進に大きく貢献する顕著な成果をあげる</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>課題について、センター内各部門の連携はもとより、国内外の医療機関、研究機関、学会等との一層の連携を図り、総合的な取り組みを進めていくこと。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、がんの原因、発生・進展のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を行う。</p>	<p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明</p> <p>ア がんの原因解明に資する研究の推進</p> <p>がん発生の要因に関して、ゲノム・エピゲノム解析、様々なゲノム修飾に関する網羅的解析、発がん動物モデルを用いた研究成果をもとに、外的な環境要因(食事、喫煙、ウイルス・細菌感染、職業環境等)、生活習慣病や炎症などの内的環境要因及び遺伝的な発がん要因の解明に取り組む。</p> <p>生活習慣病や炎症等に起因するがんの発生・成立に関して主導的な役割を果たしている分子機構の解明に取り組む。</p>	<p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明</p> <p>ア がんの発症リスクに関する研究の推進</p> <p>がん発生のリスク要因に関して、ゲノム・エピゲノム解析、発がん動物モデルを用いた研究成果をもとに、外的な環境要因(食事、喫煙、ウイルス・細菌感染等)、生活習慣病や炎症などの内的環境要因及び遺伝的な発がん要因の解明に取り組む。</p> <p>生活習慣病や炎症等に起因するがんの発生・成立に関して主導的な役割を果たしている要因とその分子機構の解明に取り組む。</p> <p>発がんの感受性・易罹患性</p>	<p>○ がんの原因解明に資する研究の推進に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>発がん感受性の分子機構を解明し、その知見に基づく新しい予防法の開発を目指す。</p> <p>イ がんの発生・進展のメカニズムに関する研究の推進</p> <p>がんが多様性を獲得し進展・浸潤・転移する過程、及び、治療抵抗性を獲得する分子機構を、がん細胞側と宿主側の両方の観点から統合的に解明することを目指す。</p> <p>ウ がんの本態解明の研究の推進</p> <p>がん本態の特性を様々な検討により解明し、有効な治療標的の同定につなげる。</p> <p>分子病理学的解析を基盤としたがんの病理学的診断・分類等に関する研究を進めるとともに、がんにおけるゲノム・エピゲノム異常並びに不安定性、RNA 及び蛋白質発現の変化と、治療応答性等との関係の解明に取り組む。高精度</p>	<p>に関わる遺伝子を複数同定し、その分子機構の解明を進める。</p> <p>イ がんの発生・進展のメカニズムに関する研究の推進</p> <p>がんが進展・浸潤・転移する過程、及び、治療抵抗性の獲得に関与するがん細胞側、或いは宿主側の因子について、次世代シーケンス技術等の最新ゲノム解析技術や網羅的エピゲノム解析を用いて同定し、その分子機構の解明を目指す。</p> <p>ウ がんの本態解明の研究の推進</p> <p>膵・肝・大腸がん等におけるゲノム・エピゲノム異常並びに不安定性、RNA 及び蛋白質発現の変化を明らかにし、転移・浸潤能の獲得や治療応答性等との関係の解明に取り組む。高精度診断マーカー開発のためのゲノム・プロテオミクス等の新たな診断技術の開発に取り組む。多層的オミックス解析によるがん・白血病の創薬</p>	<p>○ がんの発生・進展のメカニズムに関する研究の推進に取り組んでいるか。</p> <p>○ がんの本態解明の研究の推進に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② がんの実態把握 各種がん登録による我が国のがんの罹患、転帰その他の状況</p>	<p>診断マーカー開発のためのゲノム・プロテオミクス等の新たな診断技術の開発に取り組む。各種がんの特徴的な細胞周期・信号伝達系・分化・細胞死プログラムの制御異常の解明、がん組織及び担がん個体における代謝系・内分泌系の異常の解明、がんにおける幹細胞、転移・浸潤を規定するがん細胞側・宿主側の要因とそれらの相互作用の解明、がんにおける間質及び脈管系の役割の解明に取り組む。</p> <p>また、がん及びがん治療における腫瘍免疫の特性の解明に関する基礎研究を積極的に推進し、診療標的としての可能性を検討する。その他、生命科学の新しい進展に伴い、高度先駆的がん診療開発に資する基礎的研究の積極的な展開に取り組む。</p> <p>② がんの実態把握 ア がん登録の推進によるがんの実態把握</p>	<p>標的探索を行うためのゲノム等解析拠点機能を担い、共同研究体の運営・データベース構築を進める。さらに、各種がんの特性に関わる分子機構の解明を推進し、がんの特性を規定するがん細胞側・宿主側の要因を複数個同定する。原因不明がんの易転移性獲得要因の解明とそれに基づく新規治療薬の開発を推進する。</p> <p>また、腫瘍免疫に関する基礎研究を積極的に推進し、臨床応用のためのプロトコール作成を行う。</p> <p>② がんの実態把握 ア がん登録の推進によるがんの実態把握</p>	<p>○ がん登録の推進によるがんの実態把握に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるがんのリスク・予防要因の究明等、がんの実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>がん登録を推進し、がんの罹患、転帰などの実態とその推移を把握するために、登録対象の範囲や予後調査の方法等を含めた実施体制の標準化と連携体制について検討を行う。さらに、正確ながん統計情報の整備に向けたがん登録の課題を検討する。</p> <p>また、がん登録から収集されたデータを用いて、がん医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等より、がん対策情報センターに収集されたデータを用いて、全国的な傾向や課題などを分析・評価する。また、国と県のがん対策計画の企画・評価におけるがん統計の適切な利用を支援する。</p> <p>イ がんの原因究明に基づく予防法の研究開発</p>	<p>がん登録を推進し、がんの罹患、転帰などの実態とその推移を把握するために、登録対象の範囲や予後調査の方法等を含めた実施体制の標準化と連携体制について検討を行う。さらに、正確ながん統計情報の整備に向けたがん登録の課題を検討する。</p> <p>また、がん登録から収集されたデータを用いて、がん医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等より、がん対策情報センターに収集されたデータを用いて、全国的な傾向や課題などを分析・評価する。また、国と県のがん対策計画の企画・評価におけるがん統計の適切な利用を支援する。</p> <p>イ がんの原因究明に基づく予防法の研究開発</p>	<p>○ がんの原因究明に基づく予防法の研究開発に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療、標準医療の向上に資する診断・治療技術及び有効ながん予防・検診法の開発の推進</p> <p>がんに対する高度先駆的な予防法、検診を含む早期診断法及び治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的診断及び治療法の確立に資する研究並びに有効ながん検診法の開</p>	<p>動物実験や大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、がんの発生に関わる環境・生活習慣等外的要因、加齢・遺伝素因等内的要因、及びそれらの相互作用を解明するなどに取り組み、がんのリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。</p> <p>基礎的研究及び疫学研究などの知見に基づき有効ながん予防法の開発を行う。</p> <p>③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発、標準医療の向上に資する診断・治療技術の開発及び有効ながん予防・検診法の開発</p> <p>ア 有効ながん予防法の研究開発</p> <p>科学的根拠に基づき、発がん性やがん予防の有効性の評価を行うとともに、基礎的研究の知見に基づく新しい予防法の開発を行う。</p> <p>介入研究等により、予防法の有効性に関する検証を行</p>	<p>動物実験や大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、がんの発生に関わる環境要因、高脂血症や糖尿病等の生活習慣関連の外的要因、加齢・遺伝素因等の内的要因を複数同定し、及びそれらの相互作用を解明に取り組み、がんのリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。</p> <p>③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発、標準医療の向上に資する診断・治療技術・診療機器の開発及び有効ながん予防・検診法の開発</p> <p>ア 有効ながん予防法の研究開発</p> <p>科学的根拠に基づき、発がん性やがん予防の有効性の評価を行うとともに、基礎的研究の知見に基づく新しい予防法の開発を行う。</p>	<p>○ 有効ながん予防法の研究開発に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>発に資する研究を推進する。</p> <p>がん患者に対する緩和医療の提供に関する研究及び地域医療等との連携による療養生活の質の向上と普及に関する研究を行うとともに、地域ぐるみの在宅医療を含めた医療システムのモデル開発を行う。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>う。</p> <p>イ 最先端技術等を応用した革新的な検診手法の研究開発 画像技術等医用工学の現場への導入を目指す。 生活習慣、家族歴・既往歴、健康の状態や新規バイオマーカー等の情報に基づき、重点的に検診受検勧奨すべき対象者を同定する方法の検討を行う。</p> <p>ウ 本態解明に基づく高度先駆的ながんの診断・治療法の基礎技術の開発研究 産官学連携体制を積極的に構築し、臨床医学と基礎研究を直接結びつける橋渡し研究の推進を行う。 特に至適な臨床導入を目指した新規分子標的治療薬などの抗がん剤や免疫・細胞・遺</p>	<p>イ 最先端技術等を応用した革新的な検診手法の研究開発 CT-colonography をがん予防・検診研究センターにおけるがん検診に導入する。 生活習慣、家族歴・既往歴、健康の状態や新規バイオマーカー等の情報に基づき、重点的に検診受検勧奨すべき対象者を同定する方法の検討を行う。対象者を絞り込むために、がん予防・検診研究センターでの検診発見がんのデータ収集・解析・検診法に関するアニュアルレポートを作成する。</p> <p>ウ 本態解明に基づく高度先駆的ながんの診断・治療法の基礎技術の開発研究 産官学連携体制を積極的に構築し、臨床医学と基礎研究を直接結びつける橋渡し研究を推進し新たな診断法・診断機器等の開発を目指す。 特に至適な臨床導入を目指した新規分子標的治療薬な</p>	<p>○ 最先端技術等を応用した革新的な検診手法の研究開発に取り組んでいるか。</p> <p>○ 本態解明に基づく高度先駆的ながんの診断・治療法の基礎技術の開発研究に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>伝子療法などの基礎的研究、ドラッグ・デリバリーシステム（DDS）や遺伝子・核酸医薬のベクター・デリバリーシステムに関する基礎的研究、薬物療法の個別化に資する基礎的研究、がん診療に有用な再生医学の基礎的検討、放射線診断・治療の基礎となる放射線生物学的研究、生体イメージングを含めた新しい放射線診断・治療の基礎的研究、緩和医療の技術開発・至適化や精神腫瘍学の科学的基盤の構築に資する基礎的研究などを積極的に展開する。</p>	<p>どの抗がん剤や免疫・細胞・遺伝子療法などの基礎的研究、ドラッグ・デリバリーシステム（DDS）や遺伝子・核酸医薬のベクター・デリバリーシステムに関する基礎的研究、薬物療法の個別化に資する基礎的研究、がん診療に有用な再生医学の基礎的検討、放射線診断・治療の基礎となる放射線生物学的研究、生体イメージングを含めた新しい放射線診断・治療の基礎的研究、緩和医療の技術開発・至適化や精神腫瘍学の科学的基盤の構築に資する基礎的研究などを積極的に展開する。</p> <p>多層的オミックス解析による個別化医療を推進し、原発不明がんの原発臓器の特定により適切な治療を提供できるようにする。独自に作成した白血病マウスモデルに、製薬企業から提供されるチロシンキナーゼ阻害剤を投与して、白血病の新たな分子標的薬の開発を推進する。</p>	

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>エ わが国における臨床試験の推進に資する研究の実施</p> <p>化学療法、放射線療法、手術及びそれらを組み合わせる集学的治療の新たなよりよい標準治療及び標準診断法を開発する多施設共同臨床試験（主として第Ⅱ相試験～第Ⅲ相試験：後期治療開発）における中央支援機構を担うことを通じて、各種がんの標準治療の進歩に貢献する。</p> <p>多施設共同臨床試験等の支援を通じて、規制要件、研究倫理、臨床研究方法論の教育と普及、治療効果や毒性の共通判定規準の作成と普及、有害事象報告システムや施設訪問監査による臨床試験の科学性と倫理性を担保する体制構築の支援と普及、及びそのための方法論の研究を行う。</p> <p>オ 有効ながん検診法の研究開発</p> <p>有効な検診を高い質で行えるよう、有効性評価及び精度管理に関する研究を推進する</p>	<p>エ わが国における臨床試験の推進に資する研究の実施</p> <p>化学療法、放射線療法、手術及びそれらを組み合わせる集学的治療の新たなよりよい標準治療及び標準診断法を開発する多施設共同臨床試験（主として第Ⅱ相試験～第Ⅲ相試験：後期治療開発）における中央支援機構を担うことを通じて、各種がんの標準治療の進歩に貢献する。</p> <p>多施設共同臨床試験等の支援を通じて、規制要件、研究倫理、臨床研究方法論の教育と普及、治療効果や毒性の共通判定規準の作成と普及、有害事象報告システムや施設訪問監査による臨床試験の科学性と倫理性を担保する体制構築の支援と普及、及びそのための方法論の研究を行う。</p> <p>オ 有効ながん検診法の研究開発</p> <p>有効な検診を高い質で行えるよう、有効性評価及び精度管理に関する研究を推進する</p>	<p>○ わが国における臨床試験の推進に資する研究の実施に取り組んでいるか。</p> <p>○ 有効ながん検診法の研究開発に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>とともに、死亡率減少が実現できる検診システムを開発する。</p> <p>カ がん患者の療養生活の質を尊重するがん医療の提供体制の整備に資する研究開発の推進</p> <p>外来通院治療などの安全でかつ効率的・効果的な実践と普及のための研究開発を行う。</p> <p>苦痛のないがん治療のため、早期からの緩和ケアの導入による副作用の対策や症状緩和の臨床研究を推進するとともに、がん患者の QOL の向上に資する緩和ケアや精神心理的ケアを、切れ目なく効果的に提供するため、入院から在宅療養への移行を見据えた緩和ケアの提供体制を開発する。</p> <p>さらに、地域医療(在宅医療など)・福祉との連携によるがん患者・家族支援のモデルの開発を行うことにより、通院治療から在宅ケアに至る切れ目のない効果的な治療体制とそ</p>	<p>とともに、死亡率減少が実現できる検診システムを開発する。</p> <p>カ がん患者の療養生活の質を尊重するがん医療の提供体制の整備に資する研究開発の推進</p> <p>外来通院治療などの安全でかつ効率的・効果的な実践と普及のための研究開発を行う。</p> <p>苦痛のないがん治療のため、早期からの緩和ケアの導入による副作用の対策や症状緩和の臨床研究を推進するとともに、がん患者の QOL の向上に資する緩和ケアや精神心理的ケアを、切れ目なく効果的に提供するため、入院から在宅療養への移行を見据えた緩和ケアの提供体制を開発する。</p> <p>さらに、地域医療(在宅医療など)・福祉との連携によるがん患者・家族支援のモデルの開発を行うことにより、通院治療から在宅ケアに至る切れ目のない効果的な治療体制とそ</p>	<p>○ がん患者の療養生活の質を尊重するがん医療の提供体制の整備に資する研究開発の推進に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、がんに関</p>	<p>の支援体制を構築する。</p> <p>キ がんの原因・本態解明研究の基盤整備・構築と活用</p> <p>病院の診療や臨床試験から生み出される診療情報並びに臨床試料をデータベース及びバイオリソースバンクとして整備し、他施設との共同研究への供与も含め、広くがん対策に資する研究に活用する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>ア 高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発の推進</p> <p>基礎的研究成果や最先端技術を応用した新しい医療技術(診断・治療・緩和)の早期臨床開発を行う。</p> <p>具体的には、ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診</p>	<p>の支援体制を構築する。</p> <p>キ がんの原因・本態解明研究の基盤整備・構築と活用</p> <p>病院の診療や臨床試験から生み出される診療情報並びに臨床試料をデータベース及びバイオリソースバンクとして整備し、他施設との共同研究への供与も含め、広くがん対策に資する研究に活用する。</p> <p>そのうち、病理検体については年間 5,200 バイアル程度の新規試料の受け入れを目指すとともに、必要なバイアルの払い出しを行い、トランスレーショナルリサーチに貢献する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>ア 高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発の推進</p> <p>基礎的研究成果や最先端技術を応用した新しい医療技術(診断・治療・緩和)の早期臨床開発を行う。</p> <p>具体的には、ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診</p>	<p>○ がんの原因・本態解明研究の基盤整備・構築と活用に取り組んでいるか。</p> <p>○ 高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発の推進に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験、臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>断マーカー、最先端イメージング技術やナノテクノロジーを応用した新しい画像診断技術など診断技術及びがんの本態解明に基づいた分子標的治療薬など新規薬物療法、遺伝子・細胞・免疫治療、新たな放射線治療法、機能温存手術や再生医療技術などを用いた新しい外科手術手技の開発、新しい緩和医療技術や精神腫瘍学的介入法などの臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進し、世界の臨床開発拠点の一翼を担う。</p>	<p>断マーカー、最先端イメージング技術やナノテクノロジーを応用した新しい画像診断技術など診断技術及びがんの本態解明に基づいた分子標的治療薬など新規薬物療法、遺伝子・細胞・免疫治療、新たな放射線治療法、機能温存手術や再生医療技術などを用いた新しい外科手術手技の開発、新しい緩和医療技術や精神腫瘍学的介入法などの臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進する。</p> <p>病院の臨床研究と連携した薬理ゲノム研究を推進し、オーダーメイド診療による薬剤副作用を回避する仕組みを構築する。光干渉断層画像を用いた新たな内視鏡診断機器、より安全性を高めた内視鏡治療機器、ペプチドワクチンなどの早期開発臨床試験の実施による臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進する。</p>	

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>がんに対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材</p>	<p>イ 国内未承認の医薬品・医療機器治験等臨床研究の推進</p> <p>がんの診断・治療などの臨床開発を行う上で必須である早期開発治験や国際共同治験、医師主導治験などを積極的に実施し、世界のがん医療の開発拠点の一翼を担う。</p> <p>これらにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発の推進</p> <p>ア がん医療の質の管理の推進に資する研究の実施</p> <p>がん医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>がん医療の均てん化に資するがん医療の提供体制や全国</p>	<p>イ 国内未承認の医薬品・医療機器治験等臨床研究の推進</p> <p>がんの診断・治療などの臨床開発を行う上で必須である早期開発治験や国際共同治験、医師主導治験などを積極的に実施する。</p> <p>これらにより、平成 21 年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 1%以上の増加を目指す。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>ア がん医療の質の管理の推進に資する研究の実施</p> <p>がん医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>がん医療の質を管理する方策として、画像レファレンスデ</p>	<p>○ 国内未承認の医薬品・医療機器治験等臨床研究の推進に取り組んでいるか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加</p> <p>○ がん医療の質の管理の推進に資する研究の実施に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>がんに対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>レベルでの医療機関の連携体制のあり方について検討するとともに、がん医療の質を管理する方策として、効果的な画像診断支援、病理診断支援、放射線品質管理、画像レファレンスデータベースの構築等に関する研究・開発を行う。</p> <p>関係学会等と連携し、EBMを踏まえた診断・治療ガイドライン等の作成に寄与する。</p> <p>イ 人材育成に関する研究の推進</p> <p>全国のがん医療の均てん化の推進に資するよう、専門的ながん医療に従事する者を育成するための研修プログラムや、各地域でがん医療について指導的な役割を担う者を育成していくための研修の方法について検討する。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア がん医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発</p> <p>医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維</p>	<p>データベースの構築等に関する研究を行う。</p> <p>イ 人材育成に関する研究の推進</p> <p>全国のがん医療の均てん化の推進に資するよう、専門的ながん医療に従事する者をより効果的に育成していく研修のあり方について検討を行う。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア がん医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発</p> <p>医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維</p>	<p>○ 人材育成に関する研究の推進に取り組んでいるか。</p> <p>○ がん医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>持体制や提供方法に関する研究を行う。</p> <p>イ 患者・国民等へのがん医療・がん研究に対する理解を支援する方法の開発 患者・家族・国民等に対して、がんの予防、早期発見、診断、治療、がん研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p> <p>ウ がん予防及びがん検診の普及等に関する研究の推進 科学的根拠に基づいたがん予防の推進に資する研究を行う。 科学的根拠に基づいたがん検診の普及の方法について検討するとともに、評価を行う。</p> <p>エ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。</p>	<p>持体制や提供方法に関する研究を行う。</p> <p>イ 患者・国民等へのがん医療・がん研究に対する理解を支援する方法の開発 患者・家族・国民等に対して、がんの予防、早期発見、診断、治療、がん研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p> <p>ウ がん予防及びがん検診の普及等に関する研究の推進 科学的根拠に基づいたがん予防の推進に資する研究を行う。 科学的根拠に基づいたがん検診の普及の方法について検討するとともに、評価を行う。</p> <p>エ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。</p>	<p>○ 患者・国民等へのがん医療・がん研究に対する理解を支援する方法の開発に取り組んでいるか。</p> <p>○ がん予防及びがん検診の普及等に関する研究の推進に取り組んでいるか。</p> <p>○ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進に取り組んでいるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、がん対策推進基本計画に掲げられた、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という目標を達成するため、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、がんに対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>がん征圧のための中核機関として、科学と信頼に基づいた最良のがん医療を推進していくことにより、がん対策基本法の基本理念として掲げられた「科学的知見に基づく適切ながんに係る医療の提供」及び「がん患者本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択される体制整備」の実現を図るとともに、がん対策推進基本計画の全体目標として定められた「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」の達成に貢献する。</p> <p>臨床研究による研究開発に取り組む上でも、患者の安全を最優先にした医療の提供を行う。医療の提供に当たっては、最新の知見に基づいた標準的がん医療を実践するとともに、がん医療を行う医療機関等と連携し、がん患者の意向及び利便性に配慮した適切かつ良質な医療が提供できる</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>■評価項目 4 ■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>緩和医療については、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から緩和ケアを提供できる体制を整備すること。</p>	<p>体制を構築する。</p> <p>また、人材の育成と情報の発信にも資する開発的な医療と最新の標準的な医療を提供できる診療体制を整える。</p> <p>（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的医療の提供</p> <p>開発的な医療を安定した状態で提供するための診療体制を整備する。</p> <p>病院と研究所の連携により、腫瘍組織や非がん部組織、体液等のゲノム・プロテオーム等の解析による治療の個別化を図り、最適な医療を提供する。具体的には『HER2 陽性胃癌に対する高度医療評価制度を用いた術後補助化学療法の臨床試験』の実施などによる個別化治療の開発・普及を行う。</p> <p>数年後を目途に、基本的に手術例のがん関連遺伝子の塩基配列決定を「先進医療コンソーシ</p>	<p>（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的医療の提供</p> <p>開発的な医療を安定した状態で提供するための診療体制を整備する。</p> <p>病院と研究所の連携により、腫瘍組織や非がん部組織、体液等のゲノム・プロテオーム等の解析による治療の個別化を図り、最適な医療を提供する。</p> <p>『HER2 陽性胃癌に対する高度医療評価制度を用いた術後補助化学療法の臨床試験』の実施体制構築に向けた規制当局及び研究者間の調整、プロトコールの作成を行った上で、高度医療評価制度などへの申請を行う。</p>	<p>○ 開発的な医療を安定した状態で提供するための診療体制を整備しているか。</p> <p>○ 病院と研究所の連携により、ゲノム・プロテオーム等の解析による治療の個別化を図るとともに、最適な医療を提供しているか。</p> <p>○ 基本的に手術例のがん関連遺伝子の塩基配列決定を「先進医療コンソーシアム(仮称)」を組織することにより行い、将来のゲノム解析に基づくがん医療の実現の基盤を創っているか。</p> <p>○ 新規医薬品・医療機器の医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験を展開し、最先端の医療を提供して</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>アム(仮称)」を組織することにより行い、将来のゲノム解析に基づくがん医療の実現の基盤を創る。</p> <p>また、国内主要研究施設と連携し、新規医薬品・医療機器の医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験を展開し、最先端の医療を提供する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>最新の科学的根拠に基づいた医療を安定した状態で提供するための診療体制を整え、稀少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践に取り組む。</p>	<p>また、肺癌の EGFR 遺伝子変異の有無とその他の遺伝子変異と発癌及び抗がん剤感受性相関を明らかにする目的で、約 100 例について癌及び非癌組織から遺伝子を抽出し、全エクソン配列を解析の研究などを通じ、将来のゲノム解析に基づくがん医療の実現の技術的、体制的整備を図る。</p> <p>また、国内主要研究施設と連携し、新規医薬品・医療機器の医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験を展開し、最先端の医療を提供する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>疾患毎の標準的な診療方針を成文化し、定期的な見直しを行って最新の科学的根拠を反映させることにより、稀少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践に取り組む。</p>	<p>いるか。</p> <p>○ 最新の科学的根拠に基づいた医療を安定した状態で提供するための診療体制を整え、各種がんの標準的治療の実践に取り組んでいるか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>① 適切な治療選択の支援 患者・家族が適切な治療を医療者とともに主体的に選択、決定できるよう、病態に応じた説明文書の提供など正確でわかりやすい診療情報の提供に努める。 また、患者自身のセカンドオピニオン外来受診や家族による医療相談を円滑に進めるために、支援体制を整備する。</p> <p>② 患者参加型医療の推進 患者からの生の声・意見をプライバシーに配慮しつつ、院内に掲示する。また、定期的な患者</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 適切な治療選択の支援 患者・家族が適切な治療を医療者とともに主体的に選択、決定できるよう、病態に応じた説明文書の提供など正確でわかりやすい診療情報の提供に努めるとともに、病院における診療実績の情報開示を進める。 また、患者自身のセカンドオピニオン外来受診や家族による医療相談を円滑に進めるため、一般外来の中に「セカンドオピニオン枠」を設けて対応するとともに、臓器別に対応できるセカンドオピニオン専門外来の設置を目指す。</p> <p>② 患者参加型医療の推進 患者からの生の声・意見をプライバシーに配慮しつつ、院内に掲示する。また、定期的な患者</p>	<p>■評価項目 5 ■ 医療の提供に関する事項 (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>○ 患者・家族が適切な治療を医療者とともに主体的に選択、決定できるよう、正確でわかりやすい診療情報の提供に努めているか。</p> <p>○ セカンドオピニオン外来受診や家族による医療相談を円滑に進めるために、支援体制を整備しているか。</p> <p>○ 患者からの生の声・意見を院内に掲示するとともに、患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用しているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。</p> <p>③ チーム医療の推進 緩和ケア・栄養サポート・感染対策・外来化学療法・褥瘡対策など専門的知識・技術を身につけた多職種からなる医療チームによる医療の支援活動を充実させる。他分野のチーム設置(周術期管理)も検討する。 また、疾患毎に診断医・外科医・内科医を中心として行っている診療方針の検討会(キャンサー・トリートメント・ボード)については放射線治療医や薬剤師・看護師など参加者の拡充を図り、質の向上に努める。</p> <p>④ 入院時から緩和ケアを見通した医療の提供 患者のQOL向上を図るため、入院診療から外来診療への移行を進めるとともに、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院診療と外来診療を統合的に管理</p>	<p>満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。</p> <p>③ チーム医療の推進 緩和ケア・栄養サポート・感染対策・外来化学療法・褥瘡対策など専門的知識・技術を身につけた多職種からなる医療チームによる医療の支援活動を充実させる。他分野のチーム設置(周術期管理)も検討する。 また、疾患毎に診断医・外科医・内科医を中心として行っている診療方針の検討会(キャンサー・トリートメント・ボード)については放射線治療医や薬剤師・看護師など参加者の拡充を図り、質の向上に努める。</p> <p>④ 入院時から緩和ケアを見通した医療の提供 患者のQOL向上を図るため、入院診療から外来診療への移行を進めるとともに、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院診療と外来診療を統合的に管理</p>	<p>○ 専門的知識・技術を身につけた多職種からなる医療チームによる医療の支援活動を充実させるとともに、他分野のチーム設置(周術期管理)も検討しているか。</p> <p>○ 疾患毎に診断医・外科医・内科医を中心として行っている診療方針の検討会(キャンサー・トリートメント・ボード)については放射線治療医や薬剤師・看護師など参加者の拡充を図り、質の向上に努めているか。</p> <p>○ 患者のQOL向上を図るため、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院診療と外来診療を統合的に管理できる診療体制を構築しているか。</p> <p>○ がん医療を行う医療機関等との連携促進を図り、良好な継続医療の提供に努</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>できる診療体制を構築する。</p> <p>がん医療を行う医療機関等との連携促進を図り、良好な継続医療の提供に努める。</p> <p>具体的には、中期目標の期間中に、外来化学療法実施数について年間 38,000 件以上(延べ数)に増加することを目指す。</p> <p>また、院外を含めてより多くの相談支援を行うために、「がん患者・家族総合支援センター」を本来業務と位置づけ強化するとともに、今後一層重要となる患者会・遺族ケアに関する取組を一層強化する。</p> <p>⑤ 安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理を統括、監督する体制を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、定期的に病院の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p> <p>医療安全管理担当は、関係法令、指針等に則って、各部門における医療安全に関わる管理体</p>	<p>できる診療体制を構築する。</p> <p>地域緩和ケア連携のための定期的カンファレンスを開催するなど、がん医療を行う医療機関等との連携促進を図り、良好な継続医療の提供に努める。</p> <p>具体的には、外来化学療法実施目標数を 37,000 件(延べ数)以上とする。</p> <p>また、院外を含めてより多くの相談支援を行うために、「がん患者・家族総合支援センター」の位置づけを検討するとともに、今後一層重要となる患者会・遺族ケアに関する取組を一層強化する。</p> <p>⑤ 安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理を統括、監督する体制を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、定期的に病院の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p> <p>医療安全管理担当は、関係法令、指針等に則って、各部門における医療安全に関わる管理体</p>	<p>めているか。</p> <p>○ より多くの相談支援を行うために、「がん患者・家族総合支援センター」を本来業務と位置づけ強化するとともに、患者会・遺族ケアに関する取組を強化しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、外来化学療法実施数について年間 38,000 件以上(延べ数)に増加</p> <p>○ 医療安全管理を統括、監督する体制を構築し、病院の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行っているか。</p> <p>○ 医療安全管理担当は、関係法令、指針等に則って、各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。</p>	<p>制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。</p>	<p>○ 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行っているか。</p>
	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上 がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアを幅広く提</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上 がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアを幅広く提</p>	<p>■評価項目 6 ■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>○ がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアを幅広く提供できるよう治療初期からの介入を目指すとともに、これを実践するために、多職種による緩和ケアチームを強化しているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>供できるよう治療初期からの介入を目指す。これを実践するために、多職種による緩和ケアチームを強化し、中期目標の期間中に、緩和ケアチームの関わる症例数について年間 1,500 件以上に増加することを目指す。</p> <p>また、外部の医療機関などとの共同診療体制の構築に努めるとともに、相談支援センターの充実を図る。</p>	<p>供できるよう治療初期からの介入を目指す。これを実践するために、多職種による緩和ケアチームを強化し、緩和ケアチーム全体での目標症例数を 1,000 件以上とする。</p> <p>また、外部の医療機関のがん診療体制に関する情報を収集してデータベース化し、外部医療機関との共同診療を円滑に進められるようにする。</p> <p>相談支援センターについては、相談マニュアルの策定、ボランティアに対する研修の実施など業務内容の充実を図る。</p>	<p>○ 外部の医療機関などとの共同診療体制の構築に努めるとともに、相談支援センターの充実を図っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、緩和ケアチームの関わる症例数について年間 1,500 件以上に増加</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めるこ</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>がん領域の医療や研究におけるリーダーとして国内外を問わず活躍できる人材を育成するために、レジデント制度・がん専門修練医制度をはじめとする専門教育制度の充実を図る。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>がん領域の医療や研究におけるリーダーとして国内外を問わず活躍できる人材を育成するために、レジデント制度・がん専門修練医制度をはじめとする専門教育制度の充実を図る。</p>	<p>■評価項目 7 ■</p> <p>人材育成に関する事項</p> <p>○ がん領域の医療や研究におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するために、専門教育制度の充実を図っているか。</p> <p>○ チーム医療を構成する人材を養成するため医師以外の職種にも対応した制度として発展させるとともに、専門家教</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
と。	<p>チーム医療を構成する人材を養成するため医師以外の職種にも対応した制度として発展させる。また、こうした専門家教育にかかわる部門の充実を図る。</p> <p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>がん対策推進基本計画に基づき、がん医療の均てん化を推進することを目的として、地域で中核的にがん医療に携わっているがん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を企画・調整し実施する。</p> <p>具体的には、医師（身体担当及び精神担当）・薬剤師・看護師を対象にした緩和ケア、化学療法等のチーム研修や相談支援センター相談員、院内がん登録実務者研修等、センター外の医療従事者等を対象とした研修プログラムの種類を毎年 16 種類以上提供し、中期目標の期間中に、同研修プログラムの延べ受講者数について、平成 18 年度からの累計で 4,500 人以上に増加することを目指す。</p>	<p>チーム医療を構成する人材を養成するため、専門家教育にかかわる部門の充実を図る。</p> <p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>がん対策推進基本計画に基づき、がん医療の均てん化を推進することを目的として、地域で中核的にがん医療に携わっているがん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を企画・調整し実施する。</p> <p>具体的には、医師（身体担当及び精神担当）・薬剤師・看護師を対象にした緩和ケア、化学療法等のチーム研修や相談支援センター相談員、院内がん登録実務者研修等、センター外の医療従事者等を対象とした研修プログラムの種類を 17 種類以上提供し、同研修プログラムの延べ受講者数について、平成 18 年度からの累計で 2,200 人以上とする。</p>	<p>育にかかわる部門の充実を図っているか。</p> <p>○ 地域で中核的にがん医療に携わっているがん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を企画・調整し実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 研修プログラムの種類を毎年 16 種類以上提供</p> <p>○ センター外の医療従事者等を対象とした研修プログラムの種類を毎年 16 種類以上提供し、中期目標の期間中に、研修プログラムの延べ受講者数について、平成 18 年度からの累計で 4,500 人以上に増加</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県がん診療連携拠点病院等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族ががんに関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外のがんに関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を毎年開催し、全国の都道府県がん診療連携拠点病院等と、がん医療、相談支援・情報提供、院内がん登録等について、意見交換や情報共有を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立の支援及び放射線治療スタッフへの技術指導等を実施するとともに、中期目標の期間中に、病理診断コンサルテーションの件数について年間 250 件以上に増加することを目指す。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>全国において適切ながん対策が実施されるよう、がんに関連する情報を収集、整理及び評価し、発信</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワークの構築の推進</p> <p>都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を毎年開催し、全国の都道府県がん診療連携拠点病院等と、がん医療、相談支援・情報提供、院内がん登録等について、意見交換や情報共有を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立の支援及び放射線治療スタッフへの技術指導等を実施するとともに、病理診断コンサルテーションの目標件数を年間 250 件以上とする。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>全国において適切ながん対策が実施されるよう、がんに関連する情報を収集、整理及び評価し、発信</p>	<p>■評価項目 8 ■</p> <p>医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>○ 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を毎年開催し、がん医療、相談支援・情報提供、院内がん登録等について、意見交換や情報共有を行っているか。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立の支援及び放射線治療スタッフへの技術指導等を実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、病理診断コンサルテーションの件数について年間 250 件以上に増加</p> <p>○ 全国において適切ながん対策が実施されるよう、がんに関連する情報を収集、整理及び評価し、発信するとともに、そのために必要な体制を整備している</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>する。また、そのために必要な体制を整備する。</p> <p>患者・家族・国民に対し、がんの予防、早期発見、診断、治療及び療養に関する科学的根拠のあるがん関連情報やがん診療連携拠点病院の診療実績情報等を、ホームページ「がん情報サービス(一般の方へ)」、冊子、患者必携、講演会等を通して、発信する。発信情報の作成に当たっては、がん対策情報センター「患者・市民パネル」の協力を得て行い、また患者の視点に立った情報提供を進める。</p> <p>医療者に対して、診療ガイドライン、がんの臨床試験情報、がん診療画像レファレンスデータベース、パスデータベース、がん研究情報データベース等の情報を「がん情報サービス(医療関係者の方へ)」、「(がん診療連携拠点病院の方へ)」より発信する。</p> <p>がん情報サービス利用者の背景、満足度等を確認する仕組みを導入し、利用状況を確認する。有識者、医療関係者、がん患者、家族の代表で構成される「がん対策情報センター運営評議会」の意見</p>	<p>する。また、そのために必要な体制を整備する。</p> <p>患者・家族・国民に対し、がんの予防、早期発見、診断、治療及び療養に関する科学的根拠のあるがん関連情報等を、ホームページ「がん情報サービス(一般の方へ)」、冊子、患者必携(完成版)、講演会等を通して、発信する。</p> <p>特に、がんに罹った患者にとって必要な情報をとりまとめた患者必携については、問い合わせ対応、普及展開の管理を行う患者必携サポートセンターを立ち上げるとともに、携帯電話向けのホームページを公開し、より多くの方が利用できるようにする。</p> <p>また、がん診療連携拠点病院の診療実績情報等について、現況報告書の情報を公開する。</p> <p>発信情報の作成に当たっては、がん対策情報センター「患者・市民パネル」の協力を得て行い、また患者の視点に立った情報提供を進める。</p> <p>医療者に対して、診療ガイドライン、がんの臨床試験情報、がん診療画像レファレンスデータベース、</p>	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの予防、早期発見、診断、治療及び療養に関する科学的根拠のあるがん関連情報やがん診療連携拠点病院の診療実績情報等を、ホームページ等を通して、発信しているか。 ○ 発信情報の作成に当たっては、がん対策情報センター「患者・市民パネル」の協力を得て行うとともに、患者の視点に立った情報提供を進めているか。 ○ 医療者に対して、診療ガイドライン、がんの臨床試験情報、がん診療画像レファレンスデータベース、パスデータベース、がん研究情報データベース等の情報を「がん情報サービス(医療関係者の方へ)」、「(がん診療連携拠点病院の方へ)」より発信しているか。 ○ がん情報サービス利用者の背景、満足度等を確認する仕組みを導入し、利用状況を確認するとともに、有識者、医療関係者、がん患者、家族の代表で構成される「がん対策情報センター運営評議会」の意見に基づきサービスの改善を行っているか。

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>に基づきサービスの改善を行っていく。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等の実施状況を把握し、がん対策情報センターにデータを収集し、集計・発信を行うとともに、予後調査などの転帰情報の収集を支援する。</p> <p>地域がん登録、院内がん登録の登録項目の標準化を促進する。また、地域がん登録実施県を増加させるために、地域がん登録の標準方式の設定、標準方式に準拠したシステム開発・配布、登録実務担当者の教育研修などを通じて、未実施県での導入に際して技術的支援を行う。</p> <p>このため、中期目標の期間中に、院内がん登録実地調査について、合計 130 施設以上、全ての都道府県での実施を目指す。また、中期目標の期間中に、地域がん登録訪問調査について、全ての都道府県に訪問調査を実施することを目指す。</p>	<p>パスデータベース等の情報を「がん情報サービス（医療関係者の方へ）、（がん診療連携拠点病院の方へ）」より発信し、コンテンツを増やすなど公開情報の充実を図る。</p> <p>ホームページ「がん情報サービス（一般の方へ）」にアンケートページを設け、がん情報サービス利用者の背景、満足度利用状況を確認する。有識者、医療関係者、がん患者、家族の代表で構成される「がん対策情報センター外部意見交換会」の意見に基づきサービスの改善を図る。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等の実施状況を把握し、がん対策情報センターにデータを収集し、集計・発信を行う。</p> <p>地域がん登録、院内がん登録の登録項目の標準化を促進する。また、地域がん登録実施県を増加させるために、地域がん登録の標準方式の設定、標準方式に準拠したシステム開発・配布、登録実務担当者の教育研修などを通じて、未実施県での導入に際して技術的支援</p>	<p>○ 院内がん登録及び地域がん登録等の実施状況を把握し、がん対策情報センターにデータを収集し、集計・発信を行うとともに、予後調査などの転帰情報の収集を支援しているか。</p> <p>○ 地域がん登録、院内がん登録の登録項目の標準化を促進するとともに、地域がん登録実施県を増加させるために、地域がん登録の標準方式の設定、標準方式に準拠したシステム開発・配布、登録実務担当者の教育研修などを通じて、未実施県での導入に際して技術的支援を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、院内がん登録実地調査について、合計 130 施設以上、全ての都道府県での実施</p> <p>○ 中期目標の期間中に、地域がん登録訪問調査について、全ての都道府県に訪問調査を実施</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
		<p>を行う。</p> <p>このため、院内がん登録実地調査について、9 県 25 施設以上で実施するとともに、地域がん登録訪問調査を 15 県以上で実施する。</p>	
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国のがん対策が、より強固な科学的根拠を持ち、かつ、がん患者を含めた国民の視点に立った実情に即したものになるよう、世界の科学技術の動向、研究成果やその有効性、社会情勢、社会的要請等を踏まえ、科学的根拠に基づいた専門的な政策提言を行う。</p> <p>また、科学的根拠に基づいた政策提言機能を実施するための組織を構築する。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国のがん対策が、より強固な科学的根拠を持ち、かつ、がん患者を含めた国民の視点に立った実情に即したものになるよう、世界の科学技術の動向、研究成果やその有効性、社会情勢、社会的要請等を踏まえ、科学的根拠に基づいた専門的な政策提言を行う。</p> <p>また、政策提案を恒常的に実施していくために必要な組織を構築する。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>■評価項目 9 ■</p> <p>国への政策提言に関する事項</p> <p>その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>○ 世界の科学技術の動向、研究成果やその有効性、社会情勢、社会的要請等を踏まえ、科学的根拠に基づいた専門的な政策提言を行っているか。</p> <p>○ 科学的根拠に基づいた政策提言機能を実施するための組織を構築しているか。</p> <p>○ 国の要請に対して、積極的な対応を行うとともに、災害や公衆衛生上重大な危</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>（２）国際貢献</p> <p>我が国におけるがんに対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>国の要請に対しては積極的な対応を行う。また、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、がん医療に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p> <p>（２）国際貢献</p> <p>わが国のがん対策の中核機関として、知的支援体制を整え積極的に国際貢献を図っていく。そのため、がんの研究・医療・政策に係る国際的団体への貢献をはじめとして、研究開発や政策形成等における国際連携に積極的に参加・参画するとともに、二国間等での研究等協力を推進していく。</p>	<p>国の要請に対しては積極的な対応を行う。また、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、がん医療に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p> <p>（２）国際貢献</p> <p>わが国のがん対策の中核機関として、知的支援体制を整え積極的に国際貢献を図っていく。そのため、がんの研究・医療・政策に係る国際的団体への貢献をはじめとして、研究開発や政策形成等における国際連携に積極的に参加・参画するとともに、二国間等での研究等協力を推進していく。</p>	<p>機が発生し又は発生しようとしている場合には、がん医療に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行っているか。</p> <p>○ わが国のがん対策の中核機関として、知的支援体制を整え積極的に国際貢献を図っていくため、研究開発や政策形成等における国際連携に積極的に参加・参画するとともに、二国間等での研究等協力を推進しているか。</p>
<p>第 3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>（１）効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>（１）効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、</p>	<p>■評価項目 10■</p> <p>効率的な業務運営に関する事項</p> <p>（１）効率的な業務運営体制</p> <p>○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）に基づき平成 22 年度において 1%以上を基本とする削減に取り組む、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や</p>	<p>調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制の構築に向けて、以下の取り組みを行う。</p>	<p>を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p> <p>○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。</p> <p>○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 総人件費改革は進んでいるか。（厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。</p> <p>○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とするとともに、センターの使命に即した業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</p>	<p>直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p> <p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>
			<p>■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成 22 年度の損益計算において経常収支率が 100%以上となるよう以下の経営改善に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか(政・独委評価の視点) ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。(政・独委評価の視点) ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上</p> <p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。(政・独委評価の視点) <p>○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p>	<p>② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料等の購入方法や契約単価の見直しを実施する。</p> <p>③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）については、経費節減を徹底する。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等、建築コストの削減に取り組む。</p>	<p>格に検証し、給与水準を設定しているか）。（厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。</p> <p>○ 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成 21 年度比 15%以上節減</p> <p>○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることやクレジットカード払いの導入等により、平成 21 年度に比して(※) 医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点) 医業未収金比率 0.12%</p>	<p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、クレジットカード払いを導入する等、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 東病院については、従前より診療報酬の出来高算定を行っているところであるが、DPC 算定への移行準備を行う。</p>	<p>○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比した医業未収金比率の縮減</p>

国立がん研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。</p> <p>推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p> <p>○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室を設置して内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に</p>	<p>■評価項目 1 2 ■ 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>適正化を図ること。</p>	<p>契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)(厚労省評価委評価の視点)
第 4 財務内容の改善に関する事項	第 3 予算、収支計画及び資金計画	第 3 予算、収支計画及び資金計画	<p>■評価項目 1 3 ■ 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>がんに対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産および負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、平成 22 年度の長期借入金の予定枠を 28 億円とする。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p> <p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。</p> <p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性が</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 3, 400百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>	<p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 3, 400百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>	<p>あるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては、事前に明らかにされているか。)</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第 6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第 6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項 1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センタ</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する施</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する計画 長期借入金等を活用して、経営状</p>	<p>■評価項目 1 4 ■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他の事項</p> <p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備に</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>一の機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>況を勘案しつつ必要な整備を行う。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、在籍出向制度の導入等により、国、独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築するとともに、国立大学法人との人事交流を実施する。</p> <p>院内保育所の保育時間の延長等により、女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>ついて、計画的に進展しているか。</p> <p>○ 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p> <p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p> <p>○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 1,342 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>医師、看護師等の医療従事者については、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p>	<p>○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p> <p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p> <p>○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p> <p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p>

国立がん研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み</p> <p>53, 697百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成する。</p> <p>アクションプランやセンターの成果については、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行う。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取する。</p>	<p>○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。</p> <p>○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。</p> <p>○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組: 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑</p>

国立がん研究センター 評価の視点（案）

資料 1 - 2 - ②
国立がん研究センター

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等）（厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成22年4月1日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 長妻 昭</p> <p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立循環器病研究センター中期計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">平成22年4月1日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人国立循環器病研究センター 理事長 橋本 信夫</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、昭和52年にがんに次ぐ死因の循環器病の克服を目的に設置された国立循環器病センターを前身とし、広く循環器病疾患の調査、研究を推進し、先進的な医療を目標に、循環器病の撲滅を目指して行く。</p> <p>そのため、センターは、高度先駆的医療・研究開発の中で、新たなエビデ</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センターの年度計画を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月5日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人国立循環器病研究センター 理事長 橋本 信夫</p>	

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、昭和52年に国立高度専門医療センターとして設置された国立循環器病センターを前身とし、以来、循環器病の克服を目標に、研究、医療、人材育成等を推進してきた。</p> <p>循環器病は三大死因のうちの二つを占めるに至っており、その克服のための研究・開発と臨床応用は、国民の生命予後の飛躍的な改善に資するものといえる。このため、国家戦略として、健康増進法（平成14年法律第103号）、「21世紀における国民健康づくり運動（健</p>	<p>ンスに基づくガイドラインを提案するなど、循環器病診療の均てん化を推進する。また、循環器病研究開発における国内外の、人材育成等を推進し、センターを核とした循環器病研究開発に関するネットワークを構築し、情報発信を積極的に行っていく。</p> <p>また、事業体として、業務運営の効率化に取り組み、国際的な臨床研究センターの基盤を築いていく。</p> <p>センターは、前身の国立循環器病センターの成果を礎として、国民から信頼の得られる研究・医療を確実に提供し、その成果として得られた研究知見を臨床へ応用していく。</p> <p>センターの病院と研究所は一体となって、引き続き政策医療の着実な実施とともに、高度な専門医療研究開発の担い手として、先駆的研究開発、及び先進医療の進展に貢献していくこととする。</p>		

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>康日本21)」及び「新健康フロンティア戦略」等に基づき、循環器病の克服に向けた取組が推進されている。</p> <p>センターにおいても、循環器医療の提供に必要な人材をはじめとするさまざまな資源が集積されており、近隣地域のみならず国内外の患者の生命を救ってきた。</p> <p>こうした中、センターは、日本人のエビデンスの収集や循環器病における死に直結する疾病の治療法の開発、これらの疾病をもたらす生活習慣病等に伴う心血管病変等の予防並びに胎児期・小児期における循環器病の診断及び治療等、循環器病学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を高度かつ先駆的な医療の提供及び優れた人材の育成に活かすことにより、循環器病の克服に貢献していくことが求められている。</p> <p>第 1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）</p>		

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
<p>第 2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の 推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。</p> <p>これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の 推進</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。</p> <p>これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の 推進</p>	<p>■評価項目 1 ■ 研究・開発に関する事項 (1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ継続的につなげられるよう、研究所と病院が高度の専門性を有した上で、その連携を強化する。</p> <p>具体的には、研究所、病院の会議でそれぞれの問題意識を共有するとともに、臨床研究等を共同実施し、相互の交流を図り、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ50%以上増加させる。</p> <p>② 産官学等との連携強化</p> <p>国内外の産業界、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との自発的・戦略的な連携がなされるよう、「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整え</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ継続的につなげられるよう、研究所と病院が高度の専門性を有した上で、その連携を強化するため、TR（橋渡し研究）を推進するための体制を整備する。</p> <p>② 産官学等との連携強化</p> <p>国内外の産業界、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との自発的・戦略的な連携がなされるよう、「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整える</p>	<p>○ 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ継続的につなげられるよう、研究所と病院が高度の専門性を有した上で、その連携を強化しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に平成21年度比50%以上増加</p> <p>○ 「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整えているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 企業との共同研究について、中期目標の期間中に、平成21年度比30%以</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>る。 特に、企業との共同研究について、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 知的財産管理に当たっては、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)」及び「知的財産推進計画」を踏まえ、研究成果の権利化と企業への技術移転等を推進するための部署を設置する。 また、知的財産の管理及び活用</p>	<p>ため、研究開発基盤センター知的資産部産学官連携室を設置し、効果的な運用を図る。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進 知的財産管理、活用の推進に当たっては、研究成果の権利化と企業への技術移転等を推進するため研究開発基盤センターに知的資産部を設置し、知的財産関連の法律及び運営に関して専門知識や経験を有する者から支援を得ることで、知的財産の専門知識に基づく合理的な運用を図る。 ア 知的財産の管理及び活用</p>	<p>上増加</p> <p>○ センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させているか。</p> <p>○ 研究成果の権利化と企業への技術移転等を推進するための部署を設置しているか。</p> <p>○ 知的財産の管理及び活用の推進に関する指針を「知的財産ポリシー」として策定し、センター内の職員に知的財産の活用への意識を高めつつ、外部の機関へも公表しているか。</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。(政・</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>用の推進に関する指針を「知的財産ポリシー」として策定し、センター内の職員に知的財産の活用への意識を高めつつ、外部の機関へも公表する。</p> <p>ア 特許等の評価制度の確立 効果的な知的財産の管理については、事業化・ライセンス化を考慮した特許等の評価制度を確立し、職務発明委員会においては中期目標期間内に 180 件以上を審査し、特許出願に適切な研究成果を選定する。</p> <p>イ 知的財産の活用の促進 知的財産の活用については、これらに係る手続き・文書管理等の有効な運用と企業と連携した事業化戦略によって、技術移転等の橋渡しを促す。さらに、海外展開をも視野に入れた事業化支援システムの構築を目指し、契約・交渉等に伴うマネジメント機能の充実を図る。</p>	<p>の推進に関する指針を「知的財産ポリシー」として策定する</p> <p>イ 特許等の知的財産を効率的に管理のため、これらに係る制度を整備する</p> <p>ウ 事業化・ライセンス化を考慮した特許等の評価制度を確立するため、これら进行评估する体制を整備する。</p>	<p>独委評価の視点)</p> <p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 職務発明委員会において中期目標期間内に 180 件以上を審査</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(2) 病院における研究・開発の推進 治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化 センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者 QOL の向上につながる臨床研究(治験を含む。)を推進する。そのため、センターで実施される臨床試験に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図り、治験依頼から契約締結までの期間を平均 50 日以内とする。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 倫理性・透明性確保のため、</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化 センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者 QOL の向上につながる臨床研究(治験を含む。)を推進する。 臨床研究については、研究計画書作成から倫理審査委員会への申請、臨床試験の登録、研究の実施から終了までの相談および実施を支援する機能を充実させる。 治験については、企業治験を依頼から契約までの過程を迅速に進めるとともに、契約形態を複数年度契約、実績払いに移行する。また、治験中核病院として、国内における循環器に関する医師主導治験の実施を支援し、促進に努める。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 倫理性・透明性確保のため、</p>	<p>■評価項目 2 ■ 研究・開発に関する事項 (2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>○ 臨床試験に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図っているか。</p> <p>【数値目標】 ○ 治験依頼から契約締結までの期間を平均 50 日以内</p> <p>○ 臨床研究等に携わる職員に対する継続的な倫理教育の機会を確保し、職員</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>臨床研究等に携わる職員に対する継続的な倫理教育の機会を確保し、センター職員の臨床研究倫理に関する知識と意識を高める。</p> <p>また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。</p> <p>これらの取り組みと併せ、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示することにより、臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。</p>	<p>臨床研究等に携わる職員に対して、今年度中に 2 回の倫理教育の機会を確保し、センター職員の臨床研究倫理に関する知識と意識を高める。</p> <p>また、治験、自主臨床研究のそれぞれに関して、その歴史と意義、関連法制度関連、被験者の権利、適切な実施体制のあり方、および研究センターとして実施している治験等臨床研究について一般市民にわかりやすく伝えるための取り組みを行う。</p>	<p>の臨床研究倫理に関する知識と意識を高めるとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示することにより、臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めているか。</p>
<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これらの研究基盤の強化によ</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これらの研究基盤の強化によ</p>	<p>■評価項目 3 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>詳細を別紙に示した研究・開発を 着実に推進すること。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ 重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>循環器病は我が国の三大死因の うちの二つを占めるに至っており、また、健康で元気に暮らせる期間（健康寿命）の延伸に大きな障害になっているのが、循環器病である。</p> <p>こうした中、センターは、循環器病の克服を目指した疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、高度先駆的な医療の研究・開発を行い、我が国の医療水準全体を向上させる役割を期待されている。</p> <p>このため、センターは、研究組織の更なる改善及び企業、大学、学会等との連携体制をより充実させるとともに、基礎研究から橋渡し研究さらに臨床応用までを包括的かつ統合的に推進していくことで、循環器病の克服</p>	<p>り、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。</p> <p>具体的な計画については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ 重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、健康寿命の延伸を大きく阻害している。</p> <p>その克服のための研究・開発とその臨床応用・情報発信は、国民の生命予後の飛躍的改善に資するものであり、優れた創薬・医療技術の国内外への展開を図るものである。</p> <p>このため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図りつつ、循環器病発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等、総合的に研究を進めて</p>	<p>り、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。</p> <p>具体的な計画については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ 重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、健康寿命の延伸を大きく阻害している。</p> <p>その克服のための研究・開発とその臨床応用・情報発信は、国民の生命予後の飛躍的改善に資するものであり、優れた創薬・医療技術の国内外への展開を図るものである。</p> <p>このため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図りつつ、循環器病発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等、総合的に研究を進めて</p>	<p>○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p> <p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 循環器疾患の解明と医療推進に大きく貢献する成果について、年 5 件以上</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>服に資する新たな予防・診断・治療技術の開発を進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 循環器病の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、循環器病の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>いく。</p> <p>具体的には、循環器疾患の解明と医療推進に大きく貢献する成果について、年 5 件以上とする。</p> <p>かかる成果には、1) 循環器疾患に係る重要な物質や遺伝子及びその異常などの発見、2) 医療機器や再生医療における革新的基盤技術の創生数や革新的な発明件数、3) 医薬品、医療機器、診断・予防法などの TR 実施件数・製品化数などが含まれる。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 循環器病の本態解明</p> <p>循環器制御に関与する多彩な生体内の生理活性ペプチドやタンパク質等について、新規物質の同定、生理作用や作用機序、病態生理機能の解明等に向け、生化学、分子生物学、薬理学、ペプチド化学、細胞生物学、タンパク質工学、発生工学等の手法を用いた研究を推進する。</p> <p>先天性のみならず、循環器病</p>	<p>いく。</p> <p>具体的には、循環器疾患の解明と医療推進に大きく貢献する成果について、年 5 件以上とする。</p> <p>かかる成果には、1) 循環器疾患に係る重要な物質や遺伝子及びその異常などの発見、2) 医療機器や再生医療における革新的基盤技術の創生数や革新的な発明件数、3) 医薬品、医療機器、診断・予防法などの TR 実施件数・製品化数などが含まれる。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 循環器病の本態解明</p> <p>循環器制御に関与する多彩な生体内の生理活性ペプチドやタンパク質等について、新規物質の同定、生理作用や作用機序、病態生理機能の解明等に向け、生化学、分子生物学、薬理学、ペプチド化学、細胞生物学、タンパク質工学、発生工学等の手法を用いた研究を推進する。</p> <p>先天性のみならず、循環器病</p>	<p>○ 循環器制御に関与する多彩な生体内の生理活性ペプチドやタンパク質等について、新規物質の同定、生理作用や作用機序、病態生理機能の解明等に向け、生化学、分子生物学、薬理学、ペプチド化学、細胞生物学、タンパク質工学、発生工学等の手法を用いた研究を推進しているか。</p> <p>○ 循環器を構成する組織・細胞等の病態解析を遺伝子・ゲノムの側面からも行い、新しい診断法、治療法につながる</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 循環器病の実態把握</p> <p>我が国の循環器病の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による循環器病のリスク・予防要因の究明等、循環器病の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>の発症には、患者個人の遺伝子変異・遺伝子多型が広く関与することから、循環器を構成する組織・細胞等の病態解析を遺伝子・ゲノムの側面からも行い、新しい診断法、治療法につながる病因遺伝子、疾患感受性遺伝子の探索のための研究を推進する。</p> <p>② 循環器病の実態把握</p> <p>ア 実態把握のための社会的基盤の整備</p> <p>循環器病の登録を進めるために必要な社会的基盤の整備に必要な要件を解明する。</p> <p>そのために疫学研究を通じて、循環器疾患の登録を行い、循環器疾患の罹患、転帰などの実態とその推移を把握するために必要な実施体制と連携体制について検討を行う。また循環器医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。</p> <p>イ 循環器病の原因究明に基づ</p>	<p>の発症には、患者個人の遺伝子変異・遺伝子多型が広く関与することから、循環器を構成する組織・細胞等の病態解析を遺伝子・ゲノムの側面からも行い、新しい診断法、治療法につながる病因遺伝子、疾患感受性遺伝子の探索のための研究を推進する。</p> <p>② 循環器病の実態把握</p> <p>ア 実態把握のための社会的基盤の整備</p> <p>多施設共同研究による症例登録により、DPC データと専門医による臨床診断データを突合し、循環器病の罹患を DPC データ等から推計する方法の検討を開始する。</p> <p>当センターの院内症例登録システムを構築し、多施設共同研究の成果と合わせて循環器疾患の転帰を規定する要因の解析を開始する。</p> <p>イ 循環器病の原因究明に基づ</p>	<p>病因遺伝子、疾患感受性遺伝子の探索のための研究を推進しているか。</p> <p>○ 実態把握のための社会的基盤の整備に取り組んでいるか。</p> <p>○ 循環器病の原因究明に基づく予防法</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p>	<p>く予防法の研究開発 大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、循環器病の発生に関わる生活習慣等外的要因、加齢・遺伝素因等内的要因、及びそれらの相互作用を解明するなどに取り組み、循環器病のリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。 基礎的研究及び疫学研究などの知見に基づき有効な循環器病予防法の開発を行う。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p>	<p>く予防法の研究開発 地域密着型の大規模コホート研究を長期的に継続できる体制を整備する。 コホート研究の成果に基づき循環器病の危険因子の重み付け、優先順位の選定を行い、予防手法の方向性を提示する。 基礎研究と疫学研究による循環器病の新たな危険因子の探索的検討を開始する。</p> <p>③ 妊産婦死亡の調査と評価 わが国の妊産婦死亡の原因を調査・分析し、周産期医療システムの再評価、改善及び国民からの信頼獲得を目的とした「わが国の妊産婦死亡の調査と評価に関するモデル事業」を日本産婦人科医会の協力のもと開始する。</p> <p>④ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p>	<p>の研究開発に取り組んでいるか。</p> <p>○ 循環器病に起因する高度な機能障害を伴った臓器・組織の機能回復を目指した最新の知見に基づく再生医療技術</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>循環器病に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>病院と研究所の連携、医工連携、及び企業・大学を含めた産学官連携体制のもとで、トランスレーショナルリサーチ、臨床応用、製品化による普及を最終的な目標として、循環器病に起因する高度な機能障害を伴った臓器・組織の機能回復を目指した最新の知見に基づく再生医療技術に関する研究開発、最先端の医療機器を活用した診断及び治療法に関する研究開発を行う。</p> <p>循環器病において、その予後を最も左右する因子である高血圧・糖尿病・脂質異常症等が引き起こす心血管微小病変等の予防、さらに動脈硬化に起因する心疾患・脳血管疾患・腎疾患等の予防に資する研究、並びにこれらの循環器有病者の最適な日常生活管理の提案・QOL向上に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防手法について、有効性と安全性を検証するための研究を推進する。</p> <p>高度先駆的な診断・治療法の開発の基盤となる、循環器病の</p>	<p>病院と研究所の連携、医工連携、及び企業・大学を含めた産学官連携体制のもとで、トランスレーショナルリサーチ、臨床応用、製品化による普及を最終的な目標として、循環器病に起因する高度な機能障害を伴った臓器・組織の機能回復を目指した最新の知見に基づく再生医療技術に関する研究開発、最先端の医療機器を活用した診断及び治療法に関する研究開発を行う。</p> <p>循環器病において、その予後を最も左右する因子である高血圧・糖尿病・脂質異常症等が引き起こす心血管微小病変等の予防、さらに動脈硬化に起因する心疾患・脳血管疾患・腎疾患等の予防に資する研究、並びにこれらの循環器有病者の最適な日常生活管理の提案・QOL向上に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防手法について、有効性と安全性を検証するための研究を推進する。</p> <p>高度先駆的な診断・治療法の開発の基盤となる、循環器病の</p>	<p>に関する研究開発、最先端の医療機器を活用した診断及び治療法に関する研究開発を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高血圧・糖尿病・脂質異常症等が引き起こす心血管微小病変等の予防、さらに動脈硬化に起因する心疾患・脳血管疾患・腎疾患等の予防に資する研究、並びにこれらの循環器有病者の最適な日常生活管理の提案・QOL向上に資する研究を推進しているか。 ○ 既存の予防手法について、有効性と安全性を検証するための研究を推進しているか。 ○ 循環器病の発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進しているか。

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、循環器病に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指</p>	<p>発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>循環器病に関する画期的な医薬品、先進的医療機器に関する研究開発を推進する。</p> <p>具体的には、循環器病の診断、治療、創薬の標的となるタンパク質、ペプチド等、及び医薬品候補となるペプチド、化合物等を探索・同定するとともに、その意義や有効性を検証する。</p> <p>また、循環器病の機能代替医療、再生医療、イメージング等を可能とするための基盤研究及び基盤技術の開発を行うとともに、実際の診断・治療の技術及び機器の開発に取り組む。</p>	<p>発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。</p> <p>今年度は、胎児を含めてこれまで蓄積してきた 400 例以上の先天性心疾患（心奇形）の剖検例のデータベース化に着手する。</p> <p>⑤ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>循環器病に関する画期的な医薬品、先進的医療機器に関する研究開発を推進する。</p> <p>具体的には、循環器病の診断、治療、創薬の標的となるタンパク質、ペプチド等、及び医薬品候補となるペプチド、化合物等を探索・同定するとともに、その意義や有効性を検証する。</p> <p>また、循環器病の機能代替医療、再生医療、イメージング等を可能とするための基盤研究及び基盤技術の開発を行うとともに、実際の診断・治療の技術及び機器の開発に取り組む。</p>	<p>○ 循環器病に関する画期的な医薬品、先進的医療機器に関する研究開発を推進しているか。</p> <p>○ 循環器病の機能代替医療、再生医療、イメージング等を可能とするための基盤研究及び基盤技術の開発を行うとともに、実際の診断・治療の技術及び機器の開発に取り組んでいるか。</p> <p>○ 医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進しているか。</p> <p>○ 国内未承認の医薬品、医療機器について、治験等自主臨床研究を推進するとともに、臨床試験の安全性有効性の</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、</p>	<p>これらの研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指した研究を推進し、特に、開発リスクが高い分野については、より積極的に実施する。</p> <p>また、臨床試験の安全性有効性の評価、臨床試験の方法などの開発に関する研究も実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内未承認の医薬品、医療機器について、治験等自主臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>ア インディケータの開発</p>	<p>これらの研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指した研究を推進し、特に、開発リスクが高い分野については、より積極的に実施する。</p> <p>また、臨床試験の安全性有効性の評価、臨床試験の方法などの開発に関する研究も実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内未承認の医薬品、医療機器について、治験等自主臨床研究を推進する。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>ア インディケータの開発</p>	<p>評価、臨床試験の方法などの開発に関する研究を実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加</p> <p>○ インディケータの開発に取り組んで</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>循環器病に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>循環器病に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>医療機関において広く使用される診断・治療ガイドライン等の作成に寄与するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備する。</p> <p>イ 人材育成に関する研究の推進</p> <p>高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、循環器医療の均てん化に資する系統だった教育・研修システムの開発、人材育成ツールの開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア 国民、患者向け情報の提供</p> <p>循環器病に関する理解を深め、日常の健康管理を啓発するために、複雑な循環器疾患の成因、病態、進行などに関して分かりやすく説明する手法を開発し、教科書的な知識、センターでの研究成果に基づく知見を WEB 等で提供</p>	<p>医療機関において広く使用される診断・治療ガイドライン等の作成に寄与するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備する。</p> <p>イ 人材育成に関する研究の推進</p> <p>高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、循環器医療の均てん化に資する系統だった教育・研修システムの開発、人材育成ツールの開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア 国民、患者向け情報の提供</p> <p>循環器病に関する理解を深め、日常の健康管理を啓発するために、複雑な循環器疾患の成因、病態、進行などに関して分かりやすく説明する手法を開発し、教科書的な知識、センターでの研究成果に基づく知見を WEB 等で提供</p>	<p>いるか。</p> <p>○ 人材育成に関する研究の推進に取り組んでいるか。</p> <p>○ 国民、患者向け情報の啓発手法を開発し、研究成果に基づく知見を WEB 等で提供しているか。</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>する。</p> <p>イ 医療従事者向け情報の提供</p> <p>a. 主要な循環器疾患について</p> <p>学会等との連携、センターの研究成果に基づき、主要な循環器疾患の標準的な診療技術に関する情報を集積、提供する。</p> <p>b. 希少な循環器疾患について</p> <p>センターの症例経験に基づき、希少な循環器疾患の病態や診療技術について解説する。</p> <p>ウ. 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進</p> <p>科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討するための体制を整備する。</p>	<p>する。</p> <p>イ 医療従事者向け情報の提供</p> <p>a. 主要な循環器疾患について</p> <p>学会等との連携、センターの研究成果に基づき、主要な循環器疾患の標準的な診療技術に関する情報を集積、提供する。</p> <p>b. 希少な循環器疾患について</p> <p>センターの症例経験に基づき、希少な循環器疾患の病態や診療技術について解説する。</p> <p>ウ. 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進</p> <p>科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討するための体制を整備する。</p>	<p>○ 医療従事者向け情報の提供に取り組んでいるか。</p> <p>○ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進に取り組んでいるか。</p>
			<p>■評価項目 4 ■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、循環器病に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>臓器移植ネットワークにおける移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこと。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>医療の提供に当たっては、循環器病の緊急性・専門性を踏まえ、高度医療提供体制のさらなる整備はもとより、移植医学、人工臓器医学、遺伝子治療、本人の細胞から組織・臓器を作る再生医学等について、新しい治療法の創出及び積極的な臨床応用を推進することで、我が国の循環器医療をリードしていく機能を果たすこととする。</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>研究部門と連携し、その研究成果を活用し、かつ、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約して、高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組む。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>医療の提供に当たっては、循環器病の緊急性・専門性を踏まえ、高度医療提供体制のさらなる整備はもとより、移植医学、人工臓器医学、遺伝子治療、本人の細胞から組織・臓器を作る再生医学等について、新しい治療法の創出及び積極的な臨床応用を推進することで、我が国の循環器医療をリードしていく機能を果たすこととする。</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>研究部門と連携し、その研究成果を活用し、かつ、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約して、高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組む。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基</p>	<p>○ 研究部門と連携し、その研究成果を活用し、かつ、国内外の知見を集約して、高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組む高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組んでいるか。</p> <p>○ 最新の知見に基づく標準的医療を安定した状態で提供する体制を整え、循</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>づいた医療の提供 最新の知見に基づく標準的医療を安定した状態で提供する体制を整え、循環器病の医療の標準化のための実践に取り組む。</p>	<p>づいた医療の提供 最新の知見に基づく標準的医療を安定した状態で提供する体制を整え、循環器病の医療の標準化のための実践に取り組む。</p>	<p>環器病の医療の標準化のための実践に取り組んでいるか。</p>
	<p>（2）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 患者満足度調査の実施等、患者等参加型医療についての調査を行うとともに、病態や治療に係る様々な問題に関して患者の医療に対する理解を深めるた</p>	<p>（2）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 患者満足度調査の実施等、患者等参加型医療についての調査を行うとともに、病態や治療に係る様々な問題に関して患者の医療に対する理解を深めるた</p>	<p>■評価項目 5 ■ 医療の提供に関する事項 （2）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>○ 患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努めているか。</p> <p>○ 患者満足度調査の実施等、患者等参加型医療についての調査を行うとともに、病態や治療に係る様々な問題に関して患者の医療に対する理解を深めるための支援活動を推進しているか。</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>めの支援活動を推進する。</p> <p>③ チーム医療の推進 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。 具体的には、診療科横断的分野において、多職種から構成される院内診療チームによる回診を年に 380 回以上実施する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、連携登録医療機関数を 5 年後には、平成 21 年度比 20% 増を図るなど、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。</p>	<p>めの支援活動を推進する。</p> <p>③ チーム医療の推進 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。 具体的には、診療科横断的分野において、多職種から構成される院内診療チームによる回診を年に 380 回以上実施する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。</p>	<p>○ 多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進するとともに、質の高い医療の提供を行っているか。</p> <p>【数値目標】 ○ 診療科横断的分野において、多職種から構成される院内診療チームによる回診を年 380 回以上実施</p> <p>○ 患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施しているか。</p> <p>【数値目標】 ○ 連携登録医療機関数を中期目標期間終了後には、平成 21 年度比 20% 増</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理の体制を整備し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年 4 回以上開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 良質かつ適切な医療を効率的に患者に提供するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備する。</p>	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理の体制を整備し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年 4 回以上開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 良質かつ適切な医療を効率的に患者に提供するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備する。</p>	<p>○ 医療安全管理の体制を整備し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努めているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年 4 回以上開催</p> <p>○ 良質かつ適切な医療を効率的に患者に提供するため、救急医療、急性期治療から回復期リハビリテーションに至るまで、地域医療の質を全体として、かつ客観的に評価する体制を整備しているか。</p>
	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p>	<p>■評価項目 6 ■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>臓器移植法に基づき、成人例のみならず小児例における心臓移植を臓器移植ネットワークにおける基幹心臓移植施設として実施する。体外設置型及び植込み型の補助人工心臓を症例に応じて適用し、在宅療法を含め QOL の高い補助人工心臓治療を実施する。</p> <p>また、適応症例に対するホモグラフトを用いた組織移植を円滑に実施する。</p>	<p>臓器移植法に基づき、成人例のみならず小児例における心臓移植を臓器移植ネットワークにおける基幹心臓移植施設として実施するための体制整備を行う。体外設置型補助人工心臓の管理について、他施設のスタッフに対する教育・研修の機会を設ける。</p> <p>また、適応症例に対するホモグラフトを用いた組織移植を円滑に実施する。</p>	<p>○ 臓器移植法に基づき、成人例のみならず小児例における心臓移植を臓器移植ネットワークにおける基幹心臓移植施設として実施しているか。</p> <p>○ 体外設置型及び植込み型の補助人工心臓を症例に応じて適用し、QOL の高い補助人工心臓治療を実施しているか。</p> <p>○ 適応症例に対するホモグラフトを用いた組織移植を円滑に実施しているか。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>循環器病領域の研究・医療におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するため、教育・臨床プログラム数について、中期目標の期間中に平成 21 年度比 1.5 倍とするなど、医師、看護師、薬剤師、検査技師、リハビリテーション技師、研究者等の育成を積極的に行う。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>循環器病領域の研究・医療におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するため、医師、看護師、薬剤師、検査技師、リハビリテーション技師、研究者等の育成を積極的に行う。</p>	<p>■評価項目 7 ■</p> <p>人材育成に関する事項</p> <p>○ 循環器病領域の研究・医療におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するため、医師、看護師、薬剤師、検査技師、リハビリテーション技師、研究者等の育成を積極的に行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 教育・臨床プログラム数について、中期目標の期間中に平成 21 年度比 1.5</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>循環器医療の均てん化推進を目的として、センター外の医療従事者等に対する職種ごとの各種研修を年 4 回以上企画・実施する。</p>	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>循環器医療の均てん化推進を目的として、センター外の医療従事者等に対する職種ごとの各種研修を年 4 回以上企画・実施する。</p>	<p>倍</p> <p>○ センター外の医療従事者等に対する職種ごとの各種研修を企画・実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ センター外の医療従事者等に対する職種ごとの各種研修を年 4 回以上企画・実施</p>
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が循環器病に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の循環器病に関する知見を収集、整理及び評価</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>循環器病について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、相互の交流を通じて、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が循</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワークの構築の推進</p> <p>循環器病について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、相互の交流を通じて、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が循</p>	<p>■評価項目 8 ■</p> <p>医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>○ センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図っているか。</p> <p>○ 広く国内外の知見を収集、整理及び</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>循環器病に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行うとともに、医療に関する技術援助、技術指導の要請に対応する。</p>	<p>循環器病に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行うとともに、医療に関する技術援助、技術指導の要請に対応する。</p>	<p>評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行うとともに、医療に関する技術援助、技術指導の要請に対応しているか。</p>
<p>5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 循環器病に関する研究・開発を推進する中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 循環器病に関する研究・開発を推進する中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、循環器</p>	<p>■評価項目 9 ■ 国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>○ 循環器病に関する研究・開発を推進する中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。</p> <p>○ 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、循環器病に関す</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>我が国における循環器病に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>循環器病に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>国際学会への招聘や、海外からの研修の受け入れ等、循環器疾患の分野で大きく国際貢献する人数を中期目標の期間中で 200 人以上とするなど、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>	<p>病に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>国際学会への招聘や、海外からの研修の受け入れ等、循環器疾患の分野で大きく国際貢献する人数を年 40 人以上とするなど、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>	<p>る範囲内にて、可能な限り適切な対応を行っているか。</p> <p>○ 我が国における循環器に対する中核的機関として求められる国際貢献を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 循環器疾患の分野で大きく国際貢献する人数を中期目標の期間中で 200 人以上</p>
<p>第 3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p>	<p>■評価項目 10■</p> <p>効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。 ○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点) ○ 総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。 ○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。 ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>取組を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 平成22年4月より副院長複数制を導入する。また、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、平成22年4月より組織を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p> <p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、經常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、經常収支率が 99.05%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 5年間を累計した損益計算において、</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>経常収支率が 100%以上</p> <p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。(政・独委評価の視点) <p>○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める</p>	<p>② 材料費の節減 品目の標準化及び独立行政法人国立病院機構等他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化、業務委託の適切な活用、仕様及び契約期間の見直し等により平成 21 年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）について、3%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める</p>	<p>○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。</p> <p>○ 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成 21 年度比 15%以上削減</p> <p>○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p> <p>○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>2. 電子化の推進</p>	<p>ことで、平成 21 年度に比して (※) 医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率 0.07%</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p>	<p>ことで、平成 21 年度に比して (※) 医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>また、平均在院日数の短縮、検査等の外来実施率向上、新たな施設基準の取得等により診療収入の増加を図る。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率 0.07%</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p>	<p>報酬請求事務の推進に努めているか。</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比した医業未収金比率の縮減</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの導入に向けて具体的な取り組みを行う</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの平成24年1月稼働に向けて、ワーキンググループの立ち上げ等具体的な取り組みを開始する。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p> <p>○ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行っているか。</p> <p>○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監事、監査室、監査法人による監査を行う。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争</p>	<p>■評価項目 1 2 ■</p> <p>法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行する。なお、契約に関する重要事項については、契約審査委員会においてあらかじめ審議するものとし、契約状況はホームページにおいて公表する。</p>	<p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)(厚労省評価委評価の視点)
			<p>■評価項目 1 3 ■ 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>第 4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第 3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>循環器病に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第 2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予算 別紙 2 (2) 収支計画 別紙 3</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第 2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予算 別紙 2 (2) 収支計画 別紙 3</p>	<p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p> <p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。</p> <p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>(3)資金計画 別紙4</p> <p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 2, 200百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増</p>	<p>(3)資金計画 別紙4</p> <p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 2, 200百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増へ</p>	<p>為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては、事前に明らかにされているか。)</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>の対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、セン</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>本年度整備する施設・設備整備に</p>	<p>■評価項目 1 4 ■</p> <p>人事システムの最適化</p> <p>人事に関する方針</p> <p>その他の事項</p> <p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備に</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>ターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>管理職、研究職等の任期付き任用及び公募制を実施することにより、客観的な指標で公平な評価を行う。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮</p>	<p>ついて、計画的に進展しているか。</p> <p>○ 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p> <p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p> <p>○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 1,010 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるもの</p>	<p>との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 1,010 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるもの</p>	<p>○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p> <p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p> <p>○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>であり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み</p> <p style="text-align: right;">36,980百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう努める。</p>	<p>であり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう努める。</p>	<p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p> <p>○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。</p> <p>○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。</p> <p>○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価して</p>

国立循環器病研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>いるか。(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等) (厚労省評価委評価の視点) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)

国立精神・神経医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日 厚生労働大臣 長妻 昭</p> <p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 理事長 樋口 輝彦</p> <p>前文</p> <p>昭和61年10月、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として設置された国立精神・神経センターは、平成22年4月、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に関する国立高度専門医療研究センターとして新たに発足した。</p> <p>その使命は、「病院と研究所が一体となり、精神・神経疾患等の克服を目指し</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成22年6月3日</p> <p>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 理事長 樋口 輝彦</p>	

国立精神・神経医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として昭和 61 年に設置された国立精神・神経センターを前身とする。</p> <p>精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達障害（以下「精神・神経疾患等」という。）は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、日本人のエビデンスの収集や研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。</p>	<p>た研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図ること」にある。精神・神経疾患等は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、難治性で慢性の経過をたどるものが多く、国民の生活に大きな影響を与えており、社会全体の支持を得て、積極的かつ総合的・重層的にその対応を進めていく必要がある。したがって、研究所と病院が緊密に連携して、センターに与えられた役割を果たし、その成果を社会に示していく必要がある。</p> <p>また、我が国の抱えている医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策等と一体となって、国際レベルの研究競争に伍しつつ、研究・開発及び人材育成・輩出に関して、成果を継続して生み出していくことが求められている。さらに、医療研究職種間の役割分担と協働に基づく事業の推進を図るなど、わが国の医療及び精神保健の水準の向上に貢献する。</p> <p>センターは、第一期中期目標期間においては、最新の知見に基づき、精神・神経疾患等に対する標準的な医療の提</p>		

国立精神・神経医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>第 1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>供を目指すとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすための研究基盤をより強固なものとする。また、センターは、事業体として業務運営の効率化に取り組み、わが国の医療研究体制において、代替不可能な公共的財産であるセンターの長期的な存続のための基盤を着実に築いていく。その事業の成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剰余については、センターに課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資し、第二期以降を含めた長期的な事業の安定を目指す。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
			<p>■評価項目 1 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>精神・神経疾患等の臨床研究推進のための中核的役割を担う。そのため基礎研究はもとより、臨床研究、治験の円滑な実施を行う。また、多施設共同研究の運営管理に資する共用研究基盤を整備し、研究資源の適切な活用を実現する司令塔機能を果たす。精神・神経疾患等の対策に資する研究に取り組み、国際水準の研究競争に伍した成果を継続的に創出する。</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>専門疾病センターを立ち上</p>	<p>推進</p> <p>○ 基礎研究の成果を臨床での実用化に継続的につなげられるよう、また、臨床で得られた知見に基づいた</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>用化に継続的につながられるよう、また、臨床で得られた知見に基づいた基礎研究を実施できるよう、研究所と病院がそれぞれの専門性を踏まえた上で連携を図る。</p> <p>具体的には、合同で行う会議等の開催、臨床研究等の共同実施、基礎研究と臨床現場を橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチの実施を支援するとともに、相互の人的交流を図る。</p> <p>これにより、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10% 以上増加させる。</p> <p>② 研究基盤の整備</p> <p>臨床試料及び臨床情報を研究に有効に活用するため、生体試料レポジトリを含めたトランスレーショナルメディカルセンター（以下「TMC」という。）や脳病態統合イメージングセンターの体制整備を行うことにより、バイオリソースに登録する検体数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>	<p>げるなどして、研究所と病院等が合同で行う会議等の開催、臨床研究等の共同実施を支援する。また、トランスレーショナルリサーチを実施するため希少疾患の患者登録を推進する。</p> <p>さらに、相互の人的交流を図るための若手育成カンファレンスを定期的で開催する。</p> <p>② 研究基盤の整備</p> <p>臨床試料及び臨床情報を研究に有効に活用するため、トランスレーショナルメディカルセンター（以下「TMC」という。）においてデータマネジャーや臨床研究支援の専門職を雇用し、体制整備を行う。また、脳病態統合イメージングセンター（IBIC）設立準備室を発足させる。</p>	<p>基礎研究を実施できるよう、研究所と病院がそれぞれの専門性を踏まえた上で連携を図っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加</p> <p>○ 臨床試料及び臨床情報を研究に有効に活用するため、生体試料レポジトリを含めたトランスレーショナルメディカルセンターや脳病態統合イメージングセンターの体制整備を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ バイオリソースに登録する検体数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>③ 産官学等との連携強化 ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構等の大規模治験拠点との自発的・戦略的な連携を深めるため、知的財産、利益相反等に関する諸規程を指針等に基づいて整備する。また、国内外の先端施設・企業等とのトランスレーショナルリサーチ、臨床試験等を共同で実施するための体制を強化し、提携先企業・研究機関等が利用可能な連携ラボをTMC内に整備する。 これにより、他の研究機関（大学含む。）との共同研究実施数を年10件以上とする。 また、治験実施症例総数（国際共同治験を含む。）を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>	<p>③ 産官学等との連携強化 ベンチャー企業等の産業界及び国立病院機構等の大規模治験拠点との自発的・戦略的な連携を深めるため、知的財産、利益相反等に関する諸規程を指針等に基づいて整備する。また、複数の大学と連携大学院協定を結び、客員教授等による交流を通して共同研究を推進する。 これにより、他の研究機関等（大学含む。）との共同研究実施数を10件以上とする。</p>	<p>○ 産官学等との自発的・戦略的な連携を深めるため、知的財産、利益相反等に関する諸規程を指針等に基づいて整備しているか。</p> <p>○ トランスレーショナルリサーチ、臨床試験等を共同で実施するための体制を強化し、提携先企業・研究機関等が利用可能な連携ラボをTMC内に整備しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 他の研究機関（大学含む。）との共同研究実施数を年10件以上</p> <p>○ 治験実施症例総数（国際共同治験を含む。）を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加</p>
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>④ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果たすための研究（研究開発費を含む。）を企画・評価していく体制を強化するとともに、研究を支援していく体</p>	<p>④ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果たすための研究を課題設定の段階から企画・評価するために、幹部による事前指導体制を強化す</p>	<p>○ センターの使命を果たすための研究（研究開発費を含む。）を企画・評価していく体制を強化するとともに、研究を支援していく体制を充実させているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>制を充実させる。</p> <p>⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>特許等取得について、研究者が研究開発早期から利用できる知財コンサルテーション部門の構築を目指し、産官学等との連携、知的財産、利益相反に関する規程を指針等に基づいて整備する。具体的にはマテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、及び上記研究を推進するため、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。</p> <p>また、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)に則した知的財産管理、共同研究・受託研究等の審査体制、</p>	<p>る。</p> <p>また、TMC による研究支援体制については、専任を配置することによって充実させる。</p> <p>⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>産官学等との連携、知的財産、利益相反に関する規程を指針等に基づいて整備する。具体的には成果有体物移転合意書(MTA)の整備、国から継承された特許等の所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知財関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、及び上記研究を推進するため、契約行為等に関する管理機能の充実を図る。</p> <p>また、研究開発力強化法に則した知財管理、共同研究・受託研究等の審査体制、契約行為等を行う管理機能を充実強化する。中でもスーパー特区で選定された領域を中心に、事業化が目指せる研究分野に関しては医療現場での実用化を目指す。</p>	<p>○ 研究者が研究開発早期から利用できる知財コンサルテーション部門の構築を目指し、産官学等との連携、知的財産、利益相反に関する規程を指針等に基づいて整備しているか。</p> <p>○ 知的財産管理、共同研究・受託研究等の審査体制、契約行為等を行う管理機能を充実強化、特に、知的財産の活用に関しては、医療現場での実用化を目指しているか。</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>契約行為等を行う管理機能を充実強化する。特に、知的財産の活用に関しては、医療現場での実用化を目指す。</p> <p>このため、職務発明委員会における審査件数について、年 3 件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。</p>	<p>このため、職務発明委員会における審査件数を 3 件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。</p>	<p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p> <p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 職務発明委員会における審査件数について、年 3 件以上</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センター内で実施される臨床研究及び単独又は数施設程度で行う早期臨床開発を支援する部門を整備する。また疫学・生物統計学の専門家や薬事専門家等の支援が得られる体制を構築し、承認申請を目指す臨床試験</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>TMC において臨床研究及び早期臨床開発を支援する体制を構築する。また、生物統計学の専門家や薬事専門家等を雇用し、承認申請を目指す臨床試験に対して、切れ目のない支援が得られるようにする。</p>	<p>■評価項目 2 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>○ 早期臨床開発を支援する部門を整備するとともに、薬事専門家等の支援が得られる体制を構築し、承認申請を目指す臨床試験に対しても、切れ目のない支援が得られるようにしているか。</p> <p>○ 各種指針に基づき臨床研究で発</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>に対しても、切れ目のない支援が得られるようにする。</p> <p>各種指針に基づき臨床研究で発生した有害事象等を収集し、倫理委員会や規制当局等へ報告する体制を構築する。</p> <p>また、治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、薬事・規制要件の専門家を含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとする治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p> <p>このため、臨床研究コーディネーター(CRC)を、常時 10 名以上勤務させる。</p> <p>また、治験申請から最初の症例登録(First Patient In)までの期間を平均 100 日以内とする。</p>	<p>具体的には一部の難治性の遺伝性神経筋疾患に対し、遺伝子解析を活用した全国規模の臨床データベースを構築し、海外とも連携を図る。</p> <p>各種指針に基づき臨床研究で発生した有害事象等を収集し、倫理委員会や規制当局等へ報告する体制を構築する。</p> <p>さらに、医療クラスター病棟の開棟に伴い、医師主導治験に係る体制を構築し、具体的な課題の実施を準備する。</p> <p>また、治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、治験中核病院としての機能を果たせるよう、薬事・規制要件の専門家やデータマネジャーを含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとする臨床研究の支援体制の整備に努める。</p> <p>このため、臨床研究コーディネーター(CRC)を、常時 10 名以上配置し、治験申請から最初の症例登録(First Patient In)までの期間を平均 100 日以内とする。</p>	<p>生じた有害事象等を収集し、倫理委員会や規制当局等へ報告する体制を構築しているか。</p> <p>○ 薬事・規制要件の専門家を含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとする治験等の臨床研究の支援体制の整備に努めているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 臨床研究コーディネーター(CRC)を、常時 10 名以上勤務させる。</p> <p>○ 治験申請から最初の症例登録(First Patient In)までの期間を平均 100 日以内</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理委員会や治験審査委員会(IRB)、利益相反委員会(COI)、モニタリング・監査等の体制を強化するとともに、主要な倫理指針等について定期的な教育の機会を設ける。</p> <p>また、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示するとともに、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制を確立し、研究への協力に係る患者負担の軽減を図る。特に、遺伝子解析を伴う臨床研究の実施に際して、患者が適切に遺伝カウンセリングを受けられるよう体制を強化する。また、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応等を行う。</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理委員会や治験審査委員会(IRB)、利益相反委員会(COI)、モニタリング・監査等の体制を強化するとともに、主要な倫理指針等について定期的な教育の機会を設ける。</p> <p>また、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示するとともに、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制を確立し、研究への協力に係る患者負担の軽減を図る。特に、遺伝子解析を伴う臨床研究の実施に際して、患者が適切にカウンセリングを受けられるよう認定遺伝カウンセラーを雇用するとともに、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応等を行う。</p>	<p>○ 倫理委員会や治験審査委員会(IRB)、利益相反委員会(COI)、モニタリング・監査等の体制を強化するとともに、主要な倫理指針等について定期的な教育の機会を設けているか。</p> <p>○ センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示するとともに、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制を確立し、研究への協力に係る患者負担の軽減を図っているか。</p> <p>○ 遺伝子解析を伴う臨床研究の実施に際して、患者が適切に遺伝カウンセリングを受けられるよう体制を強化しているか。</p> <p>○ 患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応等を行っているか。</p>
			<p>■評価項目 3 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターは、中期目標期間において、研究成果を高度先駆的医療及び保健医療政策に活かすため、研究所と病院</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>大学や企業等と相互の強みを活かしながら、有機的な連携により独創的な研究・開発を展開する。</p> <p>具体的な計画については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターでは、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、その疫学研究等による日本人のエビ</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>大学や企業等と相互の強みを活かしながら、有機的な連携により独創的な研究・開発を展開する。</p> <p>具体的な計画については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>研究・開発に当たっては、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図る。また、精神・神経疾患等の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎研究を臨床現場に橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチ、臨床に直結した研究・診療や機能回復等に係る技術開発や社</p>	<p>略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p> <p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 英文・和文の原著論文及び総説発</p>

国立精神・神経医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進すること。</p> <p>特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 精神・神経疾患等の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至</p>	<p>デンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進する。特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>研究・開発に当たっては、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図る。また、精神・神経疾患等の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎研究を臨床現場に橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチ、臨床に直結した研究・診療や機能回復等に係る技術開発や社会応用研究等を総合的に進める。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文及び総説発表総数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5% 以上増加させる。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 精神・神経疾患等の本態解明 精神・神経疾患等について、生物学的手法又は心理社会的</p>	<p>会応用研究等を総合的に進める。</p> <p>このため、主な研究成果を原著論文や国内外の学会で発表することで情報発信に努める。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 精神・神経疾患等の本態解明 精神・神経疾患等について、生物学的手法又は心理社</p>	<p>表総数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5% 以上増加</p> <p>○ 精神・神経疾患等について、生物学的手法又は心理社会的手法を用いて、発症機序や病態の解明につ</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>るものまでを研究対象にすることにより、精神・神経疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p> <p>② 精神・神経疾患等の実態把握 我が国の精神・神経疾患等の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による精神・神経疾患等のリスク・予防要因の究明等、精神・神経疾患等の実態把握に資する研究を推進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 精神・神経疾患等に対する高度</p>	<p>手法を用いて、発症機序や病態の解明につながる研究を実施する。そのため、必要な科学技術を取り入れ、遺伝子、蛋白質などの分子レベルから細胞、組織、個体、社会に至るまでの研究をヒト又は疾患モデル動物等において実施する。</p> <p>② 精神・神経疾患等の実態把握 我が国の精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータは、センターで行う全ての研究開発の基礎となるものである。そのため、これらを的確に把握する疫学研究等の実施を推進する。 具体的には、臨床試験を推進するために、遺伝子解析を含めた患者情報登録を推進し、疾病研究や治療法の開発を促進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 病院と研究所、地域の積極的</p>	<p>会的手法を用いて、発症機序や病態の解明につながる研究を実施する。そのため、必要な科学技術を取り入れ、遺伝子、蛋白質などの分子レベルから細胞、組織、個体、社会に至るまでの研究をヒト又は疾患モデル動物等において実施する。</p> <p>② 精神・神経疾患等の実態把握 我が国の精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータは、センターで行う全ての研究開発の基礎となるものである。そのため、これらを的確に把握する疫学研究等の実施を推進する。 具体的には、臨床試験を推進するために、遺伝子解析を含めた患者情報登録を推進し、疾病研究や治療法の開発を促進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 病院と研究所、地域の積極</p>	<p>ながら研究を実施しているか。</p> <p>○ 精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを的確に把握する疫学研究等の実施を推進しているか。</p> <p>○ 病態や予後に関わる生物学的因子あるいは心理社会的因子を探索・解明するための基礎医学・疫学・臨</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>な連携のもとで、新規の予防、診断、治療法を開発するため、病態や予後に関わる生物学的因子あるいは心理社会的因子を探索・解明するための基礎医学・疫学・臨床研究等を発展させる。また、様々なリサーチリソースを活用し、新規技術についての有効性と安全性を検証するための研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等の患者の社会生活機能と QOL の改善を目指した新規介入法あるいは既存の治療技術について、必要に応じて多施設共同研究等を活用して、その有効性と安全性に関する研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>病院の日常診療や臨床試験から生み出される臨床情報及び生体試料等を収集し、広く研究に活用する。加えて、精神・神経疾患等の医療の向上に寄与するよう、センターが中核的に遺伝子診断研究を実施する体制を整備する。</p>	<p>的な連携のもとで、新規の予防、診断、治療法を開発するため、病態や予後に関わる生物学的因子あるいは心理社会的因子を探索・解明するための基礎医学・疫学・臨床研究等を発展させる。また、様々なリサーチリソースを活用し、新規技術についての有効性と安全性を検証するための研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等の患者の社会生活機能と QOL の改善を目指した新規介入法あるいは既存の治療技術について、必要に応じて多施設共同研究等を活用して、その有効性と安全性に関する研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>病院の日常診療や臨床試験から生み出される臨床情報及び生体試料等を収集し、広く研究に活用する。加えて、精神・神経疾患等の医療の向上に寄与するよう、センターが中核的に遺伝子診断研究を実施</p>	<p>床研究等を発展させているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リサーチリソースを活用した新規技術についての有効性と安全性を検証するための研究や社会に応用するための研究を推進しているか。 ○ 精神・神経疾患等の患者の社会生活機能と QOL の改善を目指した新規介入法あるいは既存の治療技術について、その有効性と安全性に関する研究や社会に応用するための研究を推進しているか。 ○ 日常診療や臨床試験から生み出される臨床情報及び生体試料等を収集し、広く研究に活用するとともに、センターが中核的に遺伝子診断研究を実施する体制を整備しているか。

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、精神・神経疾患等に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>生物学的手法を用い創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究を実施し、有効性についてモデル動物等で検討する。</p> <p>精神・神経疾患等における研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指した研究を推進する。特に、国民の健康への影響が大きい疾患、開発リスクが高い疾患、難治性精神疾患や神経難病・筋疾患等の希少疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて</p>	<p>する体制を整備する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>生物学的手法を用い創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究を実施し、有効性についてモデル動物等で検討する。</p> <p>精神・神経疾患等における研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指した研究を推進する。特に、国民の健康への影響が大きい疾患、開発リスクが高い疾患、難治性精神疾患や神経難病・筋疾患等の希少疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p>	<p>○ 生物学的手法を用い創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究を実施し、有効性についてモデル動物等で検討しているか。</p> <p>○ 医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指した研究を推進しているか。</p> <p>○ 海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 精神・神経疾患等に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発 精神・神経疾患等に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療</p>	<p>承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進 精神・神経疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドライン等の作成及び改訂を行うとともに、医療機関等において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進する。 次世代の精神・神経疾患等の保健医療福祉を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p> <p>② 情報発信手法の開発 精神・神経疾患等及びその医療に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、患者・</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進 精神・神経疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドライン等の作成及び改訂を行うとともに、医療機関等において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進する。 次世代の精神・神経疾患等の保健医療福祉を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p> <p>② 情報発信手法の開発 精神・神経疾患等及びその医療に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するととも</p>	<p>○ 精神・神経疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行っているか。</p> <p>○ 診断・治療ガイドライン等の作成及び改訂を行うとともに、医療機関等において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進しているか。</p> <p>○ 次世代の精神・神経疾患等の保健医療福祉を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施しているか。</p> <p>○ 精神・神経疾患等及びその医療に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、普及啓発を阻害する要因を疫学研究・臨床研究等に</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>家族に対する支援の質を向上させるため、普及啓発を阻害する要因を疫学研究・臨床研究等により探索・解明し、効果的な情報提供手法の開発に関する研究を実施する。</p> <p>具体的には、メンタルヘルス総合情報サイトにおいて、患者・国民向けに疾患や症状に関する、分かりやすい知識や情報を提供しつつ、関係者向けには行政資料や診療支援情報、研究成果を紹介する。</p>	<p>に、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、普及啓発を阻害する要因を疫学研究・臨床研究等により探索・解明し、効果的な情報提供手法の開発に関する研究を実施する。</p> <p>具体的には HP の充実からメディアカンファレンスの開催、専門疾病センターからの情報発信まで幅広く機会を捉える。</p>	<p>より探索・解明し、効果的な情報提供手法の開発に関する研究を実施しているか。</p>
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、精神・神経疾患等に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>精神・神経疾患等の研究成果を活かし、患者の生活の質の向上を目指した全人的な医療を提供する。</p> <p>特に、希少疾患及び重症・難治性の精神・神経疾患等については、多施設連携による症例、臨床情報の集約を行い、全国のモデルとなるような高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>さらに、当該疾患は、その特性によ</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>■評価項目 4 ■ 医療の提供に関する事項 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p>重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>り患者の家族、介護者等の身体的、精神的、経済的な負担が少なくないことを踏まえ、患者本人のみならず、周囲の人々に配慮した支援を行う。</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供 精神・神経疾患等について、国内外での研究成果を集約し、新規治療法候補については、臨床研究等で検討する等により、高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 精神・神経疾患等について、最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整える。</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供 ミトコンドリア病の遺伝子診断や光トポグラフィー等の先進医療制度を活用する。また、パーキンソン病患者に薬剤血中動態モニターに基づく高度先駆的治療を提供する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するために専門疾病センターの診療体制を整える。</p>	<p>○ 精神・神経疾患等について、国内外での研究成果を集約し、新規治療法候補については、高度先駆的な医療を提供しているか。</p> <p>○ 精神・神経疾患等について、最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整えているか。</p>
	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>	<p>■評価項目 5 ■ 医療の提供に関する事項 (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>① 患者の自己決定への支援 患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。 特に、セカンドオピニオン外来や遺伝カウンセリング体制の整備強化に努めるとともに、院内待合における情報コーナーの設置、公開講座の開催等、日常的に情報提供が行われるよう工夫する。 さらに、病態に応じた説明文書の提供と同意取得手続きの標準化を進める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、患者等の医療に対する理解を支援する機会の提供に努める。 さらに、患者の視点に立った医療を提供するため、定期的な患</p>	<p>① 患者の自己決定への支援 患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。 特にセカンドオピニオン制度の充実に向け、相談しやすい環境（専門医の情報提供等）を整備する。 遺伝カウンセリング室を設置し、専属の認定遺伝カウンセラーを配置する。 さらに、病態に応じた説明文書の提供と同意取得手続きの標準化を進める。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 セルフマネジメント推進の観点からも認知行動療法（CBT）センター設立準備室を立ち上げ、患者の認知に働きかける精神療法を推進する。 平成 21 年度に実施した患</p>	<p>○ 患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努めているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加</p> <p>○ 患者等の医療に対する理解を支援する機会の提供に努めるとともに、患者の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行うことで患者ニーズの把握に努め、診療内容や業務の改善に活用しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行うことで患者ニーズの把握に努め、診療内容や業務の改善に活用する。</p> <p>③ チーム医療の推進 複数の診療科が参加する合同ケースカンファレンスの開催、専門疾病センターの運用、コンサルテーション・リエゾン等を実施するとともに、日常的な交流を図ることで、治療の向上につながる診療科横断的なチーム医療を実現する。 特に、身体合併症症例及びストレスが症状に影響を及ぼす身体疾患症例等を含む精神・神経疾患等に対しても適切な治療を提供する。 また、電子カルテの導入を図り、臨床研究や多職種連携のために医療情報を共有する。 このため、多職種ケースカンファレンスを年間 150 件以上実施する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 危機介入・病状悪化防止等の</p>	<p>者満足度調査の分析結果を基に、患者サービス等の改善に努めるとともに、本年度も調査を実施する。</p> <p>③ チーム医療の推進 専門疾病センターを複数立ち上げ、専門外来を含めた他のモデルとなるようなチーム医療を実現する。 特に、身体合併症症例及びストレスが症状に影響を及ぼす身体疾患症例等を含む精神・神経疾患等に対しても適切な治療を提供する。 また、新病院の運営開始に伴い電子カルテを導入し、臨床研究や多職種連携のために医療情報を共有する。 このため、多職種ケースカンファレンスを 150 件以上実施する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 危機介入・病状悪化防止等の</p>	<p>○ 治療の向上につながる診療科横断的なチーム医療を実現しているか。</p> <p>○ 電子カルテの導入を図り、臨床研究や多職種連携のために医療情報を共有しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 多職種ケースカンファレンスを年間 150 件以上実施</p> <p>○ 入院から地域ケアまで一貫した重点的な支援を実施するため、疾患領域毎の地域連携リストを作成し、地域</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>ため、入院から地域ケアまで一貫した重点的な支援を実施する。そのため疾患領域毎の地域連携リストを作成し、地域連携パスを整備することでネットワーク化を進める。</p> <p>また、入院の長期化を防ぎ、入院から地域ケアまでの一貫した治療と支援を計画・提供する。そのため各種医療連携を担当する人材を配置し、組織横断的な調整を行う。</p> <p>退院促進・在宅支援の調整に際しては、院外の医療資源との多職種連携の体制を整備する。</p> <p>さらに、画像等の専門的な検査について、地域の医療機関との連携を進める。</p> <p>このため、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ各々5%以上増加させる。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理体制を充実し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>このため、医療安全又は感染</p>	<p>のため、入院から地域ケアまで一貫した重点的な支援を実施する。そのため疾患領域毎の地域連携リストを作成し、地域連携パスを整備することでネットワーク化を進める。</p> <p>また、入院の長期化を防ぎ、入院から地域ケアまでの一貫した治療と支援を計画・提供する。そのため、専門疾病センターを立ち上げ、組織横断的な調整を行う。</p> <p>退院促進・在宅支援の調整に際しては、院外の医療資源との多職種連携の体制を整備する。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、医療事故情報収集等事業及び医薬品・医療機器等安全性情</p>	<p>連携パスを整備することでネットワーク化を進めているか。</p> <p>○ 入院から地域ケアまでの一貫した治療と支援を計画・提供するため、各種医療連携を担当する人材を配置し、組織横断的な調整を行っているか。</p> <p>○ 退院促進・在宅支援の調整に際しては、院外の医療資源との多職種連携の体制を整備しているか。</p> <p>○ 専門的な検査について、地域の医療機関との連携を進めているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ各々5%以上増加</p> <p>○ 医療安全管理体制を充実し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努めているか。</p> <p>【数値目標】</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>症対策研修会を年 10 回以上開催する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 センターで行う医療の質を評価するため、客観的指標等を研究開発しつつ、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行う。</p>	<p>報報告制度に積極的に協力する。また、事故発生件数が多い転倒・転落事故については、標準的な防止対策を策定し、減少に向けた取組を推進する。</p> <p>医療安全又は感染症対策研修会を 10 回以上開催し、医療安全管理体制の充実に努める。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 センターで行う医療の質を評価するため、客観的指標等を研究開発しつつ、患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供を行う。</p> <p>また、第三者評価機関である日本医療機能評価機構の病院機能評価受審に向けて、準備室を立ち上げるなど改善に取り組む。</p>	<p>○ 医療安全又は感染症対策研修会を年 10 回以上開催</p> <p>○ センターで行う医療の質を評価するため、客観的指標等を研究開発しつつ、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行っているか。</p>
			<p>■評価項目 6 ■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 医療観察法対象者への医療の提供 医療観察法病棟に入院している対象者に特有な病態に対応した諸検査を実施し、適切な治療計画に基づいた医療を提供する。対象者の家族会を継続的に実施する。 また、対象者の身体合併症に対しては、他の医療機関との連携及び総合診療機能によるモデル医療を提供する。退院後に地域生活への安全で円滑な移行を支援する。 このため、多職種協働ケアプログラムアプローチ(CPA)を年 100 件以上実施する。</p> <p>② 重症心身障害児（者）への医療の提供 重症心身障害児（者）のために総合的な機能評価を実施し、その評価結果に基づいた各機能障</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 医療観察法対象者への医療の提供 医療観察法病棟に入院している対象者に特有な病態に対応した諸検査を実施し、適切な治療計画に基づいた医療を提供する。対象者の家族会を継続的に実施する。 また、対象者の身体合併症に対しては、新しく病棟を開棟し、他の医療機関との連携及び総合診療機能によるモデル医療を提供する。退院後に地域生活への安全で円滑な移行を支援する。 このため、多職種協働ケアプログラムアプローチ(CPA)を 100 件以上実施する。</p> <p>② 重症心身障害児（者）への医療の提供 重症心身障害児（者）のために遺伝子診断を含めた総合的な機能評価を実施し、その評</p>	<p>提供</p> <p>○ 医療観察法病棟に入院している対象者に、適切な治療計画に基づいた医療を提供するとともに、対象者の家族会を継続的に実施しているか。</p> <p>○ 対象者の身体合併症に対しては、他の医療機関との連携及び総合診療機能によるモデル医療を提供しているか。</p> <p>○ 退院後に地域生活への安全で円滑な移行を支援しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 多職種協働ケアプログラムアプローチ(CPA)を年 100 件以上実施</p> <p>○ 重症心身障害児（者）のために総合的な機能評価を実施し、その評価結果に基づいた各機能障害に対する専門的治療を実施するとともに、他施設からの診断・評価・治療の受け</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>害に対する専門的治療を実施する。他施設からの診断・評価・治療の受け入れを実施する。</p> <p>また、在宅支援のために、在宅の重症心身障害児(者)に対しても、家族のレスパイトも兼ねて短期入院による総合的な機能評価を行う。</p> <p>さらに、療育・余暇活動などを通して、患者 QOL 向上を目指す。地域の社会資源の活用・連携を推進する。</p>	<p>評価結果に基づいた各機能障害に対する専門的治療を実施する。他施設からの診断・評価・治療の受け入れを実施する。</p> <p>また、在宅支援のために、在宅の重症心身障害児(者)に対しても、家族のレスパイトも兼ねて短期入院による総合的な機能評価を行う。</p> <p>さらに、摂食・嚥下ケアの提供・指導のみならず、療育・余暇活動などを通して、患者 QOL 向上を目指す。地域の社会資源の活用・連携を推進する。</p>	<p>入れを実施しているか。</p> <p>○ 在宅支援のために、短期入院による総合的な機能評価を行っているか。</p> <p>○ 療育・余暇活動などを通して、患者 QOL 向上を目指すとともに、地域の社会資源の活用・連携を推進しているか。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に対する医療及び研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたり</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>精神・神経疾患等の研究・医療における専門家を養成するため、TMC 等を活用し、レジデント及び流動研究員等への教育・指導内容の充実を図る。</p> <p>地域の指導的役割を担う人材や</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>精神・神経疾患等の研究・医療における専門家を養成するため、TMC の臨床研究実践講座や若手育成研究グループ等を活用してレジデント及び流動研究員等への教育・指導内容の充実</p>	<p>■評価項目 7 ■</p> <p>人材育成に関する事項</p> <p>○ 精神・神経疾患等の研究・医療における専門家を養成するため、教育・指導内容の充実を図っているか。</p> <p>○ 地域の指導的役割を担う人材や臨</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>リーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>臨床研究の推進者を育成し、医師、研究者以外の職種にも対応した課程を整備する。 このため、実務者・指導者研修又は臨床研究基本講座を年 5 回以上開催する。</p> <p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施する。 このため、センター外の医療従事者等に対する研修を年間 20 回以上実施する。 また、同受講者数を年間 1,000 人以上とする。</p>	<p>を図る。 また、連携大学院等を通しての学位取得を支援し、キャリアパス構築を目指しながら人材養成を図る。 このため、実務者・指導者研修又は臨床研究実践講座を 5 回以上開催する。</p> <p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習（精神保健医療改革に関連する研修や光トポグラフィー、包括的暴力防止プログラム等）を実施する。 このため、センター外の医療従事者等に対する研修を 20 回以上実施し、同受講者数を 1,000 人以上とする。</p>	<p>床研究の推進者を育成し、医師、研究者以外の職種にも対応した課程を整備しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実務者・指導者研修又は臨床研究基本講座を年 5 回以上開催 ○ 各種モデル的研修・講習を実施しているか。 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センター外の医療従事者等に対する研修を年間 20 回以上実施 ○ センター外の医療従事者等に対する研修受講者数を年間 1,000 人以上
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収</p>	<p>■評価項目 8 ■ 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が精神・神経疾患等に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>発信に関する事項</p> <p>（１）ネットワーク構築の推進</p> <p>センターと都道府県の中核的な保健医療機関等とのネットワークの構築を目指し、相互の交流を通じて高度先駆的医療や標準的医療等の普及を図る。</p> <p>（２）情報の収集・発信</p> <p>精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国民向け、患者向け、保健医療機関向け、他の関連団体向けの情報発信を行う。また科学的根拠に基づいた情報等につき、国内外の知見の収集と評価を行う。</p> <p>また、医療従事者・患者向けHPアクセス数を年間 20 万件以上確保する。</p>	<p>集・発信に関する事項</p> <p>（１）ネットワークの構築の推進</p> <p>センターと都道府県の中核的な保健医療機関等とのネットワークの構築を目指し、相互の交流を通じて高度先駆的医療や標準的医療等の普及を図る。</p> <p>（２）情報の収集・発信</p> <p>新たに情報管理部門を立ち上げ、センターHPにおいて、精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるようにするなど、国民向け、患者向け、保健医療機関向け、他の関連団体向けの情報発信を行えるよう広報委員会等で検討する。また、ジャーナルクラブ等を開催し、科学的根拠に基づいた情報等について、国内外の知見の収集と評価を行う。</p> <p>医療従事者・患者向けHPアクセス数を 20 万件以上確保する。</p>	<p>○ センターと都道府県の中核的な保健医療機関等とのネットワークの構築を目指し、高度先駆的医療や標準的医療等の普及を図っているか。</p> <p>○ 精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等について、国民向け、患者向け、保健医療機関向け、他の関連団体向けの情報発信を行うとともに、科学的根拠に基づいた情報等につき、国内外の知見の収集と評価を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 医療従事者・患者向けHPアクセス数を年間 20 万件以上</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにすため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>精神・神経疾患等に関する保健医療福祉政策の企画・立案に必要な根拠を、先行研究の分析、疫学研究、臨床研究等により創出する。具体的には、標準医療・モデル医療とその均てん化手法の開発を目指した研究を実施する。</p> <p>また、我が国の抱えている精神・神経疾患等に関する医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外での研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>大規模災害やパンデミック等、公衆衛生上重大な危害が発生し又は</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>標準医療・モデル医療とその均てん化手法の開発を目指した研究を実施し、国が設置する委員会等に積極的に参画する。</p> <p>また、我が国の抱えている精神・神経疾患等に関する医療政策、自殺・うつ病対策(厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームの報告等を踏まえる。)、難病の診断基準及び障害者の認定程度区分等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外での研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>平時より、国民保護訓練等に積極的に参画し、大規模災害や</p>	<p>■評価項目 9 ■</p> <p>国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>○ 精神・神経疾患等に関する保健医療福祉政策の企画・立案に必要な根拠を、先行研究の分析、疫学研究、臨床研究等により創出しているか。</p> <p>○ 精神・神経疾患等に関する医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外での研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行っているか。</p> <p>○ 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>精神・神経疾患等の医療における我が国の代表的機関として、積極的な国際貢献を行う。産官学の各領域で行われる研究開発の国際連携の場に積極的に参加し、あるいは企画・主導するとともに、諸外国から研究者等を受け入れる。</p> <p>具体的には、海外からの研修生及び研究者を年間 10 名以上受け入れる。</p>	<p>パンデミック等、公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>精神・神経疾患等の医療における我が国の代表的機関として、積極的な国際貢献を行う。産官学の各領域で行われる研究開発の国際連携の場に積極的に参加し、あるいは企画・主導するとともに、海外からの研修生及び研究者を 10 名以上受け入れる。</p>	<p>国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行っているか。</p> <p>○ 精神・神経疾患等の医療における我が国の代表的機関として、積極的な国際貢献を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 海外からの研修生及び研究者を年間 10 名以上受け入れ</p>
<p>第 3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立</p>	<p>■評価項目 10■</p> <p>効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>また、神経研究所及び精神保健研究所のあり方を含めたセンター全体の組織については、見直しを検討する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上</p>	<p>案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p>	<p>調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 神経研究所及び精神保健研究所のあり方を含めたセンター全体の組織について、見直しを検討しているか。 ○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。 ○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。 <i>(政・独委評価の視点)</i> ○ 総人件費改革は進んでいるか。 <i>(厚労省評価委評価の視点)</i> ○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 副院長の役割と院内における位置付けを明確にした上で、特命事項を担う副院長の設置を可能とする。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、従来の管理業務主体の組織から経営企画重視の組織とするため、新たに経営企画部門を設置するなど配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>か。</p> <p>○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p> <p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善</p>	<p>■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか(政・独委評価の視点) ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。(政・独委評価の視点) ○ 法人の福利厚生費について、法人

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等について、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえたものとし、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。</p>	<p>の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 5年間に累計した損益計算において、経常収支率が100%以上</p> <p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、</p>	<p>② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、医薬品、医療材料等の購入方法及び契約単価の見直しを行う。 また、在庫管理の効率化を推進し費用の節減に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）については、事務・事業の</p>	<p>に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委評価の視点)</p> <p>○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。</p> <p>○ 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>15%以上の削減</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率 0.05%</p>	<p>効率化を図るとともにコスト意識を十分に浸透させ、経費節減に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生防止の取組を推進し、また、回収に努めることで、その縮減を図るとともに回収手法として法的手段の導入を検討する。 また、適正な診療報酬事務を推進するため、医事業務研修等による職員の診療報酬請求事務に係る能力向上の促進やレセプト点検体制の確立に努める。</p>	<p>展しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成 21 年度比 15%以上節減 ○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。 ○ 医業未収金の新規発生防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。 ○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 回収計画の実施状況についての

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書については、費用対効果を勘案しつつイントラネット等を活用した電子化に努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムについては、病院情報委員会において、関係各署との意思疎通を図</p>	<p>評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比した医業未収金比率の縮減</p> <p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p> <p>○ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>り、円滑な導入及び運用に努める。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>財務会計システムを導入し、月次決算を行うことで、毎月の財務状況を把握するとともに経営状況の分析を行い、これを踏まえ、経営改善に努める。</p>	<p>○財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>■評価項目 1 2 ■ 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をさ</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>れていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 個々の契約について、競争性・透</p>

国立精神・神経医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)(厚労省評価委評価の視点)</p>
<p>第 4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第 3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第 2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>■評価項目 1 3 ■</p> <p>予算、収支計画及び資金計画等 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>精神・神経疾患等に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予 算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得に努める。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p> <p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。</p> <p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ii については、事前に明らかにされているか。）</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>第 4 短期借入金限度額</p> <p>1. 限度額 2,000百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p>	<p>第 4 短期借入金限度額</p> <p>1. 限度額 2,000百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p>	<p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。) (政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>なし</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>なし</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施 されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上や経営面の改善並びに患者の療養環境の改善が図られるよう、計画的な整備を行う。</p>	<p>■評価項目 1 4 ■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他の事項</p> <p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供して</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国や民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築するための検討を開始する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供し</p>	<p>○ 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p> <p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p> <p>○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p> <p>○ 医師、看護師等の医療従事者につ</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>いくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>（2）指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 616 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 22,622百万円</p>	<p>ていくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>（2）指標</p> <p>医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p>	<p>いては、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p> <p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p> <p>○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p> <p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見の聴取に努める。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見の聴取に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。 ○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。 ○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点) ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提

国立精神・神経医療研究センター 評価の視点（案）

資料 1-2-②
 国立精神・神経医療
 研究センター

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等）（厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日 厚生労働大臣 長妻 昭</p> <p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立国際医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日 独立行政法人国立国際医療研究センター理事長 桐野 高明</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」、という。)は、平成5年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、平成20年に国立精神・神経センター国府台病院を統合し、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象とし、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成22年5月13日 独立行政法人国立国際医療研究センター理事長 桐野 高明</p>	

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、平成 5 年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、以来、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）及び国際保健医療協力を対象に中心的な役割を果たしてきた。</p> <p>また、平成 20 年には国立精神・神経センター国府台病院を統合し、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターには、これら設立の経緯を踏まえ、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に</p>	<p>センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、感染症その他の疾患及び国際保健医療協力を重点分野としつつ、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制のもと、チーム医療を前提とした、質の高い全人的な高度専門・総合医療の実践とその均てん化、及び疾病の克服を目指す臨床開発研究を実施する。</p>		

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。</p> <p>第 1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
<p>第 2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>■評価項目 1 ■ 研究・開発に関する事項 （1）臨床を志向した研究・開発の推進</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>それぞれの専門性を踏まえた上で、情報交換や意見交換を行い、相互の連携を図る。</p> <p>基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究</p>	<p>○ 研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける事により相互の連携を図るとともに、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づき、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>究基盤を整備する。 これにより、研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。</p> <p>② 産官学等との連携強化 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。 これにより、開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上とする。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果すための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制の強化を図る。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける基礎研究成果を着</p>	<p>基盤の整備に着手する。</p> <p>② 産官学等との連携強化 企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するための情報発信の仕組みを検討し、関係業界等との協議の場を設け、連携体制を整備する。 開発初期の臨床研究について、外部機関等との共同研究数を10件以上とする。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 研究開発費の評価委員会を設置し、企画・評価体制の充実を図る。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 職員に対し、知財に関する相談・説</p>	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施 ○ 先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成しているか。 ○ 大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設けているか。 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上 ○ 研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制の強化を図っているか。 ○ 知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理しているか。

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理する。	明会を開催するとともに、知財に関する相談・管理体制の充実について検討するための委員会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
(2) 病院における研究・開発の推進 治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者 QOL の向	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 臨床研究について、病院内で円滑に実施するための基盤の整備に着手す	■評価項目 2 ■ 研究・開発に関する事項 (2) 病院における研究・開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床研究に対する支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図っている

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>上につながる臨床研究(治験を含む。)を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。</p> <p>このため、中期目標の期間中に、治験申請から症例登録(First patient in)までを平均 60 日以内とする。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。</p> <p>また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>	<p>る。</p> <p>また、治験申請から症例登録(First patient in)までの期間を平均 110 日とする。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>高い倫理性・透明性が確保されるよう臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。</p> <p>また、職員の研究倫理に関する講習会を開催するとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>	<p>か。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に、治験申請から症例登録(First patient in)までを平均 60 日以内</p> <p>○ 臨床研究等について、倫理審査委員会等を適正に運営しているか。</p> <p>○ 職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示を行い、患者及び家族に対して十分な説明を行っているか。</p>
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の</p>	<p>■評価項目 3 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年におけるグローバリゼーションの著しい進展に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきた。</p> <p>このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療機関、研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図ること。</p> <p>また、感染症その他の疾患の発症機序</p>	<p>推進</p> <p>これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。</p> <p>具体的な記述は別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図る。</p> <p>また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から疫学研究等による日本人のエビ</p>	<p>推進</p> <p>別紙1参照</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として、国内外の医療・研究機関、学会との共同研究について一層の推進を図る。</p> <p>エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、次の研究を推進する。</p> <p>ア エイズについては、日本人に適した治療法のための研究、長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究、肝炎合併患者の最適な治療法の研究などを実施</p> <p>イ 新興・再興感染症については、感染症及び関連疾患の発生要因、病態解明につながる基礎研究、臨床研究を実施</p>	<p>○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p> <p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>の解明につながる基礎的研究の推進や、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 感染症その他の疾患の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応</p>	<p>デンスの収集、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。</p> <p>このため、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で 10%以上の増加を図ることとする。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾患の本態解明</p> <p>感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV の新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する 	<p>ウ 糖尿病については、発生要因、病態解明につながる基礎・臨床研究を進め、体質や生体指標、心理的背景に依拠した糖尿病の診療を通じた、個人々人に対する有効な治療のエビデンスを創出するための研究を実施</p> <p>エ 肝炎については、本邦の肝がんの大半を占める肝炎ウイルスに対する治療法の確立を目指すための、研究体制を確立、国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。</p> <p>平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で 10%以上の増加を目指す。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾病の本態解明</p> <p>感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる次の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア HIV の新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び 	<p>○ 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる研究を実施しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>用の糸口となる研究を推進する。</p> <p>② 感染症その他の疾患の実態把握 我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、</p>	<p>研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 ・ 糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究 ・ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子と宿主側因子の解明等の研究 ・ 免疫に関連する疾患の病因解明の基盤となる研究 <p>② 疾患の実態把握 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行う。</p> <p>疫学研究により、罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診</p>	<p>遺伝子解析</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 ウ 糖尿病及びその合併症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 エ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子と宿主側因子の解明のため、次世代シーケンサーを利用した研究体制の構築 オ 免疫に関する疾患の病因解明の基盤となる基礎・臨床研究 <p>② 疾患の実態把握 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進める。</p> <p>ウイルス性肝炎の感染状況(特にHIVと肝炎ウイルスの重複感染)やインターフェロン治療に関する実態把握のための疫学研究を行う。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、</p>	<p>○ パンデミック感染症、新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行っているか。</p> <p>○ 疫学研究により、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施しているか。</p> <p>○ 感染症その他の疾患に対する高度</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>	<p>診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓発等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究 ・ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す研究 ・ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究 ・ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究。 <p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>	<p>診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究として次の研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 肝硬変を有する HIV 感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を開始、新たな治療法開発のための多施設共同臨床試験に関する計画の検討 イ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究 ウ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す基礎的な研究 エ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究 オ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究 <p>研究に必要な、バイオリソースや臨床情報の収集方法及びその有効な活用を図るために、必要な検討に着手する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>	<p>先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法について、中期計画に掲げる研究を推進しているか。</p> <p>○ 研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図っているか。</p> <p>○ 医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指した研究を</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>①医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床</p>	<p>感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指し、以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬等に関する研究 ・ 糖尿病の医薬品開発に資する研究。疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究（再掲） <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加を目指す。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>①医療の均てん化手法の開発の推進 感染症その他の疾患に関する医療の</p>	<p>感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指し、研究を推進するとともに、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進するため、次の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究 イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究 ウ C 型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究 エ 糖尿病について、医薬品等による有効な治療に関する介入研究 <p>平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加を目指す。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進 感染症その他の疾患に関する医療の</p>	<p>施しているか。</p> <p>○ 海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加</p> <p>○ 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、以下の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコールの作成 ・ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成 ・ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究 ・ 次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。 <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療</p>	<p>質を評価するための指標について、検討に着手する。次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア HIV・エイズについて、包括ケアプロトコールの作成に着手、長期療養プロトコールの作成のための実態調査に着手 イ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成に着手 ウ 糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを年度内に作成 エ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究に着手 オ 次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究 <p>② 情報発信手法の開発</p> <p>広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うため、次の研究等に着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 感染症その他の疾患に関する医療 	<p>標の開発を行うとともに、中期計画に掲げる研究を実施することで、医療の均てん化を図っているか。</p> <p>○ 感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解の促進にするとともに、最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>（3）国際保健医療協力</p> <p>国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究</p> <p>世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。</p>	<p>情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発</p> <p>医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。</p> <p>イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する理解を支援する方法の開発</p> <p>患者・家族・国民等に対して、感染症その他の疾患の予防、早期発見、診断、治療、研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p> <p>（3）国際保健医療協力に関する研究</p> <p>開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死</p>	<p>の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の検討</p> <p>イ 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する検討</p> <p>ウ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する理解を支援する方法の検討</p> <p>エ 患者・家族・国民等に対して、感染症その他の疾患の予防、早期発見、診断、治療、研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することについて検討</p> <p>（3）国際保健医療協力</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究</p> <p>開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、次の研究等を行う。</p> <p>ア 国際保健動向の情報収集・分析</p> <p>イ 開発途上国で実施している技術協</p>	<p>○ 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究</p> <p>国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。</p>	<p>亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。</p> <p>国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>カ プロジェクトの知見等の収集・評価 ウ 開発途上国における感染症制御に必要なシステムに関する検討 エ 妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策の検討 オ 効果的な保健システムの在り方等の検討 カ 国際保健にかかる国内外の効果的な人材育成の検討</p> <p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究</p> <p>国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>○ 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施しているか。</p>
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、高齢化社会が進展する中で、課</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>基本的に病気とは複雑な疾病の複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「こころ」も含め様々な側面から患者を診るための総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>■評価項目 4 ■ 医療の提供に関する事項 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>地域のニーズに即した質の高い救急医療を提供すること。</p> <p>特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実にを行うこと。</p>	<p>い人材の育成及び確保が要求される。</p> <p>センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>特に、センターのミッションである感染症その他の疾患のための質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設にモデルとなる科学的根拠を集積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。</p> <p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行う。</p> <p>また、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間 150 例以上提供する。</p>	<p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間 150 例以上提供する。</p> <p>H5N1 鳥インフルエンザ感染を含む新興感染症に対する治療法の開発を推進する。</p> <p>C 型慢性肝炎患者の薬剤感受性に着目したテーラーメイド医療の開発を行う。</p> <p>糖尿病について生体指標等に依拠した治療を実施する。</p> <p>センターにおいて実施されている先駆的な医療技術については、先進医療</p>	<p>○ 臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間 150 例以上提供</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>	<p>に承認申請を行うことを推進する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>	<p>○ 感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組んでいるか。</p>
	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。</p> <p>このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。</p> <p>また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオン</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>患者にとって安心・安全な医療を提供するため、カルテの開示等の情報公開に積極的に取り組む。</p> <p>患者のプライバシー保護に努めるため、個人情報保護に関する委員会を設置する。</p> <p>患者に対する相談支援を行う窓口について、支援体制の充実を図る。</p> <p>セカンドオピニオンを180件以上実施する。</p>	<p>■評価項目5■ 医療の提供に関する事項 (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>○ 患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化及び患者のプライバシー保護に努めているか。</p> <p>○ 患者に対する相談支援を行うための窓口を設置しているか。</p> <p>【数値目標】</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>を年間 180 件以上実施する。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 患者の視点に立った医療の提供を行うため、定期的に患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用するなど、患者の意見を反映しつつ医療の取り組みを着実に実施するとともに、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。 また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。</p> <p>③ チーム医療の推進 センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、切れ目なく適切な医</p>	<p>② 患者等参加型医療の推進 患者サービス推進委員会を定期的で開催する。また、患者の視点に立った医療の提供を行うため、平成 21 年度に実施した患者満足度調査及びその分析結果をもとに、必要なサービスの改善を行うとともに、本年度においても患者満足度調査を実施する。 院内に設置してある意見箱を活用し、患者から生の声をくみ上げ、患者サービスの改善について積極的に推進を図る。 ボランティアの活動による相談支援等を推進し、患者の医療に対する理解の向上に努める。</p> <p>③ チーム医療の推進 センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して切れ目なく適切な医療</p>	<p>○ セカンドオピニオンを年間 180 件以上実施</p> <p>○ 患者の視点に立った医療の提供を行うため、患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用するなど、患者サービスの改善について積極的な推進を図っているか。</p> <p>○ ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努めているか。</p> <p>○ 小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進しているか。</p> <p>○ 切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。</p> <p>また、地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。</p> <p>また、院内感染対策のため、院内サーベランスの充実等に積極的に取り組む。</p> <p>専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。</p>	<p>を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。</p> <p>地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p> <p>糖尿病について、地域連携パスの活用、紹介及び逆紹介を進める。</p> <p>自治体や地域の医師会等と小児医療体制について協議を行うとともに、地域の医療機関と協議し、休日夜間の小児救急を実施する。</p> <p>地元医師会との合同研修会を開催する。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターにおける医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。</p> <p>院内感染対策のため、院内サーベランスの充実等に積極的に取り組む。</p> <p>医療安全に対する取組を推進するため、体制の強化を図る。</p> <p>医療安全研修会・感染症対策研修会を 3 回以上開催するとともに、医療安全</p>	<p>した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図っているか。</p> <p>○ 地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図っているか。</p> <p>○ センターの医療安全管理を確保し、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築しているか。</p> <p>○ 院内感染対策のため、院内サーベランスの充実等に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>○ 専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年 3 回以上開催する。 また、医療安全に関するマニュアルを年 1 回改訂する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。</p>	<p>に関するマニュアルを改訂する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行うため、医療の質の評価に関する検討に着手する。</p>	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全研修会・感染症対策研修会を年 3 回以上開催 ○ 医療安全に関するマニュアルを年 1 回改訂 ○ 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行っているか。
	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供 三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。 特に、国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供、</p> <p>① 救急医療の提供 三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。 国府台地区において、積極的に重症者を受け入れ、精神科救急病棟入院患</p>	<p>■評価項目 6 ■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施しているか。 <p>【数値目標】</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>合併症率を 5%以上とする。</p> <p>② 国際化に伴い必要となる医療の提供 渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。</p>	<p>者における重症身体合併症率を 5%以上とする。</p> <p>② 国際化に伴い必要となる医療の提供 渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。</p>	<p>○ 国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を 5%以上</p> <p>○ 渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図っているか。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。</p> <p>また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。</p> <p>世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p>	<p>■評価項目 7 ■ 人材育成に関する事項</p> <p>○ 総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図っているか。</p> <p>○ 世界的な視野を持ち、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
	<p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。</p> <p>また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。</p>	<p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画し、次の各種研修会等を実施する。</p> <p>ア HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした研修を4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催</p> <p>イ 新興・再興感染症については、輸入感染症に関する一般医師対象講習会を1回、国際感染症セミナーを1回開催</p> <p>ウ 肝炎については、肝疾患診療連携拠点病院を対象とした研修会を2回開催</p> <p>エ 糖尿病については、医療従事者を対象とした研修会を年3回以上開催</p> <p>オ 精神疾患については、児童思春期精神医療専門研修会、精神科心理教育研修会、摂食障害医療専門研修会などを開催</p>	<p>○ 医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間 1,000 万 PV 以上とする。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワークの構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間 1,000 万 PV 以上とする。</p>	<p>■評価項目 8 ■</p> <p>医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>○ センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図っているか。</p> <p>○ 広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ HPアクセス数を、年間 1,000 万 PV 以上</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。 また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対する準備として災害訓練を実施する。 さらに、新感染症の発生に向けた訓練を15回実施する。</p>	<p>■評価項目9■ 国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 (2) 国際貢献</p> <p>○ 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。</p> <p>○ 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。</p> <p>【数値目標】 ○ 新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>（２）国際貢献</p> <p>我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>	<p>（２）国際貢献</p> <p>開発途上国における保健システム(母子保健、感染症対策等を含む。)の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に 400 人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。</p> <p>また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ 800 人以上受入れる。</p> <p>緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構(JICA)等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。</p> <p>広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。</p> <p>また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。</p>	<p>（２）国際貢献</p> <p>アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム(母子保健、感染症対策等を含む)の強化を図るため、専門家を派遣する。</p> <p>アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生の受入を積極的に行う。</p> <p>国際協力機構(JICA)の要請に応じて、緊急援助等の支援活動を行う。国際機関、国際協力機構(JICA)等の依頼に応じて、調査研究・評価事業を実施する。</p> <p>国際保健に関して、広く国民及び国内外の関係機関に対しホームページ等を通じ情報提供等を行うとともに、基礎講座を開催し国際保健に関する知識の普及を図る。</p> <p>我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、研修カリキュラムを作成するとともに、国際保健人材養成研修を実施する。ベトナム・バックマイ病院と共同研究の推進等を図るための協定を締結する。WHO 協力センターとしての活動を実施する。</p>	<p>○ 緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構(JICA)等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施しているか。</p> <p>○ 国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施しているか。</p> <p>○ 国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 技術協力のため中期目標の期間中 400 人以上の専門家を派遣</p> <p>○ 開発途上国からの研修生を中期目標期間延べ 800 人以上受入れ</p>
			<p>■評価項目 10 ■</p> <p>その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>（3）HIV・エイズ</p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p>（3）HIV・エイズ</p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。</p>	<p>（3）HIV・エイズ</p> <p>HIV・エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。</p> <p>また、HIV・エイズのブロック拠点病院等を支援するとともに連携を図る。</p>	<p>（3）HIV・エイズ</p> <p>○ エイズ治療・研究開発センターは、HIV 被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進めているか。</p> <p>○ エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図っているか。</p>
<p>（4）看護に関する教育及び研究</p> <p>国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並び</p>	<p>（4）看護に関する教育及び研究</p> <p>国立看護大学校においては、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を</p>	<p>（4）看護に関する教育及び研究</p> <p>研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を1コース、短期研修を4コース開催する。</p>	<p>■評価項目 1 1 ■</p> <p>その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>（4）看護に関する教育及び研究</p> <p>○ 国立看護大学校において、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>に研修を行うこと。</p>	<p>毎年開催する。 また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。 さらに、看護研究活動を推進する。</p>	<p>また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行う。 臨床看護研究推進センターを設置し、看護研究活動を推進する。</p>	<p>年開催しているか。</p> <p>○ 国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努めているか。</p> <p>○ 看護研究活動を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を適切に果たしていくために、高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制の整備とあわせて、組織の適正化など効率的な業務運営体制を構築する。</p>	<p>■評価項目12■</p> <p>効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p> <p>○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p>		<p>を行っているか。</p> <p>○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。</p> <p>○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 平成 22 年度より副院長複数制を導入し、また、特命事項を担う副院長の設置については、院内における位置付けを検討する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、センターの使命を適切に果たすための企画、立案、調整、分析機能の向上及びガバナンスの強化を目指した体制を構築するとともに、戸山地区、国府台地区及び看護大学校における財務・給与業務を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p> <p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 平成 22 年度の予定損益計算において、経常収支率が約 96%となるよう経営改善に取り組む。また、費用対効果等に着目し適切な事務・事業の見直しを推進する。 無駄削減への取組として、職員一人</p>	<p>■評価項目 1 3 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等が</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
		一人の経営意識の向上を目指した取組を、職員研修等を通じて行う。	<p>あることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （政・独委評価の視点）</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか。 （政・独委評価の視点）</p> <p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 （政・独委評価の視点）</p> <p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 （政・独委評価の視点）</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 （厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 （厚労省評価委評価の視点）</p> <p>【数値目標】</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、民間等の従業員の給与等を参考に、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。</p>	<p>○ 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上</p> <p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成21年度に比し、中期目標期間の最終年度において15%以上の削減</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上削減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務について</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品及び医療材料等の購入に当たっては、材料費率の抑制を図るため、調達方法・契約単価を見直すとともに、在庫管理の効率化等を推進し費用の削減に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 センター内の業務の見直し等により、一般管理費（退職手当を除く。）の経費削減に向けた業務運営体制を目指す。</p> <p>④ 建築コストの適正化 市場単価を導入することにより、建築コストの削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金の新規発生防止の取組を推進し、定期的な支払案内等の督促業務を行い回収に努めるとともに、法的手段の実施についても検討を進める。 適正な診療報酬請求事務の推進に当たっては、外部ツールによる精度管理</p>	<p>○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。</p> <p>○ 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上削減</p> <p>○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p> <p>○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推</p>	<p>は、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率〇〇%</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めると</p>	<p>を実施するとともに、医師をはじめ委託職員も含めた勉強会を定期的開催し、院内におけるレセプト点検体制の確立を図る。</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めると</p>	<p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比した医業未収金比率の縮減</p> <p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
<p>進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>ともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>ともに、情報セキュリティの向上を図る。 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>平成 22 年度は企業会計原則に基づく会計処理への初年度であることから、4 月 1 日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させるとともに、経営分析システムの導入も図り、経営状況の把握、分析、評価が可能な体制の確立を図る。</p>	<p>○ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行っているか。</p> <p>○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室を設置して内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び会計監査、監査法人による外部監査を実施する。</p> <p>契約事務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>■評価項目 1 4 ■ 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>を公表する。</p>		<p>※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
			<p>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)(厚労省評価委評価の視点)</p>
<p>第 4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>■評価項目 1 5 ■ 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得に向け、具体的な検討に着手する。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）については、運営上適切なものとなるよう大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p> <p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。</p> <p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては、事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 3, 400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>	<p>第 4 短期借入金限度額</p> <p>1. 限度額 3, 400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>	<p>ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等について</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点 (案)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点 (案)
	<p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>て評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている 場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施 されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>感染症その他の疾患及び主要な診療科を網羅した総合的な医療提供を目指し、チーム医療を前提とした質の高い全人的な高度専門・総合医療と臨床研究開発の実現に向け、長期的なブランド</p>	<p>■評価項目 1 6 ■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他の事項</p> <p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>デザインのもとに医療の高度化、経営改善、患者サービス向上を目指した整備の実施に努める。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員の業績評価制度を実施する。また、業績評価制度に基づく昇給制度の実施に向けて必要な準備を進めていく。</p> <p>国をはじめ民間等との人事交流を行い、組織の活性化を図る。女性の働きやすい職場を目指し、職員への意見募集を行うなど改善に努める。医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。</p>	<p>○ 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p> <p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p> <p>○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成22年度計画	評価の視点（案）
	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成22年度期首における職員数を1,527人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>適正な人員配置等により人件費率の抑制に努めるとともに、技能職については、外部委託の推進を図る。</p>	<p>○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p> <p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p> <p>○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p> <p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p>

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>57, 179百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを職員一人一人に周知するとともに、月次決算等により進捗状況を確認し問題把握等を行い、定期的に職員の意見を参考に、具体的な行動に移すことができるよう努める。</p> <p>アクションプランやセンターの成果について、ホームページ等で情報提供するとともに、積極的な広報活動について実施方法の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。 ○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。 ○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点) ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑問を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)(厚労

国立国際医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>厚生労働大臣 長妻 昭</p> <p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等に</p>	<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立成育医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター</p> <p>理事長 加藤 達夫</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患(以下「成育疾患」という。)に対する研究及び医療を推進する目的で平成 14 年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成やこの領域に</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター</p> <p>理事長 加藤 達夫</p>	

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>よる日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進する目的で平成 14 年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患</p>	<p>関する国内外の情報の集積・発信及び政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者に対し、安全性と有効性を十分に検証しつつ高度先駆的医療の開発及び提供を行う。同時に小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、包括的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していく。</p>		

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。</p> <p>第 1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
<p>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>センターは、臨床研究の企画、立</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>平成 22 年度より臨床研究センタ</p>	<p>■評価項目 1 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。</p>	<p>一を設置し、研究所と病院をつないで、臨床研究の企画、立案、実施及び支援を行う中心となるような体制を構築することにより、研究所、臨床研究センター、病院という新たな体制で高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する基礎を築いていく。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラ</p>	<p>○ 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげることや、臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成 21</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加させる。</p> <p>② 産官学等との連携強化 ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。</p> <p>これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p>	<p>ウンドラウンド等を共同開催する。</p> <p>平成22年度は、研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して4%増加させる。また病院・研究所による新規共同研究を推進させるためのチームを発足し、平成21年度に比して増加するよう努める。</p> <p>② 産官学等との連携強化 臨床研究センターを開設し、企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携、独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等に関する連携を深めていく基盤を整備する。</p> <p>平成22年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して2%増加させる。</p>	<p>年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加</p> <p>○ 産官学等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備しているか。</p> <p>【数値目標】 ○ 企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>戦略的に研究・開発(研究開発費を含む。)を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元を努める。</p> <p>このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>平成 22 年度は成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための体制整備についての検討を開始する。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化を見直し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実に努める。</p> <p>このため、平成 22 年度はセンターとして職務発明委員会における審査件数を、平成 21 年度に比して 4%増加させる。</p>	<p>○ 戦略的に研究・開発(研究開発費を含む。)を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努めているか。</p> <p>○ 研究者に対する知的財産管理の相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元を努めているか。</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。(政・独委評</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>評価の視点)</p> <p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいて、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>臨床研究における倫理性・透</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成 22 年度は臨床研究センターを中心として、治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた臨床研究支援部門の体制整備計画を策定する。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>臨床研究における倫理性・透</p>	<p>■評価項目 2 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>○ 臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努めているか。</p> <p>○ 倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開しているか。</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。</p> <p>この推進に当たり、倫理委員会及び IRB における審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新する。</p> <p>また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>	<p>明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。</p> <p>平成 22 年度はこの推進に当たり、倫理審査委員会及び IRB において審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新する。</p> <p>また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。</p>	<p>○ 職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究についての適切な情報開示、さらに臨床研究の実施に当たっては、十分な説明を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 倫理委員会及び IRB における審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新</p>
<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に</p>	<p>■評価項目 3 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。</p> <p>こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題の一つ一つ克服していくことが求められている。</p> <p>このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの</p>	<p>資する研究目標を定め、研究を推進する。</p> <p>具体的には別紙1に記述する。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。</p> <p>また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、英文・和文の原著</p>	<p>資する研究目標を定め、研究を推進する。具体的な平成 22 年度計画については、別紙1に記述する。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>そこで平成22年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成 22 年度においては、平成 21 年度に比し英文・和文の原著論文発表数を 1%増加させる。</p>	<p>○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p> <p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を 5%以上増加</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 成育疾患の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>論文発表数を 5%以上増加させる。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾患の本態解明</p> <p>成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。</p> <p>また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。</p>	<p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾患の本態解明</p> <p>平成 22 年度は先天性代謝異常症の一つである糖原病患者について、最新の治療法である酵素補充療法についての臨床研究を推進する。また川崎病について病院、研究所が共同してその原因の探索、治療法の開発に向けた研究を行う。</p>	<p>○ 成育疾患、特に希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進しているか。</p> <p>○ 不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、発症メカニズム解明に関する研究を推進しているか。</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の</p>	<p>② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。 具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治</p>	<p>② 成育疾患の実態把握 平成 22 年度は、胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究である、成育コホート研究における結果解析に着手する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 高度先駆的な医療を必要とする代表的成育疾患の一つである慢性肉芽腫症治療法開発について、平成 22 年度は遺伝子治療を実施するための計画について、施設の遺伝子治療臨床研究審査委員会における審査を終了する。 また、標準的な治療法開発の一つとして、ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ治療を、医</p>	<p>○ 成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進しているか。</p> <p>○ 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指しているか。</p> <p>○ 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指しているか。</p> <p>○ 成育疾患に対する既存の治療法について、有効性と安全性を検証し、標準</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>収集及びその解析を推進する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特</p>	<p>療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。</p> <p>小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。</p> <p>また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。</p> <p>成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験</p>	<p>師主導治験として多施設共同で開始する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成 22 年度においては、骨格形成と関節炎に係る網羅的遺伝子構造・発現解析研究に着手する。</p> <p>また、平成 22 年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含</p>	<p>的治療法の確立を推進しているか。</p> <p>○ 小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進しているか。</p> <p>○ 生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図っているか。</p> <p>○ 成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進しているか。</p> <p>○ 成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方</p>	<p>をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図る。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進し、先進医療・高度医療について中</p>	<p>む。)の実施件数の合計数を平成 21 年度に比し、1%の増加を図る。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインの作成に着手するとともに、先進医療・高度医療について 1 件の申請を目指す。</p> <p>また、人材育成ツールとして、系統だった教育・研修システムツールの開発に関する検討を行</p>	<p>造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加</p> <p>○ 成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行っているか。</p> <p>○ 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進しているか。</p> <p>○ 成育医療を担う高度かつ専門的な技</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>法の開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>期目標の期間中に 3 件申請を目指す。</p> <p>次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。</p> <p>② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。</p>	<p>う。</p> <p>② 情報発信手法の開発 ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 成育医療に対する理解を促進し、医療従事者や患者・家族に対する支援の質を向上させるため、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開</p>	<p>術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進医療・高度医療について中期目標の期間中に 3 件申請 ○ 成育医療に対する正しい理解を促進し、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進</p> <p>科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。</p> <p>さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。</p> <p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来及び相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。</p>	<p>する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。</p> <p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進</p> <p>国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始するとともに、不採算部門となっている小児・産科医療費関係の現状調査・分析を行う。</p> <p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>ホームページを介して、授乳中の薬剤使用に関する情報を提供する等、妊娠と薬情報センターにおける患者への情報提供及び患者からの相談対応について取り組む。</p>	

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>子どもの心の問題、児童虐待、発</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。</p> <p>センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。</p> <p>また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。</p> <p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>成育医療において、胎児診断・治療や小児の高度先駆的な医療を推進し提供するとともに、標準的な医療の確立に努める。</p> <p>また、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努める。</p> <p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>病院・研究所が共同して、生体部分肝移植等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。</p>	<p>■評価項目 4 ■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>○ 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。</p> <p>周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>最新の EBM に基づく成育医療を提供し、その普及に努める。</p>	<p>○ 成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努めているか。</p>
	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。</p> <p>また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。</p> <p>また、患者相談窓口を開設し、患者・家族の支援体制を構築する。</p> <p>このため、平成 22 年度は、セカンドオピニオン外来の充実を図り、実施件数を平成 21 年度に比して 1%増加させる。</p>	<p>■評価項目 5 ■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>○ 患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化、相談支援窓口等の設置に努めているか。</p> <p>○ 患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努めているか。</p> <p>○ 患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果をもって業務の改善に努めているか。</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>提供や支援体制の整備等に努める。</p> <p>このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加させる。</p> <p>さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的実施し、その結果をもって業務の改善に努める。</p> <p>② チーム医療の推進</p> <p>成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。</p> <p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。</p>	<p>さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。</p> <p>② チーム医療の推進</p> <p>一人の患者に対し、必要に応じて複数科が関与し、また、多職種の連携により、疾患を克服する診療体制の基盤整備を開始する。</p> <p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム(退院支援チーム)を発足し、平成 22 年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○ セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加</p> <p>○ 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組んでいるか。</p> <p>○ 入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努めているか。</p> <p>○ 連携医療機関等との情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するた</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。</p> <p>このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加させる。</p> <p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月 1 回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p> <p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発</p>	<p>成 21 年度に比して、1%増加させる。</p> <p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。</p> <p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うための専門的な部署を設置し、患者の声を収集するための方法を検</p>	<p>めの体制の構築を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加</p> <p>○ 統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 医療安全管理委員会を最低月 1 回開催</p> <p>○ 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	し、それを用いた質の評価を試行する。	討する。	
	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。</p> <p>② 周産期・小児医療における中核的な役割 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供す</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 全国の拠点病院と連携し、情報収集および発信、専門家の派遣、研修、調査研究等の準備を開始するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の専門医を育成する研修を行う。</p> <p>② 周産期・小児医療における中核的な役割 母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、</p>	<p>■評価項目 6 ■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>○ 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供しているか。</p> <p>○ 周産期医療において、分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>る体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。</p> <p>小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。</p>	<p>他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。</p> <p>小児医療においては、高度な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療体制の中核的な役割を果たす。</p>	<p>の受入れ等、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たしているか。</p> <p>○ 小児医療において、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たしているか。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有意な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>成育医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う。</p> <p>センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。</p> <p>また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>成育医療研究に関しての人材の育成については、研究所はセンター内の病院に勤務する職員、大学、企業等から積極的に人材の受け入れを図る。</p> <p>病院は成育医療に関する専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む)の育成を積極的に行い、専門修練を終えた成育医療</p>	<p>■評価項目 7 ■</p> <p>人材育成に関する事項</p> <p>○ 成育医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行っているか。</p> <p>○ センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努めているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。</p> <p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。</p> <p>このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に 20 回以上開催する。</p>	<p>に関するリーダー的人材を各地域に輩出する。</p> <p>（2）モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。</p> <p>このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を 20 回以上開催する。</p>	<p>○ 関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努めているか。</p> <p>○ 成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に 20 回以上開催</p>
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>（1）ネットワーク構築の推進</p> <p>成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。</p> <p>（2）情報の収集・発信</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>（1）ネットワークの構築の推進</p> <p>他の医療機関が参加するセミナーや症例検討会等を実施するとともに、他機関との合同カンファレンスを開催し、標準的医療等の普及を図る。</p> <p>（2）情報の収集・発信</p>	<p>■評価項目 8 ■</p> <p>医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>○ 国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。</p>	<p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。</p>	<p>○ 国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築しているか。</p>
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に取り組むとともに、国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始する。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への</p>	<p>■評価項目 9 ■</p> <p>国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>○ 国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>	<p>対応</p> <p>病院内に危機管理室を設け、危機管理マニュアルの作成に取り組む。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。</p>	<p>○ 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。</p> <p>○ 成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行っているか。</p>
<p>第 3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p>	<p>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p>	<p>■評価項目 10■</p> <p>効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な</p>	<p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。 ○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点) ○ 総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。 ○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。 ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>取組を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を行うとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 (厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p> <p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成 22 年度の損益計算において、経常収支率を 101%以上とするよう経営改善に取り組む。</p>	<p>■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われている</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>か。(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか(政・独委評価の視点) ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。(政・独委評価の視点) ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点) <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、</p>	<p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。(政・独委評価の視点) <p>○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。</p>	<p>医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の集約に取り組む。</p> <p>③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めるとともに、事務部門の見直し等により、平成 21 年度に比して、15%以上節減できる体制を構築する。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進め、コスト削減に取り組む。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体</p>	<p>に努めているか。</p> <p>○ 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成 21 年度比 15%以上削減</p> <p>○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p> <p>○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員</p>	<p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率 0.05%</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキ</p>	<p>制の確立に努める。</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>費用対効果を勘案しつつ、職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むとともに、情報セキュリティを専門に扱う部署を設置する。</p>	<p>回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比した医業未収金比率の縮減</p> <p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>セキュリティの向上を図る。</p> <p>（2）財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>（2）財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>平成 22 年度は企業会計原則に基づく会計処理への移行初年度であることから、4月1日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。</p>	<p>○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>■評価項目 1 2 ■</p> <p>法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされて</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>いたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)(厚労省評価委評価の視点)
<p>第 4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>■評価項目 1 3 ■</p> <p>予算、収支計画及び資金計画等 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>外部資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化し、寄附や受託研究を適切に運用していくためのルールを作成する。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>平成 22 年度は長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p> <p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。</p> <p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ii については、事前に明らかにされているか。）</p> <p>i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 2, 100百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>	<p>第 4 短期借入金限度額</p> <p>1. 限度額 2, 100百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>	<p>る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている 場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施 されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。</p> <p>2. 人事システムの最適化</p> <p>業績評価制度の導入に着手し、職</p>	<p>■評価項目 1 4 ■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他の事項</p> <p>○中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。</p> <p>○ 職員が業務で発揮した能力、適性、</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>性、実績等の評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応</p>	<p>員が業務で発揮した能力、適正、実績等を給与に反映できる制度となるよう検討する。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応</p>	<p>実績等の評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p> <p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p> <p>○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p> <p>○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p>

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>（2）指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 751 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み</p> <p style="text-align: right;">31, 524百万円</p>	<p>するとともに、経営に十分配慮していく。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>（2）指標</p> <p>安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。</p> <p>技能職については、外部委託の推進に努める。</p>	<p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p> <p>○ 医療ニーズに適切に対応するため、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p> <p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成するための検討を行う。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取が可能となるよう整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。 ○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。 ○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点) ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)(厚労省評価委評価の視点)

国立成育医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>厚生労働大臣 長妻 昭</p> <p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の</p>	<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立長寿医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立長寿医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター 理事長 大島 伸一</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成 16 年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究、高齢者に特有な疾病に関する包括的医療、看護・リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>我が国における、世界に例を見ない急速な少子高齢化を踏まえ、国立長寿医療センターはこれまで、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患であ</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成22年6月22日</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター 理事長 大島 伸一</p>	

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、平成 16 年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>急速に進展する高齢社会を豊かで活気に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。</p> <p>また、「新成長戦略(基本方針)」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定。以下「新成長戦略」という。）においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会</p>	<p>って、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に関し、診断・治療、調査・研究、技術者の研修を行うとともに、加齢に伴って生ずる心身の変化に関し調査・研究を行ってきた。</p> <p>一方で、急速に進行する高齢社会を豊かで活気に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに、老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠であり、センターは、健康長寿社会を実現するための医療上の諸課題を着実に解決するため、老人保健及び福祉とも連携し、その中核的役割を果たしていく必要がある。</p> <p>このため、センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究、技術の開発や、これらに密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うとともに、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを使命として、国内外の研究機関・医療機関・学会等と連携し、長寿医療に関する国際水準の成果を継続して生み出していく。</p>		

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>の構築を目指すこととされている。</p> <p>センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>第 1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
<p>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>センターが国際水準の研究を展開し</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>■評価項目 1 ■ 研究・開発に関する事項 (1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を志向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>つつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。</p> <p>これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>臨床現場における課題を克服するための基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、研究所と病院との合同会議や共同研究の推進等により、人的交流を図るとともに、各部署の高度な専門性に基づいた連携を推進する。</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>認知症の予防、診断、治療、支援の先進的かつ実用化を目指した開発研究を行う「認知症先進医療開発センター」の設置や、予防、診断、薬物治療、非薬物治療、認知症リハビリテーション、看護、介護、教育等を一貫的に実施する「もの忘れセンター」を平成 22 年度に設置し、基礎研</p>	<p>○ 基礎研究を円滑に実施し、その成果を臨床現場へ反映させるため、研究所と病院との人的交流を図るとともに、各部署の高度な専門性に基づいた連携を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%増加</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>これにより、病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20% 増加させる。</p> <p>② 産官学等との連携強化 国内外の産業界、研究機関、治験実施医療機関等とも、共同研究・受託研究の推進等により、各組織の高度な専門性に基づいた連携を図るため、「医療クラスター」の形成等、研究の基盤となる体制を整備する。 これにより、企業との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20% 増加させる。 また、治験実施数(国際共同治験を含む。)を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10% 増加させる。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p>	<p>究から臨床医療への橋渡しをセンター内でスムーズに行うことができる体制を構築する。 これらの結果として、研究所・病院間の人的交流や共同研究の実施など、各部署の高度な専門性に基づいた連携を推進し、共同研究の件数を増加させる。</p> <p>② 産官学等との連携強化 国内外の産業界、研究機関、治験実施医療機関等との共同研究・受託研究・治験の実施件数の増加を図ることにより、センターを中心とした長寿医療研究の基盤となる体制を整備する。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p>	<p>○ 産官学等との連携強化を図るため、「医療クラスター」の形成等、研究の基盤となる体制を整備しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 企業との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20% 増加</p> <p>○ 治験実施数(国際共同治験を含む。)を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10% 増加</p> <p>○ 研究・開発の企画及び評価体制を整備しているか。</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>倫理委員会、共同研究・受託研究審査委員会、長寿医療研究開発費評価委員会等の活用により、研究・開発についての企画・評価体制を整備する。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>研究・開発の成果を確実に知的財産に結びつけるため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、研究開発成果の流出に対する防止策の構築、職員に対する知財教育の実施、研究者への相談支援機能の充実等により、効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進する。</p>	<p>長寿医療研究開発費評価委員会による外部評価を経て、同研究開発費による研究を平成 22 年度から開始する。</p> <p>センターが行う各種研究については、外部委員も参画する倫理・利益相反委員会、共同研究審査委員会、受託研究審査委員会等における審査・評価を通じ、研究の質を担保する。</p> <p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>研究開発成果の流出に対する防止策の構築の一環として、研究に携わる職員に対し知財に関する研修を実施するとともに、認定TLOの活用等により研究者への相談支援機能の提供を行う。また、産業界との共同研究の実施により、センターの知的財産の効果的活用を推進する。</p> <p>これらの結果として、センターにおける職務発明の件数の増加を図る。</p>	<p>○ 効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進しているか。</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>このため、職務発明委員会を随時開催するとともに、同委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%増加させる。</p>		<p>価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 職務発明委員会を随時開催するとともに、同委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%増加</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、薬事・規制要件の専門家を含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとした、治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>薬事・規制要件の専門家を含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとした、治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p>	<p>■評価項目 2 ■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>○ 治験等の臨床研究の支援体制の整備に努めているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理委員会等の機能強化のため、臨床研究により発生しうる有害事象等安全性に関わる課題に関し、医療安全委員会等との情報共有等による連携を推進する。</p> <p>倫理性・透明性確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する教育の実施等により、職員の意識向上のための機会を確保する。</p> <p>また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。</p> <p>これらの取り組みと併せ、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示することにより、治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>臨床研究により発生しうる有害事象情報等を、倫理・利益相反委員会と医療安全管理委員会とで共有するため、情報提供の範囲や流れ等の手順の作成に着手する。</p> <p>臨床研究等に携わる職員に対する、各種指針等についての研修を実施する。</p> <p>臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示を、患者・家族に対し行うため、院内で使用する説明書・同意書等の内容・形式の標準化に着手する。</p> <p>センターで実施する治験等臨床研究の情報について、ホームページの活用等により情報開示を行うとともに、詳細な内容についても、患者・家族等の求めに応じ、可能な範囲内で情報提供を行う。</p>	<p>○ 倫理委員会等の機能強化のため、医療安全委員会等との連携を推進しているか。</p> <p>○ 倫理性・透明性確保のため、職員の意識向上のための機会を確保しているか。</p> <p>○ 臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげているか。</p> <p>○ センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示することにより、治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めているか。</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）を克服するため、センターは、病院、研究所の連携を基盤としながら、国内外の医療機関、研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図りつつ、認知症や運</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。</p> <p>具体的な方針については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）を克服するため、センターの前身である国立長寿医療センターにおける研究・開発の成果を踏まえつつ、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。</p> <p>具体的な方針については別紙1のとおり。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>疫学研究成果を基礎研究にフィードバックし、臨床研究に直結させることにより、センター内の各研究分野の「知」を集合させる取り組みを開始する。</p> <p>加齢に伴う疾患の代表である認知症、骨・運動器疾患、排尿障害等の克服のため、研究部門及び臨床部門の協働により、基礎から臨床応用に至</p>	<p>■評価項目3■</p> <p>研究・開発に関する事項</p> <p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p> <p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発までを総合的に進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 加齢に伴う疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常</p>	<p>の一層の推進を図るとともに、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、これらの研究・開発を、長寿医療分野において発展させるための手段の一つとして、活発な論文発表や学会発表等を通じ、その成果を、内外の研究者や医療関係者に対してのみならず、社会全体に対し広く発信していく。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文発表総数を、中期目標期間に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p> <p>また、国内・国際学会における発表（講演を含む。）数を、中期目標期間に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 加齢に伴う疾患等の本態解明 認知症を来す代表的疾患であ</p>	<p>る研究・開発にセンター一丸となって体系的に取り組む。</p> <p>特に認知症については、平成22年4月、認知症先進医療開発センターを設置し、認知症対策に資する予防、診断、治療、介護・支援の先進的かつ実用化を目指した開発研究をより一層推進する。</p> <p>また、もの忘れセンターを設置し、認知症疾患センターの全国的なモデルとなることを目指すとともに、認知症に対する患者・家族の希望を叶えるための具体的な取り組みを実践する。</p> <p>2. 具体的方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 加齢に伴う疾患の本態解明 認知症を来す代表的疾患であ</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○ 英文・和文の原著論文発表総数を、中期目標期間に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加</p> <p>○ 国内・国際学会における発表（講演を含む。）数を、中期目標期間に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加</p> <p>○ 認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行っているか。</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、アルツハイマー病や骨粗鬆症等加齢に伴う疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>るアルツハイマー病、血管性認知症等の予防法及び治療法の開発に必須となる認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>また、高齢者の代表的運動器疾患である骨粗鬆症等の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>その他、加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズムの解明を推進するため、生体防御機能、感覚神経機能、脂肪代謝機能等の生体機能の加齢に伴う変化を分子レベル、細胞レベル及び個体レベルで研究する。</p>	<p>るアルツハイマー病、血管性認知症等の予防法及び治療法の開発に必須となる認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行うこととし、その一環として、平成 22 年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 神経変性モデル細胞を用いた、加齢に伴う脳の生化学的、病理学的変化の解明</p> <p>イ アミノ酸代謝異常で生ずる神経毒のアミロイド代謝及びタウ代謝に与える影響の解析</p> <p>ウ アミロイドβ蛋白質代謝の制御機構の解明</p> <p>高齢者の代表的運動器疾患である骨粗鬆症等の発症メカニズムの解明に関する研究を行うこととし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 破骨細胞の分化モデルを用いた、骨破壊に関わる遺伝子発現機序の解明</p> <p>その他、加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズムの解明を推進するため、生体防御機能、感覚神経機能、脂肪代謝機</p>	<p>○ 運動器疾患である骨粗鬆症等の発症メカニズムの解明に関する研究を行っているか。</p> <p>○ 加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズムの解明を推進するため、生体防御機能、感覚神経機能、脂肪代謝機能等の生体機能の加齢に伴う変化を分子レベル、細胞レベル及び個体レベルで研究しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 加齢に伴う疾患の実態把握 我が国の加齢に伴う疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による加齢に伴う疾患のリスク・予防要因の究明等、加齢に伴う疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 加齢に伴う疾患の実態把握 その他の重点的な研究課題として、加齢に伴って生じる心身の変化及び加齢に伴う疾患の実態を把握するため、加齢変化を医学、心理学、運動生理学、栄養学等の広い分野にわたって長期的に調査・研究する。 ア 日本人の老化に関するデータの収集・公表・提供 無作為抽出された地域住民 2,400 名の老化に関するデータを平成 9 年から 2 年ごとに調査しており、これらの日本人</p>	<p>能等の生体機能の加齢に伴う変化を分子レベル、細胞レベル及び個体レベルで研究することとし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。 ア 免疫老化に関連する機能因子の探索 イ 細胞老化と細胞の恒常性維持に関する機序の解明 ウ 脂肪・骨代謝制御因子の精製、脂質代謝制御化合物の生化学的解析</p> <p>② 加齢に伴う疾患の実態把握 その他の重点的な研究課題として、加齢に伴って生じる心身の変化及び加齢に伴う疾患の実態を把握するため、加齢変化を医学、心理学、運動生理学、栄養学等の広い分野にわたって長期的に調査・研究することとし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。 ア 第7次長期縦断疫学調査の開始 イ 第6次長期縦断疫学調査の</p>	<p>○ 加齢に伴って生じる心身の変化及び加齢に伴う疾患の実態を把握するため、加齢変化を医学、心理学、運動生理学、栄養学等の広い分野にわたって長期的に調査・研究しているか。</p> <p>○ 日本人の老化に関するデータの収集公表・提供に取り組んでいるか。</p> <p>○ 高齢者のQOLに重点を置いた臨床研究の推進に取り組んでいるか。</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>加齢に伴う疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の取</p>	<p>の老化に関する基礎データ収集を継続的に運用するとともに、その分析結果等の研究成果について、国民にわかりやすい形で提供する。</p> <p>イ 高齢者のQOLに重点を置いた臨床研究の推進</p> <p>高齢者総合機能評価(CGA)の体系的な実施や、高齢者コホート調査の確立・運用により、高齢者の様々な態様に応じた、疾患ごとのアウトカムとして QOL により重点を置いた臨床研究を推進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>認知症や運動器疾患等の加齢に伴う疾患の予防法の開発を行うとともに、これら疾患の発生原因ともなりうる、日常生活の自立度の低下を防ぐための研究を行うとともに、既存の予防手法について、適切な評価指標を用い、有効性と安全性を検証するための研究を行う</p> <p>アルツハイマー病等の認知症の早期診断や治療評価の指標と</p>	<p>結果の整理・集計・公表と、横断的データを活用した認知症、運動器疾患、感覚器障害等の老年病罹患の実態の解明</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>認知症や運動器疾患等の加齢に伴う疾患の予防法の開発を行うとともに、これら疾患の発生原因ともなりうる、日常生活の自立度の低下を防ぐための研究を行うとともに、既存の予防手法について、適切な評価指標を用い、有効性と安全性を検証するための研究を行うこととし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組み</p>	<p>○ 認知症や運動器疾患等の加齢に伴う疾患の予防法の開発、日常生活の自立度の低下を防ぐための研究を行うとともに、既存の予防手法について、適切な評価指標を用い、有効性と安全性を検証するための研究を行っているか。</p> <p>○ 認知症の早期診断や治療評価の指標となる画像診断法やバイオマーカー等の開発を推進するとともに、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発に資する研究を推進しているか。</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>集及びその解析を推進する。</p>	<p>なる画像診断法やバイオマーカー等の開発を推進するとともに、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、加齢に伴う運動器疾患等の治療法の開発に資する研究を推進するとともに、高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究を推進する。</p> <p>さらに、高齢者の薬物動態に応じた投薬量の決定方法の開発、それらに配慮した臨床試験・検査の在り方等についての検討を行う。</p> <p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p>	<p>を行う。</p> <p>ア 認知症、変形性関節症、肺炎等の血液成分を用いた疾患特異性バイオマーカーの解析</p> <p>イ 疾患モデル動物を用いた、認知症や骨代謝疾患の血中マーカーの解析</p> <p>ウ 軽度認知機能障害(MCI) 高齢者における認知機能低下抑制の取り組み</p> <p>エ 食事等がアミロイド代謝へ及ぼす影響の細胞レベルでの検討と、疾患モデル動物の作製</p> <p>オ 地域住民の観察研究をもとにした、疾患の栄養学的危険因子の解析</p> <p>カ 疾患モデル動物を用いた、運動時や寝たきり状態での機械受容や伝導に関する遺伝子の解析</p> <p>キ 褥瘡ポケットのモデル動物の作製</p> <p>ク 高齢ドライバー運転能力評価システムの設計</p> <p>ケ 在宅介護評価における長時間モニタリング軽減のための計測系の小型化</p> <p>アルツハイマー病等の認知症</p>	<p>○ 加齢に伴う運動器疾患等の治療法開発に資する研究を推進するとともに、高齢者の機能回復のため、高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究を推進しているか。</p> <p>○ 高齢者の薬物動態に応じた投薬量の決定方法の開発、それらに配慮した臨床試験・検査の在り方等についての検討を行っているか。</p> <p>○ 研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
		<p>の早期診断や治療評価の指標となる画像診断法やバイオマーカー等の開発を推進するとともに、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発に資する研究を推進することとし、その一環として、平成 22 年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 潜在的認知機能低下の画像計測指標の策定</p> <p>イ アルツハイマー病の早期診断に関する多施設共同臨床研究の実施</p> <p>ウ 認知症研究のIT基盤の開発と構築</p> <p>エ 新規PET認知症診断薬の安全性の検討</p> <p>オ アルツハイマー病等の認知症マウスモデルを用いた、早期診断バイオマーカーの解析、臨床サンプルの収集</p> <p>カ アミロイドβ蛋白質や、神経原線維変化に結合する低分子化合物を検出する装置の設計と試作</p> <p>キ 加齢に伴う認知症の細胞モデルの解析と、細胞死の原因やその結果増減する分子の検</p>	

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
		<p>索 ク 新たな生体分子の解析システムの構築</p> <p>加齢に伴う運動器疾患等の治療法の開発に資する研究を推進するとともに、高齢者の機能回復のため、高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究を推進することとし、その一環として、平成 22 年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 実験室での歯槽骨の作製 イ 疾患モデル動物における象牙質・歯髄再生法の確立 ウ 筋再生治療用細胞の作製における、安全性の担保されたヒト筋細胞の分離・培養法の開発 エ 骨のカップリング機能を反映する評価系の開発</p> <p>高齢者の薬物動態に応じた投薬量の決定方法の開発、それらに配慮した臨床試験・検査の在り方等についての検討を行う。</p> <p>研究基盤の整備のため、研究に必要なバイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を</p>	

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>新成長戦略においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、加齢に伴う疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>医薬品及び医療機器の開発を目指した研究を行う。具体的には、認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等の研究を推進する。</p> <p>また、これらの研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進し、特に国民の健康への影響が大きい疾患分野については、より積極的に推進する。</p> <p>さらに、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>このため、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件</p>	<p>実施する等、その有効な活用を図る。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等の研究をはじめとした、医薬品及び医療機器の開発を目指した研究を行うこととし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>介護支援機器との接触による人体損傷メカニズムの解析</p> <p>これらの研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進し、特に国民の健康への影響が大きい疾患分野については、より積極的に推進する。</p> <p>国内未承認の医薬品、医療機器の治験等臨床研究を推進するとともに、臨床研究実施件数（倫理・利益相反委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製</p>	<p>○ 医薬品及び医療機器の開発を目指した研究を行っているか。</p> <p>○ 医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進しているか。</p> <p>○ 海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ年 10%以上増加</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>数の合計数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ年 10%以上増加させる。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>長寿医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>関係学会等との連携により、高齢者に特有な疾患を対象とした、科学的根拠に基づいた診断・治療ガイドラインの作成に取り組む。</p> <p>また、長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、研究指導、教育普及の両面から、系統的教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>さらに、在宅医療に関し、地域における多職種連携の促進・普及のためのカリキュラム開発や、家族介護者の介護負担の軽減に資する研究等を推進する。</p> <p>加えて、連携講座にかかる修</p>	<p>造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の増加を図る。</p> <p>（2）均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>長寿医療の質を評価する指標の開発、科学的根拠に基づいた予防・診断・治療ガイドラインの作成、系統的教育・研修方法の開発、多職種連携の促進・普及のためのカリキュラムの開発、介護負担の軽減策等に資する研究等を行うこととし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 在宅医療の効果的・効率的推進に関する調査研究</p> <p>イ 認知症患者を含む高齢者の自立支援と介護に関する文献的検討と、家族介護者の介護負担を引き起こす諸要因に関する国内外の知見の整理</p> <p>ウ 災害時における、高齢者の生活機能低下予防策の実態把握</p> <p>また、これらの長寿医療分野</p>	<p>○ 長寿医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行っているか。</p> <p>○ 高齢者に特有な疾患を対象とした、科学的根拠に基づいた診断・治療ガイドラインの作成に取り組んでいるか。</p> <p>○ 長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、研究指導、教育普及の両面から、系統的教育・研修方法の開発を推進しているか。</p> <p>○ 在宅医療に関し、地域における多職種連携の促進・普及のためのカリキュラム開発や、家族介護者の介護負担の軽減に資する研究等を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 連携講座にかかる修士、博士課程を、年 3 名以上修了。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 情報発信手法の開発 長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>士、博士課程を、年 3 名以上修了させる。</p> <p>② 情報発信手法の開発 長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、患者・家族、国民や医療従事者への啓発・情報提供手法等の研究を推進する。</p> <p>ア 患者・家族、国民に向けた啓発・情報提供手法等の検討 認知症、骨粗鬆症等の加齢に伴う疾患の概要や標準的診断法・治療法の解説、研究成果の紹介等、情報発信のあり方に関する研究に取り組む。 特に患者に対する啓発手法の研究に当たっては、患者が高齢であることや、認知機能が低下傾向にあること等を踏まえ、対象者及び対象疾患の特性に合わせた効果的な啓発</p>	<p>における高度な研究開発を行う、専門的人材の育成を図るため、連携講座における大学院生の教育を充実し、修士、博士課程の修了者数の増加を図る。</p> <p>② 情報発信手法の開発 長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、患者・家族、国民や医療従事者への啓発・情報提供手法等の研究を推進することとし、その一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 患者・家族、国民に向けた啓発・情報提供手法等の検討</p>	<p>○ 長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族、国民や医療従事者への啓発・情報提供手法等の研究を推進しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>手法の研究を推進する。</p> <p>イ 医療従事者に向けた啓発・情報提供手法等の研究</p> <p>標準的診断法・治療法の解説、エビデンスデータの提供、最新の知見の紹介等、長寿医療の均てん化に資する情報発信のあり方に関する研究に取り組む。</p>	<p>イ 医療従事者に向けた啓発・情報提供手法等の研究</p>	
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>高齢者に特有な疾患に関する高度先駆的医療技術を提供するとともに、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を行う。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>高齢者に特有な疾患に関する高度先駆的医療技術を提供するとともに、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を行う。</p>	<p>■評価項目 4 ■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進すること。</p> <p>高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。</p> <p>患者に対するインフォームドコンセント等におけるモデル的な終末期医療の提供を行うこと。</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供 センターの研究成果や、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約し、高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供 認知症のアミロイドイメージング、先進的骨画像診断、先進的骨折治療の提供、褥瘡の病因と病態診断に基づく治療法の選択など、高齢者に特有な疾患の予</p>	<p>○ 高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供しているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>先駆的医療を提供する。</p>	<p>防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供する。</p> <p>この一環として、平成22年度においては、具体的に以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 高齢者に特有な疾患の診断技術の提供</p> <p>a 認知症の早期診断法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像、バイオマーカーを用いた認知症早期診断の取り組みを開始する <p>b 運動器疾患の客観的診断法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨代謝制御に関する細胞レベルでの検討を開始する ・ 先進的骨強度評価の取り組みを開始する <p>c 褥瘡の病態診断法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創表面細胞外蛋白質解析による病態診断を開始する <p>d 感覚機能の客観的診断法の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢期聴力の客観的診断法の臨床応用を開始する ・ 大脳皮質感覚野活動性の疾患による感覚機能変化に関する臨床研究を開始する 	

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
		<ul style="list-style-type: none"> e 咀嚼嚥下障害診断治療検査の臨床応用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科用OCT画像診断機器の開発および臨床応用を開始する イ 高齢者に特有な疾患の治療技術の提供 <ul style="list-style-type: none"> a 認知症の臨床治験の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病態修飾薬によるアルツハイマー病の臨床治験を行う b 運動器疾患の新規治療法の臨床応用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 椎体形成術の材料の新規開発の臨床応用を行う ・ 新しい手術器具、骨折固定材料、治癒促進薬剤の開発による新しい骨折治療法を行う c 排尿障害に関する新規治療法の臨床応用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 括約筋機能不全による腹圧性尿失禁に対する骨格筋幹細胞移植による再生医療を行う ・ 過活動性膀胱に対するA型ボツリヌストキシン膀胱壁内注入療法臨床試験を行う 	

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>研究所と病院の連携による臨床研究の成果を踏まえ、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行う。</p> <p>具体的には、既に有効性が示されている既存の医療技術についても、高齢者に安全な低侵襲手技による手術、高齢者に最適な薬物療法等、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を目指す。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>研究所と病院の連携による臨床研究の成果を踏まえ、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行う。</p> <p>既に有効性が示されている既存の医療技術についても、骨折の早期診断法、低侵襲脊椎・関節手術、低侵襲人工関節手術をはじめとした、高齢者に安全な低侵襲手技による手術、高齢者に最適な薬物療法等、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を目指す。</p> <p>認知症の治療に関しては、薬物療法の選択だけでなく、認知症に対するリハビリテーションの知見を踏まえた、非薬物療法の併用を行う。</p> <p>転倒・骨折予防に関して、転倒スコア(Fall Risk Index)を多数例で測定開始するとともに、スコアの下位項目ごとに転倒予防の指導を行える転倒手帳の配</p>	<p>○ 長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
		布を行い、転倒予防を図る。	
	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 患者・家族に対する説明に当たっては、標準的な医療はもとより、高度先駆的な医療技術であっても平易な説明に努めることにより情報の共有化に努め、高齢者である患者自身やその家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援する。 また、セカンドオピニオン外来を設置し、患者・家族の相談に対応する。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点か</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 患者・家族に対する説明に当たっては、平易な説明に努めることにより情報の共有化に努め、高齢者である患者自身やその家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援する。その一環として、平成 22 年度は、検体サンプルの採取・保存に関する説明書・同意書・ハンドブックを作成する。 また、認知症、高齢者精神疾患に関するセカンドオピニオン外来を設置し、患者・家族の相談に対応する。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 患者の医療に対する理解を支援する機会を提供する。その一</p>	<p>■評価項目 5 ■ 医療の提供に関する事項 (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>○ 患者・家族に対する説明に当たっては、平易な説明に努めることにより情報の共有化に努め、高齢者である患者自身やその家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援しているか。</p> <p>○ セカンドオピニオン外来を設置し、患者・家族の相談に対応しているか。</p> <p>○ ホームページによる患者向け情報の発信や、リーフレットの配付等により、患者の医療に対する理解を支援する機会を</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>ら、ホームページによる患者向け情報の発信や、リーフレットの配布等により、患者の医療に対する理解を支援する機会を提供する。</p> <p>また、定期的な患者満足度調査の実施、日常的な患者・家族からの意見収集等をもとに、診療等業務の改善を行い、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供に努める。</p> <p>③ チーム医療の推進</p> <p>医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。</p> <p>このため、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等を、週1回以上開催する。</p>	<p>環として、平成22年度は、認知症患者・家族を対象とした「もの忘れ家族教室」を定期的で開催する。</p> <p>また、平成22年度は、患者の意見を運営に反映させるための患者満足度調査を年1回実施し、診療等業務の改善を行い、患者の視点に立った良質かつ安心・安全な医療の提供に努める。</p> <p>③ チーム医療の推進</p> <p>医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。その一環として、平成22年度は、高齢者に特有な疾患・病態に対する診療科横断的、多職種による特殊外来である「もの忘れセンター」において、薬剤師、看護師、言語聴覚士、心理士等が医師・歯科医師とともに評価・指導にあたる。</p> <p>また、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレ</p>	<p>提供しているか。</p> <p>○ 患者満足度調査の実施、日常的な患者・家族からの意見収集等をもとに、診療等業務の改善を行い、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供に努めているか。</p> <p>○ 多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、質の高い医療の提供を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等を、週1回以上開催</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>医療の提供に必要なネットワークの構築に努め、急性期の受入れから、回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括的なプログラムに基づく医療を提供するとともに、患者に対し切れ目なく適切な医療を提供できるよう、紹介先医療機関等の確保に努め、入院から地域ケアまで見通した医療の提供を行う。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療事故報告の有無に関わらず、医療安全管理部門が定期的に病院内の安全管理体制を検証し、その改善のための対策を立案し、各部門に対して助言を行う等、医療安全管理を統括、監督する体制を充実する。</p> <p>また、医療安全管理部門の担当者は、関係法令、各種指針等</p>	<p>ンス、合同回診等を、週1回開催する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>在宅医療支援病棟や地域医療連携室の活用等により、医療の提供に必要なネットワークの構築に努め、急性期の受入れから、回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括的なプログラムに基づく医療を提供するとともに、患者に対し切れ目なく適切な医療を提供できるよう、紹介先医療機関等の確保に努め、入院から地域ケアまで見通した医療の提供を行う。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療事故報告の有無に関わらず、医療安全管理部門が定期的に病院内の安全管理体制を検証し、その改善のための対策を立案し、各部門に対して助言を行う等、医療安全管理を統括、監督する体制を充実する。その一環として、平成22年度は、ヒヤリハット事例分析・対策会議を月</p>	<p>○ 医療の提供に必要なネットワークの構築に努め、急性期の受入れから、回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括的なプログラムに基づく医療を提供するとともに、患者に対し切れ目なく適切な医療を提供できるよう、紹介先医療機関等の確保に努め、入院から地域ケアまで見通した医療の提供を行っているか。</p> <p>○ 医療安全管理部門が病院内の安全管理体制を検証し、その改善のための対策を立案し、各部門に対して助言を行う等、医療安全管理を統括、監督する体制を充実させているか。</p> <p>○ 医療安全管理部門の担当者は、関係法令、各種指針等にのっとり、病院各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、管理業務、医療事故等の</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>にのっとして、病院各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。</p>	<p>2回、医療安全管理委員会を月1回、医療安全対策のための職員研修を年2回、それぞれ定期的に開催する。</p> <p>また、医療安全管理部門の担当者は、医療事故報告制度等ならびに医療機器・医薬品等安全情報報告制度をはじめとした関係法令、各種指針等を遵守し、病院各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、「生活機能評価」や「主観的満足感」等の客観的指標等を用いた質の評価を行う。</p>	<p>発生時における初動対応と危機管理等を統括しているか。</p> <p>○ 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行っているか。</p>
			<p>■評価項目 6 ■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 認知症に関する医療及び包括的支援の提供 認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するため、医療と介護等の連携を推進するとともに、センターにおいて、地域の医療施設、介護施設、自治体関係者等と連携し、認知症に対するモデル的な医療を提供する。 このため、医療者、介護者、家族等を交えたカンファレンスの開催件数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ 10%増加する。</p> <p>② モデル的な在宅医療支援の提供 患者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、全国を代表する在宅医療関係者等との連携等により、</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 認知症に関する医療及び包括的支援の提供 認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するため、医療と介護等の連携を推進するとともに、センターにおいて、地域の医療施設、介護施設、自治体関係者等と連携し、認知症に対するモデル的な医療を提供する。 その一環として、平成22年度には、認知症患者・家族を対象とした「もの忘れ家族教室」を定期的で開催し、認知症の精神行動障害(周辺症状)への対応等について教育するとともに、地域医療機関や介護施設とも連携する。</p> <p>② モデル的な在宅医療支援の提供 患者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、在宅医療推進会議における議論を通じ、全国や地域</p>	<p>の提供</p> <p>○ 認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するため、医療と介護等の連携を推進するとともに、認知症に対するモデル的な医療を提供しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 医療者、介護者、家族等を交えたカンファレンスの開催件数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ 10%増加</p> <p>○ 切れ目のない医療の提供を行うため、在宅医療関係者等との連携等により、モデル的な在宅医療を推進しているか。</p> <p>○ センターにおいて、在宅医療支援病</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>モデル的な在宅医療を推進する。</p> <p>また、センターにおいて、在宅医療支援病棟を中心に、モデル的な在宅医療支援を提供する。</p> <p>このため、在宅医療支援病棟の新入院患者数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ 20%増加させる。</p> <p>③ モデル的な終末期医療の提供</p> <p>終末期医療についての国民のコンセンサスの形成に資するよう、センターにおいて、モデル的な終末期医療のあり方について検討し、提供する。</p>	<p>を代表する在宅医療関係者等との連携等により、モデル的な在宅医療を推進する。</p> <p>センターにおいて、在宅医療支援病棟を中心に、モデル的な在宅医療支援を提供するための検討を行う。その一環として、平成 22 年度には、在宅医療支援病棟の需要を計測するためのタイムスタディを開始するとともに、患者数の増加を図る。</p> <p>③ モデル的な終末期医療の提供</p> <p>終末期医療についての国民のコンセンサスの形成に資するよう、センターにおいて、モデル的な終末期医療のあり方について検討し、提供する。その一環として、平成22年度には、高齢者の癌を中心とした、終末期医療の具体的医療内容のニーズの調査を開始する。</p>	<p>棟を中心に、モデル的な在宅医療支援を提供しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 在宅医療支援病棟の新入院患者数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ 20%増加</p> <p>○ 終末期医療についての国民のコンセンサスの形成に資するよう、センターにおいて、モデル的な終末期医療のあり方について検討し、提供しているか。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p>	<p>■評価項目 7 ■ 人材育成に関する事項</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>レジデント等の若手医療従事者、流動研究員等の若手研究者に対する教育・指導体制の充実により、長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成を推進する。</p> <p>また、センター職員に対する長寿医療分野に関する教育機会を確保する。</p> <p>さらに、老年医療に関する医学生向けセミナー等を、年1回以上開催する。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>長寿医療の均てん化の推進を目的として、長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習を実施することとし、特に認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するために、全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象とした研修等により、医療と介護等の連携を推進する。</p> <p>これにより、医療従事者のニーズ</p>	<p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>レジデント・看護師等の若手医療従事者、流動研究員等の若手研究者に対する教育・指導体制の充実により、長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成を推進する。その一環として、センター職員に対する長寿医療分野に関する教育機会を確保する。</p> <p>また、平成 22 年度には、外部の医学生に対しても、日本老年医学会との共催で「老年医学サマーセミナー」を開催する。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>長寿医療の均てん化の推進を目的として、長寿医療に携わる医療従事者を対象とした各種のモデル研修・講習を実施する。その一環として、平成 22 年度は、口腔ケア研修会を開催するとともに、修了者数を年20名以上とする。</p> <p>また、認知症看護のモデル研修・講習のプログラム作成を開始する。</p>	<p>○ 若手医療従事者、若手研究者に対する教育・指導体制の充実により、長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成を推進しているか。</p> <p>○ センター職員に対する長寿医療分野に関する教育機会を確保しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 老年医療に関する医学生向けセミナー等を、年1回以上開催</p> <p>○ 長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習を実施し、医療と介護等の連携を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 医療従事者のニーズを踏まえた、医療従事者向け研修会を、年1回以上開催するとともに、修了者数を年 20 名以上</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>を踏まえた、医療従事者向け研修会を、年1回以上開催するとともに、修了者数を年 20 名以上とする。</p>		
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の長寿医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習等を通じ、全国の中核的な医療機関等との連携を推進する。</p> <p>また、認知症サポート医養成研修会を、年 5 回以上開催するとともに、修了者数を年 300 名以上とする。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、センターが国内外から収集、整理及び評</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワークの構築の推進</p> <p>認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するために、全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象とした「認知症サポート医養成研修会」を開催する。</p> <p>平成 22 年度は、「認知症サポート医養成研修会」を年5回開催するとともに、修了者数を年300名以上とする。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>センターが国内外から収集、整理及び評価した長寿医療に関する最新の知見や、センターが開発する高度先駆的医療や標準的医療</p>	<p>■評価項目 8 ■</p> <p>医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>○ 長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習等を通じ、全国の中核的な医療機関等との連携を推進しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 認知症サポート医養成研修会を、年 5 回以上開催するとともに、修了者数を年 300 名以上</p> <p>○ センターが国内外から収集、整理及び評価した長寿医療に関する最新の知見や、センターが開発する高度先駆的医療や標準的医療等に関する情報につい</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>価した長寿医療に関する最新の知見や、センターが開発する高度先駆的医療や標準的医療等に関する情報について、インターネットの活用等により国民向け・医療機関向けの広報を行う。</p>	<p>等に関する情報について、インターネットの活用等により国民向け・医療機関向けの広報を行う。</p> <p>平成 22 年度は、コンテンツの充実やアクセス数の増加を目指した、ウェブサイトの全面的な見直しに着手する。</p>	<p>て、国民向け・医療機関向けの広報を行っているか。</p>
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、長寿医療分野において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>また、専門的提言の実施に必要な知見を集積するため、科学的根拠に基づいた検討の基盤となる社会医学研究等の推進を図る。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>国と連携し、長寿医療分野における課題の解決策等について、長寿医療研究開発費等を活用した社会医学研究による科学的な検討を行い、研究報告書、論文発表、学会発表等を通じた専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>■評価項目 9 ■</p> <p>国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>○ 国と連携しつつ、長寿医療分野において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。</p> <p>○ 科学的根拠に基づいた検討の基盤となる社会医学研究等の推進を図っているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>我が国における長寿医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に積極的に協力するとともに、センターの有する医療資源(施設・設備及び人材等)の提供等、協力可能な範囲で迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者の継続的な受入れ等、長寿医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p> <p>また、長寿医療に関する国際シンポジウムを、年1回以上開催する。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害に際する国の要請に積極的に協力することができるよう、センターの有する医療資源(施設・設備及び人材等)に関する情報を一元的に管理する等、迅速かつ適切に対応できるよう準備する。</p> <p>(2) 国際貢献</p> <p>外国雑誌への論文発表や、国際学会での発表等による研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者の継続的な受入れを行う。</p> <p>関係団体との共催により、「国立長寿医療研究センター国際シンポジウム」を開催する。</p>	<p>○ 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に積極的に協力するとともに、センターの有する医療資源(施設・設備及び人材等)の提供等、協力可能な範囲で迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>○ 長寿医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行っているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 長寿医療に関する国際シンポジウムを、年1回以上開催</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p>	<p>■評価項目10■</p> <p>効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）に基づき平成 22 年度において 1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p>	<p>○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p> <p>○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。</p> <p>○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 総人件費改革は進んでいるか。（厚労省評価委評価の視点）</p> <p>○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。</p> <p>○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行ってい</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>るか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p> <p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るた</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすた</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 医薬品医療材料等に対する他</p>	<p>■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>め、以下の取組を進めること。</p>	<p>めの経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、可能な限り収支相償の経営を目指す。</p>	<p>要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 5年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上</p> <p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。(政・独委評価の視点) <p>○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定している</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規</p>	<p>② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、医薬品の共同購入を行う。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、一般管理費率（退職手当を除く。）の抑制に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規</p>	<p>か。)(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。</p> <p>○ 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成 21 年度比 15%以上削減</p> <p>○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p> <p>○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>務の改善等収入の確保</p>	<p>発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して(※) 医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率 0.07%</p>	<p>発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p>	<p>を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ 平成 21 年度に比した医療未収金比率の縮減</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>平成22年度は企業会計原則に基づく会計処理の初年度であることから、4月1日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させることにより、企業会計原則による経営状況が把握可能な体制の確立を図る。</p> <p>また、月次で決算を行い、財務状況を把握すると共に、毎月評価会を開催し、その経営状況の分析を行い、経営改善に努める。</p>	<p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p> <p>○ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行っているか。</p> <p>○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>■評価項目 1 2 ■</p> <p>法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>取組状況を公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。（厚労省評価委評価の視点） ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。（厚労省評価委評価の

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			視点)
<p>第 4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、</p>	<p>第 3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適</p>	<p>■評価項目 1 3 ■</p> <p>予算、収支計画及び資金計画等 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p> <p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p> <p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなる</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p> <p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 1, 400百万円 2. 想定される理由</p>	<p>切なものとなるよう努める。</p> <p>平成22年度については、内部資金の有効活用により、固定負債(長期借入金の残高)を減少させる。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p> <p>第 4 短期借入金限度額</p> <p>1. 限度額 1, 400百万円 2. 想定される理由</p>	<p>よう努めているか。</p> <p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては、事前に明らかにされているか。)</p> <p>i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められ</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第 5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>るか。</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施 されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p>2. 人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備する</p>	<p>第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 平成 22 年度については、内部資金を活用して、経営状況を勘案しつつ医療機器等の整備を行う。</p> <p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を生かした人材交流の促進等、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備する</p>	<p>■評価項目 1 4 ■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他の事項</p> <p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。</p> <p>○ 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p> <p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p> <p>○ 女性の働きやすい環境を整備すると</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
	<p>とともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 434 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者</p>	<p>とともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>技能職について、平成 22 年度において、2人の純減を図る。</p>	<p>もに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p> <p>○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p> <p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p> <p>○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めている</p>

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 16, 022百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>か。</p> <p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p> <p>○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。</p> <p>○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。</p> <p>○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価してい</p>

国立長寿医療研究センター 評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成 22 年度計画	評価の視点（案）
			<p>るか。<u>政・独委評価の視点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑問を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等) (厚労省評価委評価の視点) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委員会の視点)